



911.101
F76



始



3551



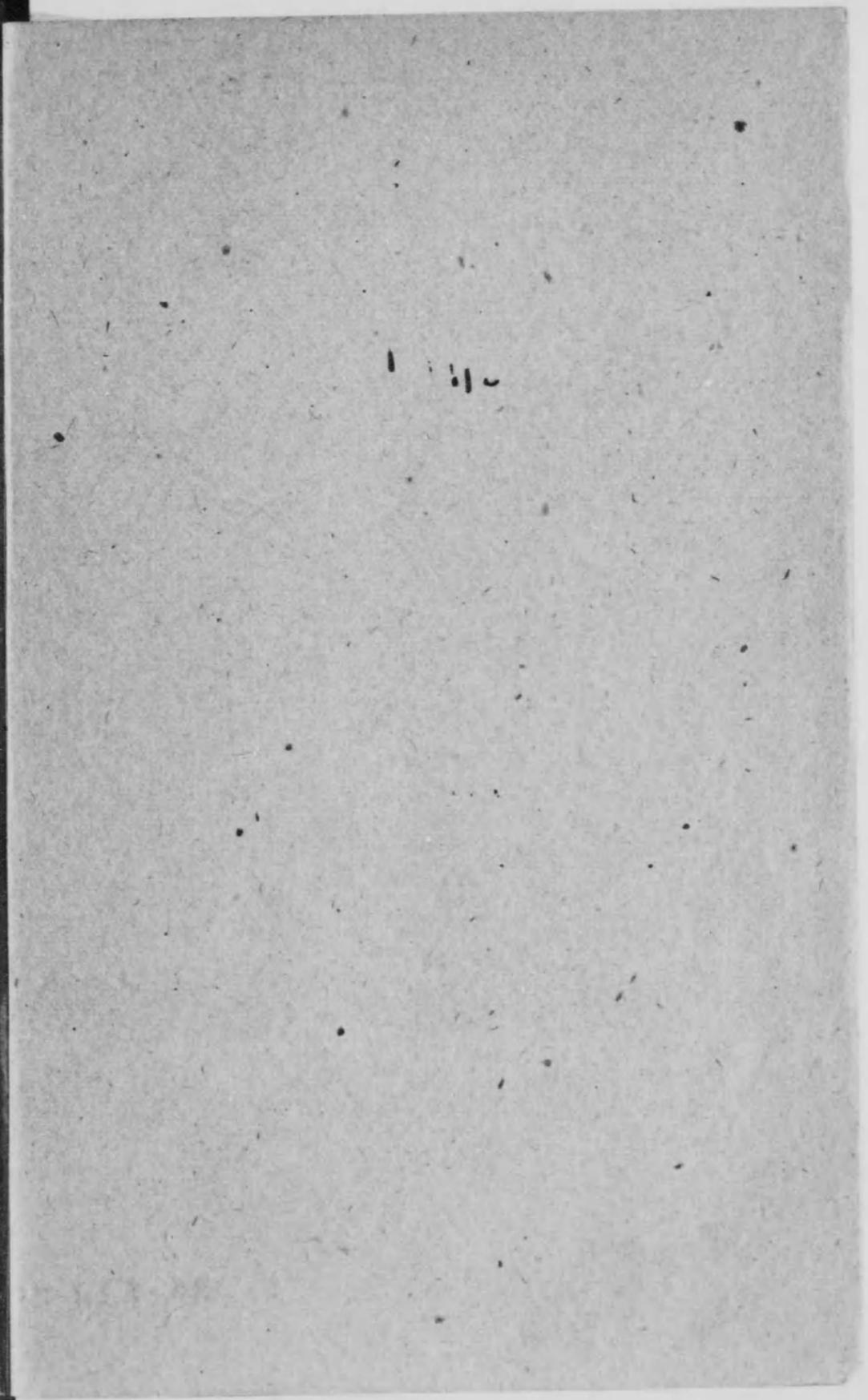
911.101
F76

福井久蒔美

大日本歌学史

不二書局梓

大正
15.11.25
内交



517-555

序

福井君の大日本歌學史が刊行せらるることになつて、まことに喜ばしい。同君は家庭に一子も無く、朝夕書籍にばかり親しんでその研究を續けて行かれるので、積り積つて未定の原稿は堆いほどあるさうである。多くは日本の文化史の上の研究で、本書の如きも、その一部分と見做すべきであらうと思ふ。今や外國の文學その他の思想を傳へ、翻譯を公にすることが可なり盛であるに關らず、我が古代文化を闡明するといふ方面は割合に振はない。又その研究に没頭する學者も少い。私は福井君をづつと前から知つてゐる。そうしてその人格を尊重し、本書の出版を國家の爲に慶賀し、尙續々その稿

本の世に出ることを心から祈つてゐる。

大正十二年七月三十日

芳賀 矢一

しるす

はしがき

この書は寧樂時代より明治の大御代の終に至る千有餘年に於ける我が歌學の起原發達沿革を論述したものである。

凡そ歌學の史的研究には種々の方法がある。斯界に於ける偉人の著作に就いて、その内容の批判を試みつつ、年次を逐ひて系統を立ててゆく態度方法がある。又歌學の範疇を定め、その中に包含すべき要項を分け置きて、古來の學者の唱道した説を各要項毎に擧げ、その問題に對する學者の見解がいかん展開し分化していつたかを明にする態度方法もある。又かかる學説や著書が発生するに至つた社會相及その必然的の根本理由を旨と究めつつ系統を立ててゆく態度方法もある。

和歌式や髓腦が中古の歌合の判などにいかに影響したか、詠歌大概や毎月抄が近古の歌人にいかに遵奉され釋明されたか、國歌八論が近世學者の幾多の批評を醸し、そ

れにつれて歌學一般の進歩を來たしたかと究めゆく如きは第一法である。又歌とは何ぞやといふ問題に對し、貫之・公任はいかに考へ、宣長・御杖はいかにこれを論じたか。和歌と擇詞とに就き、眞淵と蘆庵とはいかに異なつた考を抱いてゐたか。桂園派と古學派との間には調に就いていかに論争し合つたか。又それらの問題が最初いかなる風に考へられいかに展開していつたかを究める如きは第二法である。又戦亂の永い間うち續いた爲に文化が地に墜ちて、上流智識階級の一部には生活のたづきを失つたことなどから古今傳授などを生じたことや、その弊害の増して來た時、印刷術が盛になつて民間にも學術の研究が起つた結果、堂上派の學説を破壊しようとする運動が起つた。契沖や茂睡の説はそれであると説くが如きは第三法である。

古來御國の學問といへば和歌がその中心となつてゐた。いろいろの散文もこれに根ざして出來たことは芳賀博士の夙に論じられたことである。そのせいか歌に關する著書は古來少くない。寧樂朝から明治の昭代に至る間の歌學書は予が大日本歌書綜覽に

收めたものばかりでも千四百五十餘部に上つてゐる。その他に管見に觸れないものも多からう。けれども中世以降は傳統を重んずる結果、唯師説を録し若しくはこれに多少の補修を加へた類が多く、卓拔斬新の見を立てたものは極めて少い。本書は歌學の主なる思潮系統を基とし、古人の名著を擧げて、第一法を經とし第二第三法を緯とし、折衷して説を立てた。蓋し初學の研究には今日はまづこれが適當の方法と信じたからである。近世文學復興を劃する元祿時代を以て、上代歌學と近世歌學との二大期に分けて論ずる説もある。これにても宜しい。併し私は分けるなら荷田在滿が國歌八論を著した寛保の頃を以て境としたいやうな心持がする。これは和歌の目的に就いて古來の説を改めようとしたからである。それ以來眞淵・宣長・蘆庵・景樹等諸家の異なつた見方や學説が成立するに至つたからである。契沖や茂睡の功は大きいには違ないが、當流の説を斥破したといふ點だけでは上世と近世とを分けるのは如何なものであらう。室町時代に於ても今川了俊の如きは和歌の秘傳を斥けてゐる。釋成俊はいふまで

もなく長慶天皇も定家の假名遣に就ては杜撰であることを夙く説かせられてゐる。又民間の學者や歌人の三輪執齋や荷田春滿の如きは戀歌を詠んではならないとしてゐるのに、却つて堂上家では三條西實教の如き、歌は戀歌が第一であると言つて反對説を立てられてゐる。それゆゑ寛保を以て分けるのが無難であると思ふ。尤も物は成るの日に成るにあらずこの語もあり、又契沖及茂隆が學問の自由討究を唱道したといふ點からなれば敢へて異議はない。近世歌學の前派とか先驅として宜しい。さういふ考が頭にあつたものであるから、この書には別にさう時期も分けずに六十二章に述べて置いた。これは強ち先輩の説をもどくものではない。自分の著書の内容と考だけを述べておくのである。本書には比較的委しい年表を巻首に載せて、著名の歌人歌學者の著作や歿年などを擧げて置いた。尙一々の歌學書のこととは大日本歌書綜覽と照合されることを希望する。終に臨みて本書を出すに方つて種々御厚意を忝うした先輩並に友人諸彦に對し、謹んで深厚なる謝意を表する。

附言

この書の出版に就て尙一言を添へたいことがある。それは私がこの第一稿三巻を書きおろしたのは日本文法史を書いてから二年たたない間のことであつた。當時恩師上田博士の一閱を願ふつもりで御手許に差出して置いた。固よりまだかた成りのもので汎く世間に問ふ志も無かつた。かかる間に月日はめぐり、四十三年の涼風の吹く頃になつて、竹柏園大人は日本歌學史を出版せられ、不肖にも一本を寄せられた。私は直に繙いて大に益を得たことも鮮くなかつた。但し自分の考の異なつてゐるところを書いて教を請うて見たい氣もしたが、疎懶の性は終に筆を着けるに及ばなかつた。爾來他事にかかづらつてゐて舊稿は捨てて顧みなかつた。ところがその後友人は頻に枯れた小さな六日の菖蒲を世に出せよ勸めて止まないで、又筆を執つて多少書き加へて見た。學習院にゐた頃同僚、紀平博士の御周旋によつて、某書肆から出版することになり、大正十二年の夏全部校正も終へ、八百餘頁の紙型も出來、今一週間も経たな

い中に御世話に預つた方々にも配本もしたり、坊間にも出すことになつてゐた。然るに九月一日のあの怖い大震火災はこれをも全く烏有に歸せしめて了まつた。當時芳賀博士はお眼のお悪いのに、輕井澤からわざわざ一文を草して送つて戴いたものである。今第三稿を出版するに方りこれを巻首に掲げるのは博士の御思召もいかがと思ふが、自分にとつては懐しい忘れがたい記念であるからである。自分のかの序文にもあるやうにこの年になるまでまだお父さまと呼ばれる仕合を持たない。このたび大日本歌書綜覽を出すに方り、不二書房のあるじがその姉妹篇として本書の刊行をそそのかされるので、二たび流産して三度目に生れた可愛い子供と思つて、自分はこれを世の中に送り出すのである。醜くても我子は美しと見えるとかいふことを聞いてゐるが、これもその聲に倣つたものである。

大正十五年七月

池袋大原なる小松園にて

著者しるす

年表

元明天皇御代	柿本人麿歿す。
同 和銅五年	大安萬侶古事記を撰ぶ。
同 六年	諸國に勅して風土記を撰進せしめらる。
元正天皇養老四年	日本書紀の撰成る。
聖武天皇御代	山部赤人歿す。
天平三年	大伴旅人歿す。
同 五年	山上憶良歿す。類聚歌林の撰者
光仁天皇寶龜三年	藤原濱成和歌式を作る。
桓武天皇延暦四年	大伴家持歿す。萬葉集の撰者。
嵯峨大皇弘仁十一年	空海の文筆眼心抄成る。これより先、文鏡秘府論を著す。
光孝天皇仁和	喜撰式成る。
醍醐天皇昌泰三年	安部清行卒す。石見女式の作者

延喜五年 古今和歌集成。

同十三年 亭子院歌合に判詞がある。

朱雀天皇承平元年 紀貫之新撰和歌集序成る。

村上天皇大曆五年 和歌所を置き、萬葉に點を加へさせられた。

同 康保二年 壬生忠岑歿す。和歌十體を作る。

三條天皇長和元年 選子内親王發心和歌集の序成る。

後一條天皇寛仁二年 源道濟歿す。和歌十體を作る。

後朱雀天皇長久二年 藤原公任歿す。新撰髓腦、和歌九品等の撰者。

後冷泉天皇天喜四年 始めて中殿御會を行はれた。

同 康平元年 能因歿す。歌枕及題抄の作者。

堀河天皇承德元年 源经信歿す。難後拾遺の作者。

同 康和元年 藤原通俊歿す。後拾遺問答の作者。

鳥羽天皇元永元年 六條家祖藤原顯季始めて人麿供養を行ふ。

同 年 藤原仲實卒す。綺語抄の著者。

保安元年 藤原敦隆卒す類聚古集の撰者。

大治元年 源俊賴金葉集を撰む。俊秘抄の著者。

近衛天皇康治中 藤原基俊歿す。悦目抄の撰者。

二條天皇永萬元年 藤原範兼卒す。和歌童蒙抄の著者。

六條天皇仁安元年 和歌現在書目録成る。

高倉天皇嘉應元年 藤原清輔和歌初學抄を著す。

治承元年 藤原清輔卒す。袋艸子、奥儀抄、初學一字抄の作者。

安徳天皇壽永二年 顯昭の古今集序成る。同人の後拾遺抄註及散木集註成る。

同 三年 顯昭の柿本朝臣人麿勘文成る。

後鳥羽天皇文治元年 顯昭の古今集註完成。

同 年 西行御裳裾川歌合同宮川歌合成る。

建久元年 上覺、和歌色葉抄を著す。

同 四年 後京極良經家の六百番歌合。俊成の判に對し、顯昭陳狀を奉る。

同 八年 藤原俊成古來風體抄を著す。

土御門天皇正治二年

俊成正治奏狀を奉る。

建仁二年

千五百番歌合を行はれた。

元久元年

俊成歿す。萬時を著す。

建永元年

後京極攝政良經歿す。新古今集假名序の作者。

同

藤原隆房の四條大納言日記成る。

承元元年

藤原定家鎌倉右大臣の爲に和歌式を作る。一名を近代秀歌とも承元抄ともいふ。

順德天皇建保四年

鴨長明寂す、無名抄螢玉集の著者。

年時不明

八雲御抄を欽撰せらる。

承久元年

藤原定家の毎月抄成る。

承久三年

定家の顯註密勘成る。

後堀河天皇貞應元年

藤原定家古今集の定本を作る。

同

同人の三代集之間事成る。

嘉祿二年

僻案抄成る。

貞永元年

藤原定家の長歌短歌古今相違之事成る。

四條天皇文曆二年

小倉山莊百首の事明月記に記す。

嘉禎三年

藤原家隆歿す。

延應元年

後鳥羽院崩御。和歌御口傳抄一卷。一名を遠鳥御抄ともいふ。

仁治二年

藤原定家歿す。詠歌大概秀歌之大略等の著作甚だ多い。

後深草天皇寶治二年

蓮性陳狀を奉る。

同

久我通光歿す。歌仙落書續歌仙落書の著者。

建長五年

仙覺の萬葉集奏覽狀成る。

同 六年

越部禪尼歿す。爲家に送る消息一通。

龜山天皇弘長元年

藤原爲家八雲口傳一名詠歌一體を著す。

文永六年

仙覺律師萬葉集註を著す。

後宇多天皇建治元年

藤原爲家歿す。萬葉佳詞、古今和歌集聞書、後撰集正義等の著者。

同 二年

眞觀寂す。簸川上の著者。

弘安元年

寂惠古今抄を著す。

同 六年

阿佛尼寂す。夜の鶴、庭の教の著がある。

伏見天皇永仁三年

野守鏡成る。

後二條天皇嘉元元年

定爲法印申文を奉る。

花園天皇延慶三年

爲兼爲世兩卿陳狀。

正和二年

爲兼玉葉集を撰む。

同 四年

歌苑連署事書成る。

後醍醐天皇正中元年

北畠親房の古今序註成る。

元弘二年

藤原爲兼歿す。和歌抄の著者。

延元二年

元盛勅撰和歌作者部類を作る。

同 三年

二條爲世歿す。嘉暦元年和歌庭訓抄を作る。

後村上天皇正平七年

津守國夏卒す。古今和歌集灌頂部を作る。

正平十一年(延文元年)

二條爲定和歌口傳を著す。

同

淨辨寂す。古今集序註を作る。

正平十八年(貞治二年)

愚問賢註成る。

正平廿一年(同 五年)

由阿の詞林采葉抄成る。

後龜山天皇建徳元年(應安三年)

尊賢勅撰集作者異同考、古今讀人不知考を著す。

建徳三年(應安五年)

冷泉爲秀歿す。ならの葉を著す。

天授元年(永和元年)

頼阿寂す。井蛙抄 桐火桶要指の著者。

同 年

南朝五百番歌合成る。

元中元年

朝山梵灯の歌道大概抄成る。

元中四年(嘉應元年)

二條良基近來風體抄を著す。

同 二年

二條良基歿す。筑波問答、知連抄、擊蒙句法等の著者。

後小松天皇應永十年

今川貞世和歌所不審條々成る。

同 十三年

今川貞世言塵抄成る。

同

了譽の古今集序註成る。

同 十五年

耕雲の一すぢめ一名耕雲口傳成る。

同 十六年

今川了俊の辨要抄成る。

稱光天皇應永廿二年

花山院長親七百番歌合序成る。

大日本歌學史

同廿四年 今川了俊の落書露顯成る。

同廿五年 正徹のなぐさめ草成る。

後花園天皇永享十年 菅原言長の旋頭歌類聚成る。

同 一條兼良歌林良材抄を著す。

文安二年 堯惠愚問賢註抄を作る。

同 五年 堯孝桂明抄を著す。

長祿二年 正徹寂す。正徹物語の著がある。

寛正二年 心敬のささめごと成る。

後土御門天皇應仁二年 心敬のひとりごと成る。

文明三年 宗祇の古今集兩度聞書成る。

同 東常縁宗祇に古今傳授をなす。

同 十年 宗祇詠歌大概抄を著す。

同 十三年 一條禪閑薨す。梁川愚按抄、和歌題林抄、さよのねざめ等の著がある。

延徳二年 飛鳥井雅親薨す。筆のまよひ、古今榮雅抄の著者。

明應二年 堯惠和歌秘抄を著す。

同 三年 東常縁歿す。十口抄、野州聞書東家三部秘録の著者。

同 四年 宗祇未來記雨中吟抄を作る。

同 八年 東素純假寝のす佐美を著す。

同 一條冬良詠歌之大概抄を著す。

後柏原天皇文龜二年 宗祇寂す、愚問賢註抄及吾妻問答、分葉の著がある。

永正四年 堯惠の釣舟成る。

永正六年 飛鳥井雅康薨す。和歌功能、詠方初學を著す。

同 七年 猪苗代兼載歿す兼載雜談の著者。

同 十一年 一條冬良薨す。建保寛正間歌詩會記を作る。

大永六年 牡丹華肖柏歿す。古今和歌傳書の著者。

後奈良天皇天文元年 三條西實隆詠歌大概音義を著す。

同 六年 三條西實隆薨す。詠歌大概抄、三内口訣、再昌草の著者。

同 十九年 尊鎮法親王薨す。愚問賢註聞書の著がある。

弘治三年 宗碩漢汐草を著す。

正親町天皇永祿二年 西洞院時秀卿和歌聞書成る。

同 六年 三條西公條薨す。詠歌大概註等を著す。

同 八年 堯惠の古今延五記成る。

元龜元年 佐々木信秀の初學和歌愚問抄成る。

同 姉小路家天仁波抄成る。

同 冷泉爲益薨す。和歌雜談を著す。

同 三年 細川幽齋三條西實枝より古今傳授を受く。

天正七年 山科言繼薨す。和歌題林抄の著者。

同 三條西實枝薨す。坂下抄の著者。

同 十四年 宣義坊英酒の歌秘抄成る。

後陽成天皇同十八年 中院通勝玉屑抄を著す。

同 十九年 木戸壽之の歌會作法聞書成る。

慶長五年 里村紹巴歿す。匠材抄、詠歌大概抄を著す。

同 六年 幽齋智仁親王に古今傳授をなす。

同 十六年 中院通勝薨す。岷江入楚、百人一首作者系の著者。

同 十六年 細川幽齋薨す。和歌受用集等の著者。

後水尾天皇元和三年 後陽成院崩す。名所方輿勝覽、詠歌大概御講釋、未來記、雨中吟抄等の御作が有る。

同 今出川晴季薨す。和歌職原抄の著者。

同 里村昌琢の類字名所和歌集板行

寛永六年 智仁親王薨す。古今集聞書等の作がある。

明正天皇同十四年 本阿彌光悅歿す。歌仙大和抄を著す。

同 十五年 烏丸光廣薨す。耳袋記、而授口訣、公宴御會式の著者。

後光明天皇正保二年 源考巧の續勅選作者部類成る。

同 五年 隨葉集板行。

慶安元年 鱧重常の春雨抄板行。

同 二年 木下長嘯子歿す。

承應二年 松永徳貞歿す。歌林樸楸、戴恩記、貞徳筆記、堀河百首肝要抄の著者。
同 二年 中院通村歿す。未來記雨中吟註を著す。

後西院天皇明曆四年

同 圓城院實盛の和歌寶鑑抄成る。
新葉集作者部類成る。

萬治元年

後水尾院詠歌大概勅講成る。

同 二年

澄月の歌枕名寄板行。

同 三年

宗惠の松葉名所和歌集板行。

同

石川清民の檜山拾葉成る。

慶元天皇寛文五年

戸田茂睡誓書成る。

同

源泰季の詞林三知抄板行。

同

佐方宗佐幽齋翁聞書を板行す。宗佐の著には和歌座右及かやくきがある。

同 六年

山本春正古今類句板行。

同 八年

河瀬菅雄の百人一首見聞抄成る。

同 九年

烏丸資慶歿す。資慶卿口傳、資慶卿詠方。

同

加藤磐齋の三部抄増註板行。

同 十年

下河邊長流の枕詞燭明抄板行。

同 十一年

西順の歌林名所考板行。

延寶元年

和歌吳竹集板行。

同

歌道秘藏録板行。

延寶五年

下河邊長流續歌林良材集を板行す。

同

石出吉深凡右抄板行。

同 七年

飛鳥井雅章歿す。飛鳥井家の式を著す。

同 八年

岡西惟中の續無名抄成る。

同

後水尾院崩御。類題寄書、一字御抄、詠歌大概御抄、玉露稿、和歌作法、御情願聞書、可秘抄の御著作がある。

同 九年

望月長孝歿す。詠歌大本、詠歌大概講談密註、古今仰戀を著す。

延寶中

潮音大成經偽作事件により遠島に處せられた。

天和二年

尊俊の和歌作法條々板行。

同 歌合部類板行。

同 三年 觀阿居士の二十一代集後談成る。

貞享二年 名所小鑑板行。

同 三年 下河邊長流歿す。萬葉管見抄、四季出題抄、神佛二聖和歌註等の著者。

同 三年 有賀長伯の和歌世々の彙成る。

同 四年 日野弘資歿す。野江問答、詞林問答、日野弘資口義等門人の筆記が存す。

同 契沖の詞草正採抄成る。

同 山崎平右衛門茂睡の説を聞いて歌學密受抄を録す。

同 河瀬菅雄の和歌拾題板行。

同 鈴木重矩烏丸光雄の説を録し未底記を作る。

同 二年 契沖の萬葉代匠記成る。

同 淵出自勝軒の名所和歌探本求源抄板行。

同 烏丸光雄歿す。光雄脚口授。續耳袋記、門人によつて記さる。

同 和歌威徳物語成る。

東山天皇元祿元年

同 三年

契沖の勝地吐懷編成る。

同 後水尾院一字御抄刊。

同 眞名艸板行。袖珍歌枕板行。

元祿三年 細川行孝卒す。續耳袋記の作あり。

同 四年 契沖百人一首改觀抄成る。

同 五年 巨勢卓幹周詩准擬和歌を選む。

同 戸田茂睡百人一首雜談を著す。

同 岡西惟中歿す。消閑雜記を著す。

同 中堀僖庵の萩のしをり成る。

同 貝原益軒の和歌紀聞抄成る。

同 九年 有賀長伯の初學和歌式及歌林雜木抄板行。

同 十年 有賀長伯の濱の眞砂板行。

同 契沖類字名所補翼抄を著す。

同 戸田茂睡僻言調を著す。

同十一年 有賀長伯の和歌分類板行。

同 戸田茂睡の梨本集成。

同 野田忠肅の萬葉五句類句、及萬葉類礎成る。

同十三年 有賀長伯の和歌八重垣、和歌二葉草板行。

同十四年 三條西實教薨す。實教脚歌話。

同十五年 契冲寂す。古今餘材抄、河社、新勅撰評、六帖考證拾遺の著者。

同 中院通茂の未來記抄及勸染集成。

同 北村季吟幕府に聘せられ、和歌所法印となる。

同 惠藤一雄和歌古語深秘抄を刊行す。

同 伴暢の歌林備考成る。

同 寶永元年 稻葉正倚の知海抄成る。

同 平間長雅の百人一首講談秘註成る。

同 素兄堂止靜の和歌千年友板行。

同 二年 北村季吟歿す。増補和歌題林抄、和歌詞の抄、萬葉拾穂抄、八代集抄、歌

同 三年 仙句集拾穂抄等の著者。

同 戸田茂睡歿す。

同 歌道まさきの葛板行。

同 五年 阪光淳の和歌禁忌遠慮之辨成る。

同 五年 稻葉正倚の席話抄成る。

同 歌林草分衣板行。

同 六年 世外子の和歌組題集板行。

同 和歌玉かづら板行。

同 清水谷實業薨す。口傳一卷。

中御門天皇同七年 中院通茂薨す。溪雲問答、詠歌大概聞書、類葉和歌溪雲抄の著者。

同 平間長雅歿す。和歌三義、和歌血脈道統譜、風塵記の著者。

同 跡部光海の和歌三神傳成る。

同 正徳元年 松井幸隆愚問賢註六窓鈔及幸隆聞書を著す。

同 度會常彰六窓塵談を録す。

同 三年 歌道名目抄板行。

同 瑞立齋の和歌詠格追考板行。

享保四年 有賀長伯の秋の寐覺板行。

同 五年 和歌伊勢海上板。

同 野村尙房三玉桃事抄成る。後享保八年板行。

同 七年 柘植知清の濱木棉成る。又かたいとの著をなす。

同 九年 香川宣阿の草庵集蒙求諺解成る。

同 十一年 素兄堂の和歌藻英小傳板行。

同 十二年 阪靜山和歌用心記を著す。

同 十五年 阪靜山和歌格式を著す。

同 十六年 靈元法皇の作例初學考成る。

同 久志本常彰の藝林珠璣成る。

同 十八年 青木鷺水歿す。和歌淺香山を著す。

同 二十年 姉小路實紀の竹亭和歌式成る。

同 香川宣阿歿す、和歌傳書がある。

同 二十一年 阪靜山の拾題辨知抄、諷詠覺悟抄成る。

櫻町天皇_元文元年

同 二年 荷田春滿歿す同假雲の詞林拾葉成る。

同 加藤枝直の歌の姿古今を論ふ詞成る。

同 仁木充長歿す。二條家口傳あり。

同 烏丸光榮の内裏進上の卷成る。

同 桃原堯民幽齋問書講習辨を著す

同 三年 武者小路實陰歿す。初學考鑑を著す。超嶽院御講演の記(門人録す。)

同 年 依田貞鎮の詠學辨要成る。

寛保元年 荷田春滿の國歌八論成る。

同 田安宗武國歌八論餘言を著す。

同 在滿の國歌八論再論成る。

同 二年 荷田在滿の古今左註論成る。

同 賀茂貞淵國歌八論餘言拾遺、國歌臆説を著す。

延享元年

真淵の再奉答書成る。

同

赤井一貞管見問答を著す。

同三年

田安宗武の歌體約言成る。真淵これが跋を作る。

同

岨山春幸の歌仙二葉考板行。

同

河瀬省雄の名所草木考成る。

同四年

太宰春台歿す。獨語を著す。

同

久米五郎兵衛のまさきのかづら成る。

寛延元年

度會常彰の日本國風成る。

同

烏丸光榮歿す。詠歌覺悟教訓を著す。

同二年

栗山滿光の和歌道しるべ成る。

同

真淵の萬葉解通釋成る。

同

多田義俊歿す。桂樹歌話、桂花鈔、風耳抄を著す。

同

田澤義章の歌仙考成る。

寶曆元年

松山圓應の和歌叢林夜話成る。

同

荷田在滿歿す。

同七年

賀茂真淵の冠辭考成る。

同

紀安資和歌要領を著す。

同十年

真淵の萬葉大考成る、龍の公への答成る。

同

野呂玄丈の佛足跡歌考成る。

同

小野好純の歌道根原鈔成る。和歌手引の糸を著す。

同

有栖川職仁親王の愚考一步抄成る。

同十一年

大菅公主國歌八論斥非を著す。

同十三年

本居宣長石上私淑言を著す。同紫文要領成る。

同

建部綾足片歌二夜問答を著す。

明和元年

真淵の歌意考及古今集序表考成る。

同二年

真淵の新まなび成る。宇比麻奈備成る。

同

建部綾足歌文要語を著す。

同

松宮觀山の和學論成る。

- 同 加藤枝直の觀山に答ふる書成る。
- 同 三年 建部綾足はしがきぶりを板行す。
- 同 四年 富士谷成章のかざし抄板行。
- 同 五年 栗本太鷹夷曲庭訓抄を著す。
- 同 柏崎具元の和歌出題考成る。
- 同 六年 村上織部の古今集助辭分類板行。
- 同 賀茂眞淵歿す。
- 同 七年 楳取魚彦の續冠辭考成る。
- 同 有栖川宮織仁親王の詠歌論成る。
- 同 源通雄の見勅選脫家集歌成る。
- 同 遠藤胤忠卒す。當家歌道教訓二十五條等の著あり。
- 同 九年 建部綾足の詞草小苑成る。
- 同 餘裕の和歌作法板行。
- 同 深澤薫の類聚冠辭略解成る。
- 安永二年 後桃園天皇同八年

- 同 建部綾足のはしがきぶり後篇板。
- 同 加藤景範の名所ついまつ板行。
- 同 三年 冷泉爲村歿す。樵夫問答。市の口すさび、和歌出似葉要解を著す。
- 同 七年 日野資枝の詠歌一體備六録成る。
- 同 八年 富士谷成章歿す。六運圖略、七體七百首、あゆび抄、五級三差、大海の原の著者。
- 同 本居宣長の玉の小櫛及詞の玉緒成る。
- 同 六年 詠歌金玉論成る。
- 同 九年 和歌詞德抄板行。
- 同 座光寺尹祥の和歌詞譜成る。
- 同 歌道人物誌再板。
- 天明二年 日野資枝の歌合日録校訂成る。
- 同 度會常彰の和歌玉柏板行。
- 同 寂明の歌道根元問答板行。

同

尾崎雅嘉のぬさぶくろ板行。

同

青木菅根の葦垣成る。

同

小澤蘆庵の難藏山集成る。

同

中臣山伎麿の六義考及國史古集成る。

同

入江昌熹の異名分類抄板行。

同

森長見の國學忘具成る。

同

久川靱負の和歌職原抄捷徑上板。

同

萩原宗固歿す。一葉抄、萩原隨筆、萩原割記を著す。

同

入江昌熹の久保之取蛇尾板行。

同

富士谷御杖の百人一首燈成る。

同

しのは草板行。

同

松平康定の八重疊成る。

同

加藤景範の和歌虛詞考板行。

同

小澤蘆庵の塵ひぢ及蘆かび成る。

同

富士谷成壽の詞葉新雅板行。

同

本居宣長の國歌八論同斥非評成る。同人の玉霞板行。

同

宮部義正歿す。澄覺聞書、詠歌覺悟等の著作がある。

同

新和歌政名草板行

同

小澤蘆庵の玉霞難詞成る。

同

眞幸千蔭の歌問答及宣長の評成る。

同

服部高保歿す。讀冠辭考を著す。

同

富士谷御杖歌袋を刊行す。

同

澄月の和歌爲隣抄板行。

同

御杖和歌梯を板行す。

同

小澤蘆庵の六義考成る。宣長の玉勝間成る。

同

中原廣道の和歌感應抄成る。

同

柳原均光の詩歌講師部類成る。

同

海量の偲種成る。

同 尾崎雅嘉の和歌明題部類正續共に板行。

同 富士谷御杖の歌道非唯抄板行。

同 六年 同人の咄南乃夷則成る。

同 同人の和歌入紐成る。

同 八年 加藤景範歿す。國歌管窺、みなれさを、濱づとの著がある。

同 小澤蘆庵の振分髪板行。

同 深澤薫の國風發蒙成る。

同 尾崎雅嘉の掌中和歌題林抄、掌中和歌明題抄、ぬさぶくろ板行。

同 十年 源義亮の石上板行。

同 本居宣長の初山踏成る。

同 加藤景範のみやびごと玉かつら板行。

同 十一年 長野三時の萬葉集類句板行。

同 度會常夏の六義口訣成る。

同 祖能和歌難波津を板行す。

同 荒木田久老の日本紀歌の解成る。

同 村田春海本居太平と歌を論ず。

同 十二年 石野廣道歿す。蹄溪隨筆、大澤隨筆、泉石抄等の著者。

同 小澤蘆庵のふるの中道板行。

同 同人のふりわけ髪自註成る。

同 飛鳥井雅成の於歌道成業譜代頗相違の事成る。

同 伴蒿蹊の國歌或問成る。

同 萩原元克の詠歌古道道の指折板行。

同 享和元年 本居宣長及小澤蘆庵歿す。

同 荒木田久老の信濃漫錄成る。

同 尾崎雅嘉の群書一覽成る。

同 小國重年の長歌珠衣成る。

同 似雲の磯の波板行。

同 伴資矩の和歌題辭要解成る。

- 同 二年 小川布淑の雅俗辨成る。
- 同 佐々木眞足の東さとし成る。
- 同 海量の續萬葉異本考成る。
- 同 慈延の隣女晤言板行。
- 同 宣長の詞の東^辨板行。
- 同 三年 伴蒿蹊の讀雅俗辨成る。
- 同 春海の雪岡禪師に與ふる書成る。
- 同 昇道の雅俗再辨成る。
- 同 春海の家集辨成る。
- 同 藤井高尙の佐喜草成る。
- 同 文化元年 上田秋成の金砂及金砂剩言成る。
- 同 横井千秋歿す。詩歌論を著す。
- 同 岡崎俊平百千鳥板行。
- 同 伴蒿蹊の門田の早苗刊行。

- 同 和泉眞國の橘平歌評成る。
- 文化二年 香川景樹養家を去りて一家の説を立つ。
- 同 慈延寂。二十一代集概覽の著がある。
- 同 三年 賀茂季鷹の萬葉類句成る。伴資規の歌辭要解板行。
- 同 度會常夏の詠歌一體密註成る。
- 同 四年 大塚寛柔の和歌假名題板行。
- 同 五年 加藤千蔭歿す。萬葉略解等の著者。
- 同 田山敬儀のたま苗板行。
- 同 清水濱臣の朝敵辨成る。
- 同 同人の泊酒筆話成る。
- 同 平岡敏道の歌學古今論成る。
- 同 六年 橋本魚彦歿す。難うけらが花、萬葉梯の著者。
- 同 深澤薫歿す。二紀國詩註、萬葉摘芳を著す。
- 同 七年 小林歌城の萬葉長歌類句成る。

齋藤彦麿の竹帚成る。

村松眞船のゆきのふる道成る。

同 八年 村田春海歿す。歌談、歌苑古題類抄、ささぐり、織錦舎隨筆を著す。

同 清水濱臣の賢歌愚評成る。

同 石塚龍麿歌談斥非を著す。

同 金谷興詩近藤光輔に答ふる書成る。

同 平田篤胤の歌道大意成る。

同 香川景樹の新學異見を著す。

同 高田與清の俳諧歌論板行。

同 文化九年 内山眞龍の日本紀類聚解成る。

同 同 十年 西村千穎の詠歌雜體抄板行。

同 成島司直の序頭書要語歌板行。

同 同 十一年 齋藤彦麿の詠歌大槪正解成る。

同 村上影而の古今集序本の心成る。

同 足代弘訓の記紀萬葉總類語抄成る。

同 同 十二年 芝山持豊薨す。やまと歌の式を著す。

同 香川景樹の百首異見成る。

同 富士谷御杖神樂催馬樂燈大旨成る。

同 見田尙之の歌學集腋成る。

同 中島廣足の三木三鳥辨成る。

同 同 十三年 富士谷御杖の北邊隨筆成る。

同 高田與清の仙覺字類、及竟管家字類成る。

同 同 十四年 本間素當の新學考鑑成る。

同 中島廣足のうなるのすさび成る。

同 石津亮澄の新撰はしがきふり板行。

同 富士谷御杖の誦道學要成る。

同 文政元年 橘守部の萬葉摘翠抄成る。

同 林圀雄の興歌考。

同 二年 橘守部の短歌撰格及長歌撰格成る。

同 本居春庭の道のさきくさ成る。

同 高田與清の樂聲類語抄板行。

同 淺草庵の清話抄板行。

同 香川景樹の萬葉摺解成る。

同 業合大枝の新學異見辨成る。

同 齋藤彦麿の童謠廢僻論成る。

同 中臣親滿の千鳥の跡板行。

同 木下幸文のさやさや草紙成る。

同 中島廣足の後の歌がたり成る。

同 賀茂直兄の言のただぢ成る。

同 内山眞龍歿す。古事記詠歌註を著す。

同 兒山紀成の遠山彦成る。

同 富士谷御杖の神明憑談成る。

同 同人の萬葉燈板行。

同 五年 清水濱臣の據字造抄成る。

同 和田殿足の加難陳百番擬歌合成る。

同 小林斐成の古の中道辨成る。

同 鹿持雅澄の萬葉枕詞解成る。

同 六年 石塚龍麿歿す。眞葛葉、假名遣奥の細道を著す。

同 富士谷御杖歿す。北邊髓腦、眞言辨等の著作が多い。

同 荒木田久守の松のふる枝成る。

同 七年 清水濱臣歿す。語林類葉、人名歌抄、歌辭要解糾繆、歌林雜木抄増補等がある。

同 松平康定の木綿牒成る。

同 城戸千楯の和歌布留の山路成る。

同 八年 和歌革運略圖板行。

同 文政八年 吉田令世の聲文私言成る。

同 九年

岡本保孝の六帖類句成る。

同

藤井高尙の三つのしるべ成る。

同

高田與清の歌詞考成る。

同 十年

本居大平の神樂歌新釋成る。

同 十一年

山平伴鹿の新學異見辨成る。

同

濱田孝國の獨語辨成る。

同

安達盈の冠辭考略成る。

同 十二年

岡部春平の堅室目錄成る。

同 十三年

宮下正岑の桂の曲枝成る。

同

信田稻麿の桂園雜歌撰成る。

同

座出太の同書評成る。

同

八田知紀の筆のさが評成る。

天保元年

秋山光彪の桂園一枝評成る。

同 二年

並河基廣の通俗辨成る。

同 三年

香川景樹の古今集正義總論成る。

同

本間保之の眞直號板行。

同 四年

中川自休の大ぬさ成る。

同

橘守部の萬代集緊要、夫木緊要成る。

同 五年

野々口隆正の歌日記上板。

同

橘守部の神樂催馬樂入綾成る。

同 六年

田中芳樹の古風三體考成る。

同

八田知紀の千代の古道成る。

同

黒川春村の燒錄成る。

同 七年

相川功垂のぬさのよるせ成る。

天保七年

橘守部の心の種成る。

同

野々口隆正の言の正道成る。板行。

同

宮下正岑の歌學卞和王成る。

同 八年

丹羽氏擘の大ぬさ辨成る。

同

鹿持雅澄の永言格成る。

天保十年

穂井田忠友の三體考跋文成る。

同 九年

西田直養の萬葉長歌格成る。

千家尊孫の比那能歌語板行。

同

間宮永好の長歌分類成る。

同 十年

松下誠明の和歌名所秋の寢覺板行。

同

五十嵐篤好の歌學初訓次訓成る。

同 十一年

橘守部の長歌大意成る。

同

岡部東平の歌體緊要考成る。

同

萩原廣道の百首異見摘評成る。

同

關政方の聲調篇成る。

同 十二年

橘守部の萬葉緊板要行。

同

五十嵐篤好の歌學三訓成る。

同

鹿持雅澄の勝地佳境成る。

同

同人の古今集序存疑成る。序文體要成る。

同

橘守部の萬葉千別總論成る。

同 十三年

近藤芳樹の寄居歌談成る。

同

黒川春村の集外歌仙考士代成る。

同 十四年

花垣幸國のあはれの種板行。

同

内山眞弓歌學提要を出す。又同人のみさびえ成る。

同

香川景樹歿す。

同

熊谷直好の古今集正義總論補註成る。

同

岸本由豆流の二六類句成る。

同 十五年

深田正韶の芝山持豊卿聞書成る。

弘化元年

橘守部の虚字詠格成る。

同

井上文雄等の市のとよみ成る。

同

吉田令世の歴代和歌勅選考成る。

同 二年

八田知紀の古今集正義總論補註論成る。

- 同 長野義言の謠の大武根板行。
- 同 三年 鈴木重胤の古今和歌初學成る。
- 同 伴信友歿す。
- 同 高橋殘夢の石上枕詞例、三代枕詞例成る。
- 同 四年 長澤伴雄類頌和歌作例集を撰む。
- 同 水野忠央丹鶴叢書を板行し始む。
- 同 深田正韶の詠格聲調極秘の傳成る。
- 同 橘守部の稜威言別成る。
- 同 小山田與清歿す。松屋叢書、作歌故實を著す。
- 同 嘉永元年 草鹿砥宣隆旋頭歌四體を著す。
- 同 萩原廣道の詠歌心の種及葉山の槩板行。
- 同 二年 伴林光平の稻木抄成る。
- 同 草鹿砥宣隆の旋頭歌抄成る。
- 同 中村知至の長歌規則成る。

- 同 三年 飯塚久敏のさしもぐさ成る。
- 同 本間游清歿す。蜘蛛のふるまひ、四方硯砂、耳敏川の著者。
- 同 伴林光平の垣内七草板行。
- 同 四年 半井梧庵の歌格類選成る。
- 同 中島廣正の樞のしづ枝成る。
- 同 六人部是香の古今假名序及眞名序論並に古今集歌輯考成る。
- 同 伊庭秀賢の詠歌入學抄成る。
- 同 桐園宗草の桐の落葉板行。
- 同 草鹿砥宣隆の天門抄成る。
- 同 六年 小林歌城の桂園一枝拾遺評成る。
- 同 源定俊の山口歌談成る。
- 同 臼井治堅歿す、遺稿あり。
- 同 七年 前田利保の歌道天地解成る。
- 同 千家尊澄の歌林考成る。

- 同 七年 山田常典の千木の片そぎ成る。
- 安政元年 井上文雄の伊勢の家苞初篇成る。
- 同 八田知紀の敷島考成る。
- 同 二年 本居内遠歿す。古調考等の著者。
- 同 石橋眞國の大ぬさ評成る。
- 同 三年 足代弘訓歿す。旋頭歌類聚、歌體雜載、歌辭類聚を著す。
- 同 前田利保の古今集大論、古今和歌集夜話成る。
- 同 四年 野々口隆正の六句歌體辨成る。
- 同 五十嵐篤好の湯津爪櫛板行。
- 同 加納諸平歿す。柿園歌話を著す。
- 同 前田利保の山彦傳成る。同活用雅俗風調辨及時運の差異成る。
- 同 五年 同人の近隣、園の捨草、國頌専門、國頌専門囁々成る。
- 同 西原純樹のうたがたり成る。
- 同 鹿持雅澄歿す。萬葉古義を著す。

- 同 六年 前田利保卒す。
- 同 黒澤翁滿歿す、獨學綱を著す。
- 同 堀秀成の朝ねがみ成る。
- 同 熊谷直好の梁塵後抄成る。
- 同 伴林光平の園の池水成る。
- 同 上田千風の進國歌説上木。
- 同 飯塚久敏の玉帚成る。
- 萬延元年 鈴木重胤の詞の塵芥成る。
- 同 中島廣足の倭歌諸説成る。
- 文久元年 六人部是香の長歌玉琴成る。
- 同 天野政徳歿す、古學家傳稿あり。
- 同 井上文雄の伊勢家苞第二篇板行。
- 堀秀成の濱の千鳥成る。
- 五十嵐篤好の津湯爪櫛上木。

元治元年

物集高世の歌學新論成る。

同

萩原廣道のさよしぐれ成る。

同

吉川忠行歿す。作例類語の著者。

慶應元年

西田直養歿す。篠屋漫筆の著者。

同

木村正辭の萬葉集書目提要成る。

同

堀秀成梅の木かげの文成る。

同

香川景恒歿す。景賢問答の著者。

同 二年

井上淑蔭の歌格新話成る。

同 三年

井上淑蔭の歌格諺話成る。

同

鈴木雅之の歌言正言成る。

同

鈴木重嶺の憶魯何應斐成る。

明治元年

大隈言道歿す。ひとりごち及こぞのちりを著す。

同

橘曙寛歿す。

同

小川弘の古歌韻解成る。

同 二年

宮中に歌道御用掛を置かる。

同 五年

橋本直香の旋頭歌解成る。

同

稻垣琴也の言擧成る。

同 六年

相川景見の百異拾解成る。

同

八田知紀歿す。

同 八年

鈴木重嶺の翠閣歌論成る。

同

同人の國歌風調論成る。

同 九年

伊達千廣の和歌禪話成る。

同 十年

堀秀成の楨の板屋成る。

同 十一年

堀秀成の伊勢家苞辨成る。

同

岡本保孝の難波江成る。

同 十二年

上田及淵の歌學裁捨衣刊行。

同 十四年

村上守雄の神風の伊勢の海成る。翌年刊。

同

權田直助の長歌學柱成る。

同 佐々木弘綱の開化新題和歌梯刊。

同 渡忠秋歿す。かた糸の著あり。

同十五年 外山正一、矢田部良吉、井上哲次部新體詩を始め新體詩鈔を出す。

同十六年 高崎正風の進講筆記成る。

同十七年 飯田年平の石園歌話成る。

同 平井言滿東京大家十四家集を撰ぶ。

同 海上胤平十四家評論を出版す。

同十八年 鈴木弘恭十四家評論を出す。

同 御巫清直の十四家集評論再辨成る。

同十九年 石橋忍月の日本詩の連聲（早稲田文學）

同二十年 小中村義象等國學和歌改良論出版。

同 武津八千穂國學和歌改良不可論を出す。

同廿一年 西村正三郎歌謡教育論出版。

同 佐々木弘綱長歌改良論を出す。

同 海上胤平長歌改良論辯駁成る。

同 宮内省に御歌所を置く。

同 森田思軒の「和歌ヲ論ズ」掲載。（國民之友）

同 高須葛根の歌格分類抄成る。

同 佐々木信綱歌の葉出版。

同二十二年 渡邊眞楨の古代歌格成る。

同廿三年 元良勇次郎のリズムと文學（哲學會雜誌）

同 十月より翌年へかけて山田美妙の日本韻文論出づ。（國民之友）

同 大西操山の詩歌論一斑（日本評論）

同廿四年 K、U氏の詩辨（國民之友）

同 坪内逍遙の新體詩に就きて（同交會雜誌）

同廿四年 落合直文の新撰歌典出版。

同 中村秋香の新撰歌がたり出版。

同 笹村良昌の和歌作法指南出版。

大日本歌學史

同 廿五年 落合直文淺香社を組織す。

同 間島冬道の歌話成る。

同 池袋清風の古代和歌史（國民之友）

同 池袋清風の古代勅選和歌批評（國民之友）

同 芳賀矢一の日本韻文の形態に就きて（哲學會雜誌）

同 大西操山の詩歌論（青年文學）

同 旗野櫻坪の俗歌韻話（早稻田文學）

同 旗野櫻坪の無韻非歌論（早稻田文學）

同 廿六年 大和田建樹の新體詩學出版。

同 河添樵霞の韻文組立法出版。

同 石戸谷昌進の國歌論評釋成る。

同 海上胤平の歌學會歌範評論成る。

同 春日敬之の大八洲學會詠歌邪正論出づ。

同 平博の歌論類纂出版。

同 井上哲次郎の詩歌改良の方針（國民之友）

同 大西操山の國詩の形式に就きて（早稻田文學）

同 廿八年 外山▲山散文詩を唱道す。

同 林斧太の我國將來の詩形と外山博士の新體詩（帝國文學）

同 廿九年 外山▲山新體詩及朗讀法（帝國文學）

同 近藤清石の歌の正格變格諸體の論（國學院雜誌）

同 三十年 心の花發刊。

同 末松謙澄讀賣紙上にて與謝野寛と歌を論ず。

同 末松謙澄の國歌新論出版。

同 佐々木信綱日本歌學全書を出版し始む。

同 正岡子規の歌人に與ふる書（日本新聞）

同 中村秋香の新體詩歌自在出版。

同 三十一年 高橋龍雄の五七調の七五調に變じたる理由（國學院雜誌）

同 三十二年 同（同上）

同 いかづち會の本領(心の花)

久保猪之吉の國風懇談會席上演説(心の花)

與謝野鐵幹の國詩革新の歴史(心の花)

上田萬年の短歌の將來(人民)

同三十二年

武島羽衣の新撰詠歌法出版。

同

江刺恒久の今様考出版。

同

佐々醒雪の謠物の變遷(帝國文學)

同三十三年

新詩社の明星初號發刊。

神谷保朗の旋頭歌辨(國文學)

樋口秀雄の短歌の詩的價値を論ず(帝國文學)

木村正辭の萬葉集古義存疑(國學院雜誌)

同

石橋愛太郎の新體詩指南出版。

同

木下子之吉の三代集中の掛詞(帝國文學)

同三十四年

三瓶浩齋の詠草のかきかた出版。

同 呼柳都太郎の詩文界の病理を論ず(帝國文學)

同三十五年

金子薫園の歌がたり出版。

同

松浦詮懷紙書式板行。

同

正岡子規逝く。

同

韻文朗讀會を神田青年會館に開く。

同

岩野泡鳴の詩句格調管見明星に載る。

同三十六年

松下大三郎等の國歌大觀出版。

同

落合直文歿す。

同

大日本歌道獎勵會設立さる。

同

上村才六新派和歌評論を出版す。

同

黒山清綱歌徳記を出版す。

同

海上胤平の自讃歌評論出版。

同

前田林外、岩野泡鳴、相馬御風純文社を組織し白百合を發行す。

同

大阪朝日新聞社懸賞にて大阪市歌を募る。

- 同 萬朝報處世の歌を募る。
- 同三十七年 讀賣新聞社大日本膨脹の歌を募る。
- 同 愛天懸賞當選新體詩を評す。(帝國文學)
- 同 上田敏の新體詩管見(心の花)
- 同 芳賀矢一の詠史の歌(帝國文學)
- 同 筒井源次郎の俗謠の發達(國學院雜誌)
- 同 小杉樞邨の歌會の式場及古今の沿革(心の花)
- 同 木村正辭の萬葉反歌考(心の花)
- 同 品田太吉の歌合起原考(心の花)
- 同 坪内逍遙の新樂劇論出版。
- 同三十八年 春風道人の現代の新體詩に就て(日々新聞)
- 同 角田浩々の比興詩を論じて現代の詩風に及ぶ(讀賣新聞)
- 同 櫻井天壇の歌壇漫言(帝國文學)
- 同 吉川豊吉の聲樂を藉る詩形と新樂式(帝國文學)

- 同 春風道人の現時の和歌及其作家(東京日々)
- 同 吉丸一晶の歌樂雜載(東京日々)
- 同 正宗敦夫の聲喩法(中國民報)
- 同三十九年 西村時彦等の今古歌話出版。
- 同 岩野泡鳴の半獸主義出版。
- 同 志田義秀の日本民謡概論(帝國文學)
- 同 中央公論は現代に於ける新體詩の價値につき諸家の意見を徵す。
- 同 幸田露伴の短詩につきて(心の花)
- 同 彌富濱雄の景樹の自信力と慣用的修辭(心の花)
- 同 鴻巣盛廣の旋頭歌を論ず(心の花)
- 同四十年 中村秋香の歌がたり出版。
- 同 角田浩々の鷗心録出版。
- 同 鴻巣盛廣の歌題の季節に就て(心の花)
- 同 岩野泡鳴新體詩の作法出版。
- 明治四十年

大日本歌學史

同四十一年 河井醉茗の新體詩作法出版。

同 佐々木信綱歌學論叢出版。

同 中根淑の歌謠字數考出版。

同 口語詩問題起る。

同四十二年 雜誌スバル發刊。

同 窪田空穂の短歌作法出づ。

同 神谷保朗の帝國歌學史出版。

同 吉野臥城の新體詩研究出版。

同 正宗敦夫岡山に歌文珍書保存會を起す。

同四十三年 太陽臨時增刊明治文學史出づ。

同 佐々木信綱の日本歌學史出版。

同 内藤濯の自由詩の限界(帝國文學)

同 室松岩雄歌學文庫の發行を企つ。

同四十四年 高崎正風歿す。

同四十五年 遠山稻子高崎正風の歌ものがたりを出す。

同 鈴木虎雄の格調神韻性靈の三詩說(藝文)

同 近重眞澄の新體詩の押韻法に就きて(藝文)

同 岩野泡鳴の近重博士の押韻法の批評(藝文)

同 金子薫園の歌文新話出版。

年表終

大日本歌學史目次

第一、歌學の範圍と其の起原……………一
和歌と歌學―歌學の範圍―歌學史の本領―和歌の分類

第二、和歌式と漢詩の法格……………五
支那の制度文物の模倣―六朝及初唐の詩格類の輸入―和歌現在書目錄―和歌式の生まれた所以―和歌四式―演成式―歌體三種―查體七種―雅體十種―七病―喜撰式―四病―諸詠八階―詠物異名―孫姬式―八病―石見女式

第三、紀貫之の歌論……………一五
國民の目覺め―古今集の序―歌とは何ぞや―ひとの心とひとつ心―歌を主觀的のものとして考へた―詩の大序と古今の序―和歌の功用―歌の起原及發達―歌體六種―部立―六歌仙評―花實相兼―歌を教化の具として考へてゐた

第四、歌合の判に見えたる歌學思想……………二〇

歌合—判詞—想以下九則—歌合と天台の論議

第五、藤原公任の歌學附道濟と能因……………二五

會根好忠—四條大納言公任—新撰髓腦—歌の標準—詠歌法—和歌九品—深窓秘抄—八雲御抄の公任評—道濟と十體—能因—歌枕—秘藏抄

第六、六條源家……………三一

經信と母の感化—難後拾遺抄—非難の條項—經信の歌に對する考—後拾遺問答—六條源家の系圖—俊賴の略傳—良玉集—俊賴口傳—歌體を十種に分つ—折句查冠回文—性質上の分類—心と節と詞—題詠の心得—似せ物—莫傳抄—俊賴と基俊との關係—隆源口傳—歌苑抄

第七、藤原基俊及其の前後の歌學……………三八

基俊の略傳—悅目抄—悅目抄と他書との關係—俊秘抄との類似—日吉歌合の判詞との關係—十訓抄との關係—八雲御抄との關係—籙の川上との關係—鳥丸本悅目抄—中宮亮顯輔家の歌合の判—西宮歌合判—關白内大臣家歌合判—無名抄の基俊に關する說—和歌無底抄—和歌無底抄考—萬葉訓點の研究—萬葉抄と類聚古集—古葉略類聚抄—集の目錄は一種の歌人傳—綺語抄—五髓腦

—和歌童蒙抄—歌合例

第八、六條藤家の歌學……………四七

人麿供養—六條家の系圖—後葉集と牧笛記—白河尙齒會—奧儀抄—長短歌に對する諸說—混本歌—俳諧歌の解説—初學抄—山崎詞—よせ詞—秀句—似物—喻來る物—初學一字抄—袋艸子—和歌會式作法—撰集の故實—歌壇の逸話—創作時の態度—袖中抄—古今序註—萬葉集時代難事—人麿勘文—六百番陳狀—若宮社歌合判—獨鈷鎌首の評—顯註密勘—蓮性陳狀—色葉集—詠作旨趣—遠磨宗を戒む—歌姿三等—名譽歌人の略傳—一種の和歌辭典

第九、御子左家の歌學 その一 俊成附西行……………六二

俊成の略傳—更闕けて後物しめやかに—幽玄調の代表者—民部卿家歌合跋—萱齋院の爲に古來風體抄を著す—和歌は佛道の所緣—和歌の史的記述の濫觴—病犯に關する意見—六條家と軋る—玉津島明神を勸請す—和歌肝要—西公談抄

第十、歌林苑一派の歌學……………六八

堅紋浮紋の喩—白は他の色に優る—名所を取る故實—半臂句—歌は幼かれ—

鴨長明の無明抄—近體古體—歌を享樂のものとする—幽玄體の解釋—古歌を
取る法—瑩玉集—文字鏢

第十一、雲上の歌學……………七四

聖上自ら判者に—三體和歌—後鳥羽院抄—近世歌人の御批評—水無瀬玉藻—
八雲御抄—正義部—相歌—連歌の法則—作法部—枝葉部—言語部—名所部—
用意部—歌の鑑賞—近世歌人の弊竇—剽竊—秀句を警む—詞のいりほが—風
情の入ほが—にくいげ—破邪と顯正—風情を先とする—心を先とする—詞を
先とする—本歌取り—てにをは—推敲—歌人の月旦—三部書

第十二、御子左家の歌學 その二 定家附家隆……………八六

定家を難せんものは冥加あるべからず—定家と家隆—その著作—詠歌大概—
詠歌の信條—詠歌大概の註釋三十種—秀歌之體大略—正風體抄—家の三部抄
—百人一首—明月記—近代秀歌—京極被進右府將軍抄—毎月抄—詠作時に於
ける心理狀態—景氣歌—和歌十體—定家の十體分類—詞の強弱大小—詞の教
授と個性—長歌短歌古今相違の事—越部禪尼の新勅選集評—六條家と争ふ—
定家の作と銘のうつた歌書—定本を作る—家隆卿口傳抄—五品と四品—五句

の名稱—色葉和難抄—歌仙落書—續歌仙落書—秋風抄

第十三、御子左家の歌學 その三 爲家……………一〇二

爲家の守成—一橋を渡るやうに—眞觀の難續後撰—八雲口傳—穩健主義—制
詞—知家に攻撃された—運性陳狀—吹き絶えぬべき和歌の浦風—鶴に物をお
はす—簸の川上—和歌用意條々

第十四、二條京極冷泉家の分立……………一〇七

三家の系圖—二條冷泉の相續争—四十三年に亘れる訴訟—相續争より歌の流
派を生ず—夜の鶴—下の句より詠む—塔を組むやうに—阿佛の歌に對する理
想—物のあはれを知る—乳母の文—毘舍門堂—鶴舟集の悪名

第十五、二條京極兩家の對峙……………一一一

世襲の結果株を守る—大覺寺統と持明院統—門戸争より偽書を生ず—連歌に
て唐土へ渡らむ—爲世爲兼と軋る—爲兼東風に當てらる—延慶陳狀—爲世の
主張—爲兼の主張—保主派と進守派—爲兼は歌の根本問題に觸れてゐる—遣
心和歌集の序—心のままに詞の句ひゆく—心を物にあづけて—人麿赤人に憧
憬す—萬葉の高と深と—野守の鏡—心を種として心を種とせざること—心を

素直にして心を素直にせざること—歌そらごと—詞を離れて詞を離れざること—詞は心の使—風情を求めて風情を求めざること—姿を倣ひて姿を倣はざること—古風をうつして古風をうつさぬこと—幼子に鬼面—古典派と自然主義—類型より個體—玉葉集—奇矯なる表現—歌苑連署事書—雨中吟と未來記—三部抄—風雅集

第十六、二條家と冷泉家

附偽書

一一三三

二條家と冷泉家の能繼者—兩家歌風の差異—偽書を生じた原因—桐火桶—頼阿勘物—偽作たる理由—三五記—三十體—和歌と佛教との結合—沙石集の序—愚秘抄—骨肉皮の三體—句切れ—偽書となすべき理由—愚見抄—竹園抄—双對亂對親句疎句—鶯箱秘抄—よく詠むことの難き—汎語と殊語—造句法

第十七、頼阿と二條良基

一一三六

頼阿の略歴—井蛙抄—制詞の起る四原因—井蛙眼目—愚問賢註—保守と進歩—三代集は明時の正雅—心と詞との關係—性情を吟詠すると廣く歌學するとの可否—愚問賢註の註釋—草庵集—幽玄宗—二條良基の文學上の位地—近來風體抄—連歌の隆興を圖る—心なき民の耳に近く

第十八、反二條派

一一四三

耕雲口傳—故事口傳を斥く—新古今を理想とする—歌の本義と佛教哲學—和歌の第二義—いつも胸中に一大疑問のある如く—冷泉爲秀—貞世の略歴と著書—師說自見集—言葉集—二言抄—辨要抄—落書露顯—頼阿は幽玄—宗に偏す—二條派の淺薄を斥く—歌境と歌詞の自由を唱ふ—歌は心を養ふ爲—ただごと派の萌芽—無數寄の友を近けぬ—稽古の三時期—徹書紀—草根集—定家宗にて果てん—應齋修羅の三つ目—二條派極信の體を斥く—批評は第一の稽古—さざめごと—相資相反—眞實の歌道は個々圓成—機根の生熟—枯野の薄有明の月—さびを貴ぶ—心の艶—篇序題曲流の解釋—時秀卿問書

第十九、一條家及飛鳥井家

一一五八

歌林良材集—小夜の寢覺—一條冬良—筆のまよひ—飛鳥井家系圖—和歌功能—歌道鈔

第二十、二條の末流及三條西家

一一六四

堯孝—東氏の系圖—東野州の著—東家三部秘錄—古今傳授—俊成當時の古今傳授—堯孝の古今傳授—切紙傳授の起る所以—三箇の大事—三木三鳥三草の

傳授—誓紙—一の物名が傳授を要するに至る徑路—堺傳授と奈良傳授—宗祇—吾妻問答—飛花落葉—遠情抄—分葉—かりねのすさみ—無常心と和歌—猪苗代兼載—月影と和歌—宗碩—三條西家系圖—詠歌之大概抄と音義—逍遙院—三内口訣—稱名院—三光院

第二十一、德川時代に於ける當流 その一 細川幽齋……………一七六

幽齋の略歴—勅使舞鶴城に下る—武士と和歌—歌道と王道—黒塗金九曜の紋入の長箱—當流の殉教者—耳袋記—受用集—耳袋記別錄—常住坐臥唱へてゐた格言—體を下句に用を上句に

第二十二、德川時代に於ける當流 その二 雲上……………一八一

後陽成院—名所方輿勝覽—智仁親王—後水尾院—一字御抄—類題寄書—玉露稿—勅講—類題和歌集—分類句集—古今類句—勅選佳句部類—靈元院の作例初學考—六百番及千五百番作例—御系譜と御集

第二十三、德川時代に於ける當流 その三 堂上……………一八四

(甲) 烏丸家—光廣—面授口訣—歌道の本體—法橋友益の和歌遺言—大極圖

を歌道に擬す—資慶—細川丹後守—岡西惟中の續無名抄と退閑雜記—光雄—創作時の態度に就て—禪法を知らずば歌はよまれじ—續耳袋記—阪靜山の著作—日野家—江阪紀聞—(乙) 中院家—和歌玉屑抄—將軍家へ傳授を拒む—類葉和歌溪雲抄—溪雲問答—三過説—莊子を見て歌を仕上げた—六窓軒—六窓塵談—知海抄と席話抄—歌は思慮分別に亘らず—(丙) 三條西家—實教—歌はただ皆戀—歌は位を本とする—精神の樂易を要とす—異なる風を各別に詠め—補正を急ぐな—三重韻を見よ—清水谷家—梅月堂略系—宣阿—野村尙房—伯水堂梅鳳—武者小路家—(丁) 飛鳥井家—飛鳥井家と知題抄—河瀬菅雄—眞名草—古今見聞抄—草木名所考と薦菰—惠藤—雄古語深秘抄を出す—(戊) 冷泉家—系圖—爲益の和歌雜談—爲滿卿和歌講談—爲久の歌學説

第二十四、當流に於ける地下派……………二〇三

松永貞徳—戴恩記—當流に於ける和歌三神—歌林樸樾—加藤磐齋—三部抄増註—神儒佛の三教をくるめて歌道に—説文的の歌の解釋—北村季吟—北村家の略譜—望月長孝—詠歌大本秘訣—和歌の三義—當流の虎の巻—詠歌本紀と詠歌大本秘訣との關係—詠道三科—詠歌本義に於ける歌學の分科—依田貞鎮—白梅園鶯水—和歌淺香山—平間長雅—和歌血脈道統譜—片岡山と富の緒川—

有賀長伯—以敬齋聞書—和歌世々の槩—歌道の普及者—有賀家の七部書—以
玄問答—加藤景範—名所ついまつ—濱づと—和歌虚詞考みやびごと玉葛—國
雅管窺—貝原益軒の歌學—和歌紀聞抄

第二十五、堂上派の破壊……………二一六

自由討究の精神—破壊は建設に先つ—破壊派の陳吳—定家假名遣を難す—茂
睡の宣言文—堂上攻撃の先驅—百人一首雅談—僻言しらべ—六條家の爲に回
護す—梨本集—二條派に對する鐵鎚—定家は倅運の歌人—制詞は京極派を抑
ふる爲か—遠慮すべき詞—主ある詞—詠むまじき詞—曲つた尺と直なる木—
梨本集とその反響—鷄群の一鶴

第二十六、古學派—一長流と契沖……………二二三

下河邊長流—枕詞燭明抄と續歌林良材抄—累塵集と萍水集—歌は國民の思を
述べる言の葉—民間歌人の集續出す—季吟と契沖との比較—詞草正採抄—そ
の門流

第二十七、古學派—その二荷田春滿……………二二六

春滿契沖の著書を愛讀す—創學校啓—復古學を唱ふ—萬葉は國風の純粹古今

は詠歌の精選—春葉集の序—戀歌を詠まず—春滿の歌に關する著書—古今傳
授二十六冊

第二十八、徳川中期に於ける堂上派……………二三二

(一) 武者小路實陰及其その門流—逍遙院後第一の歌人—初學考鑑と詞林拾葉
—保守主義の裏書—修養の必要を諭す—意を誠にするは歌道に過ぎたるはな
い—無心無相—俗情と世智—自然を尙ぶ—實陰卿の門流—似雲—詞林拾葉と
磯の波—柘植知清—濱木棉と片絲

(二) 烏丸光榮及其その門流—今人麿—和歌教訓十五條—内裏進上卷—以實爲
專—松平筑前守に送る書—自然の歌—心と所作の一致—論語を會讀するが歌
には第一—日野資枝—歌合目錄—詠歌一體備忘—亨辨—和歌童翫抄—再治視
聽筆削—加藤信成—妻谷光貞—寂翁—遠藤胤忠—小島則榮—有栖川宮家—駿
仁親王—織仁親王—門人

(三) 冷泉爲村及其その門流—冷泉家と二條派との近接—花郭公月雪物語—靈
夢と感應—人麿の尊像百體—道と心と戀歌との關係—正風の解釋—歌三昧に
入る—爲村の門人—宮部義正—澄覺院聞書—石野廣道—泉石抄—大澤隨筆と
蹄溪隨筆—萩原宗固—一葉抄と山路の花—源義亮—國風隨と石上—寂明—歌

(四) 姉小路芝山等諸家及其門流—歌道秘藏錄—風竹亭和歌式—芝山家—重豐の説—芝山持豐の説—多田義俊—秋齋歌話—桂花抄—古歌を見る五様—和歌土金傳—深田正韶—聲調極秘傳

第二十九、漢學者の見たる歌學説と其の反駁……………二五八

物徂徠の歌學説—春臺の獨語—復古説—歌は定家より衰へた—漢詩の變遷を和歌に擬した—俊成天台の佛法にかぶれて歌が理窟ほくなくなつた—萬葉から三代集を千遍繰返せ—濱田孝國の獨語辨—詩歌同趣説を斥く—唐詩と和歌撰集との比較は中らない—風體の變遷を詞の變遷に基くといふ説を駁す

第三十、古學派 その三 荷田在滿と國歌八論……………二五八

國歌八論—破邪の方面—歌の本源—歌は音樂的から繪畫的と變遷した—和歌の功驗を過大視せず—歌は娛樂か國粹かの爲に詠む—用語論—在滿と眞淵とに對する伴蒿蹊の批評—標準を新古今に取る—後京極攝政を軌範とする

(一) 田安侯の國歌八論餘言—歌道には理と技の二つがある—則を古に仰ぐ—時世と歌との關係—歌合始まつて歌道廢る—國歌八論再論—歌體約言

- (二) 賀茂眞淵の批評—八論餘言拾遺—國歌論臆説—再奉答金吾君—宗武侯と眞淵との意見の差異—國歌臆説辨疑と歌論—詩と歌とに對する眞淵の考
- (三) 大菅公圭—質より文に赴くは自然の勢—古體今體兩様に詠め—言の文質は定準なし—古今に香火し貫之に尸祝せむ—小倉百首批解—季吟を評す
- (四) 宣長の八論評—八論斥非評
- (五) 蒿蹊の八論評—曲れるを矯め直きに過ぎた—花を知つて質を忘れる—萬葉と新古今の比較
- (六) 爾餘の八論に對する評論

第三十一、加藤枝直の歌論……………二七三

歌の姿古今を論ふ詞—千載新古今は亡國 調—古今と萬葉との比較—結句に四三と三四の別がある—松山觀山和學篇—松山俊仍に答ふる書—子に與ふる文—漢名の分類を用ひてから古事記の歌の名が亡んだ—新撰和歌集は偽作か—俊成の判詞を貶す—南山雜記

第三十二、古學派 その四 賀茂眞淵……………二七七

和歌教訓—徂徠が漢學に行つたことを國歌國文の上に—眞淵の眼に映じた萬

葉—萬葉解通釋と萬葉大考—萬葉の研究は一切の風雅の本—萬葉新採百首解の序—眞淵とスコット—時代の變遷と個人の作風—歌風小言—龍の公へ—歌意考—新學び—調の説—丈夫の風手弱女の姿—天地の調—女性と作風—新學びに關する批評—縣門の人々

第三十三、縣門 諸家……………二八五

田安宗武の歌體約言—摘要冠辭考—楨取魚彦—服部高保—内山眞龍—長歌の形式を圖解す—海量—惇種—續萬葉異本考—古今の序を疑ふ—槻の落葉と信濃漫錄—宣長の歿後その歌論を駁す—歌の風致論—花園春里の風致論辨—丘岬俊平—百千鳥—復古主義—和歌の變遷を論ず—はしがきぶり—詞草小苑—片歌の興隆を謀る—青木菅根の葦垣

第三十四、古學派に對する反對及辨駁……………二九五

赤井一貞の管見問答—復古主義は政道に背く—天子の御流儀は天下の流義—澄月の和歌爲隣抄—草庵集は和歌中興の龜鑑—定家卿の定本には一字をも加ふべからず—和歌の浦の汐合一滴の味を知らず—他の學問を捨てて歌を詠め—戀歌の心理過程—隣女晤言—二十一代集概覽—古學を奉ずるものは異端—

濱臣の朝敵辨—塵泥中に於ける蘆庵が意見—伴蒿蹊が評—用語に於ける尙今派—景樹の新學異見—眞淵の調の説を斥く—時運の然るべきことを國土の上にかけていふ—強い方が鄙俗でやさしい方が文華—擬古を斥く—鎌倉右府の歌は見るべからず—今世の歌は今の辭で今の世の調—百首異見—本間素當—新學考異見—景樹の自然説を排す—今の大御代姿といふのは何か—古今は萬葉には比較にならぬ—中島廣足の新學び異見評—葉合大枝の異見辨—山平伴鹿の新學異見辨—感情即調と見做すは誤—木に住む鳥が枝を枯す—心の主、詞の奴をつかふ—復古を妨げる外道—戸澤正令侯の詞のしもと

第三十五、たゞごと派……………三〇五

古の中道—クラシックを嫌ふ—塵泥蘆かび及或問—歌の教を諱つた十二詠—用語の自由を作物上にあらはす—材料に制限を置かず—形式に拘泥せず—歌は詮する所一句に收まる—宣長及山陽の蘆庵評—三義説—古今宗—同化主義—隣問をそのまま誦ふ—新情説—蘆庵の著作—小林斐成の古の中道辨

第三十六、折衷派の歌學……………三二三

和歌四天王—伴蒿蹊—國歌或問—風を一體に定めるは堂上のこと—擬古派を

斥く―我等に親しい詞を望む―心詞も禹の水をやる如く―尙直論―門田の早苗―戀歌論―國歌の六體

第三十七、六義論……………三一八

周詩準擬和歌―樂歌類經總目―由伎麿の六義考―からうた六くさの解―蘆庵の六義考―六義口訣―和歌六體考―漢學者の六義說

第三十八、北邊家の歌學その一成章……………三二二

有栖川宮より歌道御傳授を受けた―三具―和歌六運說―六運辨―七體七百首―五體―のばへ歌―よせ歌―よせとうちよせ―むかへ歌―まもらへ歌―かさね歌―詠歌法―創作上の四過程―五級―五級三差辨―四知―和歌梯と大海のはし―假名札五式と送鎖式―富士谷の門流

第三十九、北邊家の歌學その二御杖……………三二九

歌袋―六則―歌の内的外的要素―創作時の心理状態―歌境は盡きることがない―珍しき詞と先達の詞―庶幾すべき姿―究極の風體―詠格―する詞と影詞―詞葉新雅―歌道非唯抄―二十七法―吟南辨の夷則―和歌入紐―填字法と帖括―百人一首燈―かはほりと古事記燈打計智―髓腦と眞言辨―和歌の目的は

情念の調節にある時―宣說―歌道と神道の關係―心情の分析―偏心―一向心眞心―行爲の分類―空爲、私爲、公爲、眞爲―神道野道の領域―髓腦の神道篇―私心と公身―歌は即眞―戀歌は道の正當―言語と詠歌との別―言語形、詠歌は有形―一種の言靈說―靈の本體―言靈と感通―詠歌の時―神徠―表裏境―あゆびから裏の境を推す―五典―境と旨趣と體と仕上―謔道學界―門人

第四十、本居宣長の歌論……………三四六

石上私淑言―歌とは何ぞ―歌の範圍を廣義に取る―歌の起原―歌は何によりて發生するか―物のあはれを知る―紫文要領―歌と文の境界―物のあはれは歌の生命―眞の歌―技巧の歌―詩と歌との比較―文學獨立論者の先驅―歌は戀を旨とする―排蘆小船―眞幸千蔭問答評―古今風歌說―新古今を規範に―うひまなび―古風後世風―新古今には前なく後なし―七五調が當世に適する―鈴屋門人

第四十一、橘千蔭村田春海の歌學……………三五六

千蔭の略歴―與小野勝義書―富小路貞直卿へ答ふ―芳宜園歌話―歌がたり―雲井の雁―己が姿を立てる―近體古風派を斥く―新古今派を攻撃す―長歌の

獎勵—長歌の三の姿—古今集信者の京都派を攻撃す—雅俗説—歌に關する他の著作—漢詩と和歌との比較—千蔭の門流—春海の門流

第四十二、桂園派……………三六四

景樹の略傳—庭の教に違ふとも—大天狗—歌の狂—切支丹の宅—歌狐—江戸派との關係—ルートルの宗教改革を唱へた倂—桂園の歌學—東場亭聞書—桂園遺文—隨所師説—古學者の難問に答ふ—雅俗は調にある—調は歌の生命—穂井田忠友の質疑—天下の三大事—五感中舌唇の二官が重い—感は調にある—歌は神人感應の具—調のはたらき—調は姿—最上の感は端的の感—桂園一枝批評—桂園派の門流

第四十三、江戸派と京都派との交渉……………三七六

小川布淑の雅俗辨—雅俗は言語にはある、心に雅俗はない—讀雅俗辨—起居動作も歌の心に合せよ—佐々木眞足の雅俗論—論雅俗辨書—昇道の雅俗再辨—情及詞の雅俗と歌との關係—春海の説を駁す—たゞごと歌は歌の大本—たゞごと派は六義を統べる

第四十四、伊勢派と江戸派の交渉……………三八〇

本居大平—八十浦の玉—春海より大平に送る第一書—太平の答書—古風後世風の境界—春海の第二書—眞淵の歌學論には三つの變遷がある—ささ栗—明道書—橋平歌評—佐須奈邊—難字氣良賀花—竹箒—歌がたり斥非—千尋栲繩—月の光—黄泉の掟

第四十五、鈴屋門流の歌學……………三八四

本居春庭—歌を語學に結び付る—竹下直道—歌はもとより—大平の五七材—横井千秋の詩歌論—林圀雄の興歌の説—詠歌大概は偽作—八重疊—平田篤胤の歌學—技藝的の餘裕をもたぬ氣吹の舍—藤井高尚—佐喜草—歌のしるべ—歌の情は常の意と異なる—たゞごと派と正反對—古風近體説もよくない—深情説—伴信友—詠歌考—神樂歌は鄙び歌

第四十六、千蔭春海の門流の歌學……………三九〇

本間游清—岸本由豆流—高田與清—作歌故實—清水濱臣

第四十七、歌格の研究家 その一 小國重年……………三九三

すさみ草—海量が説—宣長の説—眞龍の考—小國重年—長歌珠衣—長歌を句數によりて三つに分つ—對句を基本とす—對句の統計—對句によつて歌の時

代の新古を知る―歌人に由りて慣用の對句同じからず―石塚龍磨が眞葛葉

第四十八、歌格の研究家 その二 橘守部……………三九七

守部宣長の學說の向を張る―萬葉摘翠抄―三撰格―語脈の斷續―古歌は一しきりに二句詠ふ―四句絶、二句絶、三句絶、一句絶―短歌は打返し詞を増して詠ふ―長歌は雅樂の曲譜で詠ふ―天語歌は餘言歌―音聲歌合―歌の起原―八雲の神歌は三十一字歌の起原でない―神代の歌は雅樂寮の詠―長歌本位―反歌の義を音律上から來たとする―虚句と實句―實句止め―連實光彩方邊―脩句の發生―句格十三法―風韻と字眼とを知らしむ―萬葉緊要―自餘の緊要―心の種―虚字詠格―歌使雁のゆきかひ―五十一番歌合

第四十九、歌格の研究家 その三 本居内遠……………四〇九

古調辨―二句一章を本となす―混本歌が歌の本―長歌短歌同體の說の起―芳樹の說は内遠の說に由るか―五七調の發生に就て―言詞本末辨―五七調の正格と三變格―上三、下二句の調は詩の影響―七言の分析とその作用―諸體の重複せる長歌の形式―國粹的古道說―内遠の門人

第五十、歌格の研究家 その四……………四一五

伴信友―いろは歌は梵讚の系を引く―梵讚漢讚には我が歌と似たるものがある―催し樂は唐樂の調に由つたもの―穂井田忠友―今様は支那の越天樂の調に倣つた―田中芳樹の古風三體考―神樂の大前張の本末の分から五七の格が崩れた―長歌は短歌から出た―長歌の正調及變調―反歌の解釋―寄居歌談―西田直養―聯句抄―長歌格調考―萬葉長歌格―七種の格調―篠屋漫筆―詠歌眼目

第五十一、桂園の門流……………四二二

木下幸文―櫛のあか―眞情說に基き宣長の說を駁す―乗手のない車に出し衣―宣長と幸文の說の批評―熊谷直好―沒理想無技巧主義―歌は苔の如し―極端な自然說―八田知紀―調の說―調の直路―しらべと喉音及齒音―正義總論補註論―桂園派の調の說を補正す―吹島考―千代の古道論―谷千生の心のよるかた―内山眞弓―新采―下和玉とみさびえ―高橋正澄―一言―義派の音靈說―縫目結目―和歌六體考―兒山紀成―遠山彦―桐の落葉―景賢問答―香川景恒―渡忠秋のかた糸―竹内享壽

第五十二、歌格の研究家 その五 鹿持雅澄……………四三一

雅澄の著作—奈良朝以往の人と交る心にて—長歌結尾の四種—五七の位—五七の重疊—語勢三則—端文と發端—古道大意—闇夜の磔—月夜の燭

第五十三、歌格の研究家 その六……………四三五

中村知至—長歌規則—對句を基として正格變格を分つ—修辭の五種—五十嵐篤好—歌學初訓次訓及三訓—湯津爪櫛—歌の詞と息遣ひ—古歌の七五調—雀部手末が説—西原晃樹—宇多鷲太利

第五十四、歌格の研究家 その七 草鹿砥宣隆と野々口隆正……………四四〇

草鹿砥宣隆—旋頭歌四體—天門抄—序歌抄と長歌類句類集—野々口隆正—六句歌體辨—旋頭歌の五種—混本歌の三種—佛足石の歌—謠返し

第五十五、歌格の研究家 その八 六人部是香……………四四五

長歌本論—長歌玉琴—歌の根元—五七調の復古を希ふ—長歌に新語を用ひて宜し—格調の變遷—長歌の格失はれて短歌に長文の序を加へる—製作上より五格を立つ—構想の二様—對句の八種—機轉に依つて歌の巧拙は分る—長歌の局面の變化—體裁八則—古今集撰考—古今集假名序及真名序論—籙の玉籙—神於呂之神歌考—紀記歌撰と檜の撰葉—長歌學柱—歌格分類抄—千木の

片そぎ—旋頭歌解—古歌韻解—神風の伊勢の海—男歌と女歌—江澤恒久の今様考—今様の三體—近藤清石の説

第五十六、徳川末期より明治の初に至る歌學者 その一……………四五五

三派鼎立—吉田令世—聲文私言と歴代和歌勅撰考—鶴舟のすさみと道の八十隅—東湖の歌話と水戸學の色彩—松岡明義と伊達千廣が歌の説—加納諸平—伴林光平—園の池水—飯田年平—石園歌話—稻木抄—垣内の七草—橋曙覽—圍爐裏譚—井上文雄—伊勢の家苞—家集を尙ぶ—氣慨の歌洒落れた歌を獎める—井上淑蔭—歌格新論—歌格諺話—堀秀成—伊勢家苞辨—歌の姿の論—古今集序文義考

第五十七、徳川末期より明治の初に至る歌學者 その二……………四六〇

海野幸典—ただごと歌の辯—千家尊孫—比那能歌語—半井梧庵—歌格類選—松田直兄—ことばの直路—三宅意誠—言葉の直路辨—黒澤翁滿—獨學綱—活氣を離れて感通なし—岡部東平—七禁考—長野義言—詞の大武根—鈴木雅之—歌學正言—情と言と調との關係—歌風の三様—中島廣足—宇奈爲乃須左備—後の歌がたり—殿作り—鈴木重胤—黒川春村—萩原廣道物—集高世—佐々

第五十八、徳川末期より明治の初に至る歌學者 その三 前田利保……………四六七

龍澤公の略傳—鳳凰連—和歌の徳—和歌の本義—時運の差異—近隣—歌道隨筆—活用雅言風調辯—古今集夜話抄—游翁から印可を受けた—今年今月今日の風—現代語で個性を詠む—山彦傳—風體と調—園のすて草—五體—歌判記憶—對語六等—むかひこと道行編—新六義說—題詠の心得—詞の大綱—詞の綱手—手繰の糸まき—國頌專問—國頌專問嘉々—眞の歌—玩辭象—歌の本義を易の理に附會す—六龍神用—歌道は天と合理するを致とす—清薫日知抄—調の説—秀歌の四種—句去—洒落—重疊—謎々

第五十九、徳川末期より明治の初に至る歌學者 その四 大隈言道……………四七八

天保の歌—商人の歌—ひとりごち—こぞのちり—自己を如實に詠ふ—自己の周圍を歌へ—木偶の歌—初山踏を評す—新學と新學異見との評—眞面目の外戯れた歌も詠め—時世相をさながら寫せ—古人に對して自分を立て

第六十、明治時代の斯壇の一瞥……………四八二

文明開化の語に引きずられて—新體詩—國學和歌改良の聲—リズムの研究—

無韻非歌論—外國の詩を見た眼で國歌を考へる—淺香社—文學界と藤村—大和田建樹—帝國文學—山の散文詩—心の花—鐵幹と明星—竹の里人と根岸短歌會—武島羽衣—雷會—大日本歌道獎勵會—新派と舊派との争—藤村と暁翠—薄田泣菫—純文社と白百合—上田柳村と象徴派—蒲原有明—心のとと—海外思潮の輸入—文庫派—口語詩の唱道—日本歌學史と歌學論叢—白秋と露風

第六十一、結 論……………四九一

歌學の過去—歌學の起—上代の歌學—中世の歌學—沈衰期—啓蒙的傳統的—近世歌學—第一期—第二期—第三期—戀歌論—第四期—近代歌學勃興時代—我が歌學の將來—歌の本質—形式—創作時に於ける心理狀態—歌の體裁—技巧と無技巧—あらまほしきこと

目次終

大日本歌學史

福井久藏 著

第一 歌學の範圍とその起原

新しい事實が或る學理に根ざして發生することも罕ではないが、形而下より形而上に至る凡百の學科は事實が基となつて、それから起るのが普通である。斯の道ばかりは人の國より傳らると古の人が誇らしげにたゞへてゐる和歌も歌學もこの一般のことわりには違はないで、和歌がまづ行はれて後に歌學が生まれたのである。世もあがり人智もあまり開けなかつた世にも、多少の天分のあるものは事二臨み物として、己が情を語ひ出したものである。世も進み人の心も惻しくなるにつれて、唯即興的に謠ふばかりでなく、思を凝らして情を舒べるやうになり、終にはこれを専門にするものさへ出て來るやうになつた。隨つてその頃から歌學といふものが次第に發達して來たのである。上古の事は霞の彼方を望むやうではつきりしないけれども、大化の改新以前に於ても上は皇族

方より下は庶民に至るまで、時に情を述べて歌を口ずさんだのは少くなかつた。併しまだこれを専門としてゐる人は無かつた。藤原宮時代になつて、柿本人麿などの天才が出るに及んで、その趣が變つて専門歌人を見るやうになつた。よし又これを專業としなくとも、斯道に心を傾注するものが著しく増して來た。奈良朝時代の初に於てはまだ歌學といふ程のものは見えない。唯人々が名家の作に親しんでこれに私淑し、自家の謠はむとするところを案じたやうだ。大作家持の如きも、幼年未_レ遍_三山柿之門_二云々と(萬葉十七卷)云つてゐる。歌の聖と古今の序にた、へられてある柿本人麿、山部赤人が當時幾多の歌人の標的となり、その作品が新進歌人に無言の教訓を與へたことは疑ふべからざることである。斯くて程なく歌學の胚芽は漸々に膨らんで來たのである。

抑も歌學は如何なるものであつて、如何なる範圍のことを取扱ふべきかを定めて置かねばならぬ。これを定義の形で示すことはむづかしい。今講説の便宜上次のやうに定めて、

第一 和歌とは如何なるものであるか。

第二 和歌は如何にして發生するか。

第三 和歌には如何なる種類があるか。

第四 和歌には如何なる修辭を川ふべきか。

第五 和歌は如何にして詠むべきか。

第六 和歌には如何なる習慣儀式があるか。

等の諸項を包括させやうと思ふ。中に就き、第一は本質上よりいふもの、第二は生成上よりいふもの、第三は分類上よりいふもので、この三つが歌學の主なるものであらう。修辭法、作歌法及儀式、習慣等は實際的の方面であつて、本來は別に論ずべきものであるかとも考へられるが、今併せて説くこととする。

歌學研究はまづその範圍を上述したところに定め置いて、さてその學の起原發達、變遷のあとを秩序だてて究明するのが歌學史の本領であると思ふ。併しこれを論述するに方り、困惑を感ずるところとは歌學の範圍に就いて、古今その考の一致しない爲に、古人が旨と説いたことでも、吾人から見れば、餘剩の附加物として受け入れないことが起る。もし嚴正な意味で一切の夾雜物を除くときは、その時代に於ける歌學界の背景が全く分りにくくなる虞がある。その爲にその範圍も理論的方面に加へるに實際的を以てし、時に傳記資料なども交へ、各派の主義や綱領などの外に傳統なども併せ載せて、なるべく全豹を窺ふのに便りあるやうに説きたいと思ふのである。

さて奈良朝時代には記された歌學といふものは末期に至るまで殆ど無かつた。唯萬葉集を繕いて

見ると、歌の種類に關し、既に定つてゐた名稱區分の存在してゐることである。即ち歌體により、

一、長歌

二、短歌

三、旋頭歌

の三體に分けてゐる。これは何人の唱へ初めたのか分らない。けれども大作家持より以後であつたことは疑ない。其形式は今日吾人が知つてゐる如く、長歌は五七の句を幾つにても重ねてあるもの、短歌は五七五七七の五句より成るもの、旋頭歌は五七七、五七七の六句が前後二行になつてゐるものである。又同書には性質上より雜歌・相聞歌・挽歌・譬喻歌・四季・正述心緒歌・寄物陳思歌に分類してある。終の二つと譬喻歌とは表現上の性質から見たもので、其他は包容してゐる事項材料から分けてある。即ち雜歌は行幸・遊宴・羈旅等種々の歌を併せ呼ぶ爲の稱で、相聞は後の戀歌の類であるが、其内容は更に廣くして親族・兄弟・朋友間の相親しめる歌をも指し、挽歌は後の哀傷に當つてゐる。四季はいふまでもなく春夏秋冬四時の風物を詠ひ、譬喻歌は文字どほりに物に喩へてよむ歌で、表面には赤裸々にいはないで、下に戀愛の情をこめたものを稱してゐる。其他は説明を要しない。又關東方言などを用ひた歌を東歌といふ名稱で概括してゐる。これは都風に對する區別で、詩經の

雅頌に對する國風のやうなものである。この他にも戲笑歌及無心所着の如き名もある。以上の分類は一つの標準から出てゐなくて區々ではあるが、斯の如き名稱を用ひてゐるのは既に歌學思想の萌芽を持つてゐたのである。古事記・日本紀には夷振・宮人振・志都歌・志良宜歌等の名辭が見えてゐるが、それは雅樂の方の誦ひ方から命名したものであるから茲には説かない。

第二 和歌式と漢詩の法格

大陸文化の我邦に輸入されたことは、随分尙しいものである。就中聖德太子の攝政時代から大化の革新を経て遣唐使の廢止されない期間に於て、支那の制度文物を模倣したことが少くない。官省の制度に於ても神祇官を八省の上に据ゑたことなどは國粹を失はなかつた一の例とも云はれようが、大體が唐の六典に基いたものである。大學の設立やその分科並に釋典の作法儀式なども、久しく留學してゐた吉備眞備が移植したものである。宗教に於ても最澄や、空海は偉大な人には違ひないが、唐の名僧智識に隨つて顯密二教の要諦をさとり歸朝して之を弘布したものであることは云ふまでもない。國史の選述や風土記の進貢も彼に則り彼に倣つたものとも考へられる。遣隋使の初めて彼土

へ渡つた時は留學生は僧俗僅に十二人に過ぎなかつたものが、元正天皇の靈龜二年多治比縣守が遣唐使となつた時には、隨從の學生たちは五百五十七人といふ多數に上つたといふから、法律や歴史ばかりではなく、文學を修めて歸朝したものも非常に多かつたに違ひない。奈良朝の終から平安朝の初にかけて、六朝や初唐の文集や詩話なども餘程澤山に輸入されたに違ひはない。空海の大同年に歸朝した時に朝廷に奉獻した書物は、その文集の性靈集に載つてゐるが、その他にも彼國より持つて歸つて、自分の筐中に收めたり、又は權門勢家に贈つたりしたものも少くは無かつたであらう。これは唯想像ばかりでない、事實が證據立てるのである。醍醐天皇の昌泰元年に歿した藤原佐世の選んだ日本見在書目録の中には、詩文の法格に關する書名が約四十部も擧げてある。その中から數種を抜いて見ると、

- 鐘嶸 著 詩品
- 崔融 著 唐朝新定詩格
- 任昉 著 文章始
- 元兢 著 詩髓 腦
- 註髓 腦

- 詩 格
- 詩 體
- 四聲八體
- 五格四聲
- 續異體諸詩法
- 詩 病 體
- 詩 八 病
- 八病詩式

等の類がある。これらの書籍は唯高閣に連ね置いて、蠹魚の巢にあてたものでもなからう。必ずや一部の人士殊に學者博士だつ人は時よりこれを繙いたのであらう。而して斯ういふ書を読んだ人士が和歌の上に規則を録した書のないのを遺憾とし、彼の法規を取つてこれに推しあてて見やうと試みるのは自然の徑路ではあるまいか。太安萬侶が古事記を選んだやうに、勅命があれば尙更のことである。これが和歌式の生れた所以だと考へる。和歌四式の中、瀆成式は奈良朝の末に成り、喜撰式・石見女式・孫姬式は平安朝になつてから出來た。

濱成式は歌經標式ともいふ。參議藤原濱成が光仁天皇の寶龜三年五月七日勅を奉じて選んだものである。流布本に廣略二本あるが、略本は偽書である。廣本には多少の脱略もあるが、多分當時のに近いものであらう。家藏本には七病・和歌三種體・查體七種・雅體十種を擧げてある。佐々木博士所藏の異本は寶龜三年五月七日謹上の跋文も添へてあつて正本だらうといふ。故藤岡東圃博士の如きは、この時代にはまださういふ書の發生する時代でないといふ。根本的に否定されたが、吾人は反對に發生するのが自然だと力説したのである。この書には歌體を三つに分けてある。

一、求 韻

二、查 體

三、雅 體

第一の求韻の中には長歌と短歌とあつて、中に長歌は第二句の尾字を一韻とし、第四句の尾字を二韻とし、以下二句毎に三韻四韻と次第に續くよしをいひ、短歌は第三句の尾字を一韻とし第五句の尾字を二韻と定め、尙韻字には倉韻細韻の別があることを述べてある。又長歌に於ける對韻や換韻のことを説いてある。我が國語は語の末が母韻で終るのが例になつてゐるから特殊の場合の外押韻の必要は無いのであるが、當時は國歌と漢詩との差異も知らず、強ひて詩法を國歌に宛て嵌め

やうとしたものである。第二の查體は異本には查體となつてゐるものもあるが、管見によると粗體を誤まつたものではあるまいかと思ふ。この中には雜會・猿尾・無頭有尾・列尾・有頭無尾・直語・雜韻の七つがある。これらは句の一つ足らないもの（無頭有尾）腰以下二句の缺けてゐるもの（有頭無尾）文字餘り（列尾）句の文字の少ないもの（猿尾）韻字の合はないもの（雜韻）裝飾技巧もなく平語を用ひたもの（直語）種々なものがごたごた集つたもの（雜會）所謂破調や變體を收めてある。形式上のことや用語や表現の状態を混じて立ててゐるのは云ふまでもない。第三の雅體は更に聚蝶・繼警・雙本・短歌・長歌・頭古腰新・頭新腰古・頭古腰古・古事意・新意體の十種に分けてある。この中長歌短歌・雙本は句數から見た分類である。長歌・短歌は求韻の中に説いたもの、雙本は六句の歌旋頭歌のことである。この三つは何故に第一種に并せなかつたのか吾人には分らない。さて聚蝶といふのは天武天皇の御製

みよしのを よしとよく見て よしといひし

吉野よく見よ よきひとよく見つ

に於ける如く毎句に同語を反覆して調をなすもので、これは修辭の上から見たのである。繼警は萬葉集の無心所著の歌の如く、徒然草の「馬のきつりようきつ」にのをか中くばれ入りくれんどう」の

如く、二つ文字、牛の角文字の如く、謎の文學である。されば謎警の誤かも知れぬ。他は表現の上から別を立てたもので、頭古腰新は第一句に枕詞などを置き、第三句に實景などを叙したもので、頭新腰古はそれを反對にしたもの、その餘は別に説明を須ひなくて了解されるものである。思ふにこの數種は皎公詩議の十五例などから考へ付いたものであるまいか。

次に病犯に關しては七病を立ててある。

- 一、頭尾 第一句の終字と第二句の終字と同字なるもの。
- 二、胸尾 第一句の終字と第二句の三六の字と同字なるもの。
- 三、腰尾 他句の終字と本韻と同字なるもの。
- 四、壓子 五句の中本韻と同字なるもの。
- 五、遊風 一句の中の字と終字と同字なるもの。
- 六、聲韻 二句共に同字なるもの。
- 七、遍身 二韻の中本韻の二字を除く。

これらは詩の上には種々とむつかしく制を立ててあるが、和歌にはさまで要のないことを強ひて設けたもので、圓い桶に角い蓋をした傾がある、あまり實用にならなかつたのは勿論である。兎角

半可通の人が外國のものを移植しようとする、斯の如き弊に陥るのは昔も今もありがちの事である。併しこれを以てその時代には發生すべきでないとするのは古典や萬葉を精讀しない結果から來た臆斷と自分は信するのである。

喜撰式は宇治山の僧喜撰が仁和の御代に選定したといふ傳説である。併し平安朝の末期に於て既に眞偽兩本のあつたことが顯昭法橋の古今序註に見えてゐて、六義・六體・八病等を立ててある本は偽書で用ひてはならないとか、四句混本歌を偽式本には載せてあるといふ記事も見えてゐる。従つて現存してゐる流布本は假託の書と古人も定めてゐる。その内容は歌の四病・諸詠八階・異名・八十八物及二十六種の物名を擧げてある。『頃從武州得一書其名謂神世古語』云々以下二十六種の物名は後人追加に係るが、他は平安朝末期に引用してゐるものと一致してゐる。されば原本さながらのものではないが、後の歌學に影響があるから、一わたり内容の説明を試みる。

この書には三十一文字の中に四病があると立ててある。所謂四病といふのは第一岸樹、第二風燭、第三浪舟、第四落花である。名の原づくところは明かでないが、倒れ易いとか、消え易いとか、覆り易いとか、花片が散亂して醜いといふやうな缺點によつて命じたものと思ふ。中に岸樹は

てるりさへ てるす月さへ

の如く第一句の初字と第二句の初字と同聲なるを指してゐる。風燭は

か。の。と。の。は。 さ。と。の。と。り。と。る

の如く、毎句第二字と第四字と同聲のものを指し、浪舟は

く。さ。の。野。の。 別。れ。し。い。も。も。

の如く、五言の句の第四第五字の同聲なるもの、七言の句の第六第七字の同聲なるもの、落花は

の。ち。の。た。の。 し。き。し。あ。し。た。の。

の如く、毎句に同字を交へたるものを指してゐる。これは空海の文鏡秘府論や、文筆眼心抄や大江朝綱の作文大體に照合して見るに、支那の詩作上の病犯を國歌の上につつして見たものであつて、岸樹は詩の平頭病に同じく、風燭は蜂腰病と等しく、浪舟は作文大體に擧げてある下三連に類し、落花は念二病と同一である。次に諸詠階は文鏡秘府論に引いてある文筆式及詩格轉反の八階に倣つたものである。少し煩はしくなるが、二者を對比して見る。

喜撰式

詩格轉反

- 一、詠物 詠物者先初不表名色設對云々
- 二、贈物 純不貴其物表色髣髴云々

- 一、詠物階
- 二、贈物階

- 三、述懷 後代令軌模任心頃略再三讀述之
- 四、恨人 終不破其心靜念撥華漸述意
- 五、惜別 悅喜悲歎猶滿心裏寂寞宣意
- 六、謝過 每句不失義而解結詠同謝過
- 七、題歌 忽得題早速不看善惡纒去病可好
- 八、和歌 其歌人中取章句相違水火如其每句和
- 三、述志階
- 四、寫心階
- 五、違調階
- 六、讚毀階
- 七、後寡階
- 八、和詩階

秘府論所引の詩格轉反には目と例とを擧げただかりであるが、式の方には不完全ながら定義めいたものを添へてある。次に詠物異名といふのは、天を詠するときには天の原といひ、地を詠するときにはあらかねのといふ類八十八物を擧げてある。音の高低を主とする漢詩と音の長短に基づく國歌と性質の違ふものを同一の規則に支配させるのは非常な誤であることは勿論で、斯かる式は和歌の發達に害こそあれ益はないやうに思はれるが、當時は支那崇拜の結果か、る書の發生を促したのである。

孫姬式は和歌見在書目錄によると序があると見えてゐるが、現存本には缺けてゐる。又顯昭の萬葉時代難事古今集註及袖中抄に引用した條も存してゐない。唯八病と長歌式とを擧げて跋を添へて

あるに過ぎない。八病は文鏡秘府論に載せてある同心・亂思・欄蝶・渚鴻・花橘・老楓・中飽・後悔の八つを取つて、これに和歌を充ててある。長歌式は喜撰式に五七五、五七五、七七とあるを難じて今いふ形としてゐる。現存本は長祿四年圓雅の奥書本より他にないから原本を知ることが出来ないが矢張支那詩學の影響を受けて成つた産物の一であることは間違ないであらう。

石見女式は奥義抄にその名が見え、八雲御抄には安部清行の式と同じものかと註されてある。清行は承和三年に文章生となり、貞觀六年太宰少貳となつて昌泰三年に卒した人でその歌が二首古今に入つてゐる。この書も假託の書である。序文及四病の説は喜撰式から取つたもので、次に或記曰和歌之道者天神應身萬法妙體、兩句者天府陰陽胎金二界とか、五七の句は五行五常に類すといふが如く佛說五行説に比し、和歌三十一字には字毎に守護神があるといつて、日向の海彦宮より紀伊の丹生の宮に至る國々の神三十一柱を載せてある。斯の如き思想は尙後代に發達したものと考へられる。漢詩の影響を受けて成つた原本は夙く失はれたものと思はれる。歐洲の各國がある時代までは自國の歴史や文法を拉丁語で書いてゐた面影はこの時代を聯想させるのである。斯ういふ後を受けて、紀貫之が目覺めた意味で古今の假名序を作り假名文字を以て日記を創めたのであらう。

第三 紀貫之の歌論

奈良朝のあふりをうけて、平安朝の初期には漢文學が大に流行し、特に嵯峨淳和兩皇の御代にはその隆昌を極めたが、その潮流は長くは續かないで、自國文學に對する國民の自覺心はめきめきと頭を擡げて來て、光孝・宇多二帝の御宇より和歌が再び盛んとなり、草合の遊技より起りて、詩合並に歌合が行はれ、終に延喜の聖代に至つて漢詩文の勅選に倣つて、和歌勅選の業は初まつた。その選者の第一人者たる紀貫之は後世の歌人に偉大な影響を與へた。その歌學に關する意見は古今集の序によつて窺はれる。

この序にはまづ歌とは何ぞやといふ問題を始とし、歌の起原・發達・變遷・歌體・歌の徳・古今名匠の批評及撰輯に關することを述べてある。まづ歌とは何ぞやの問題に對しては『やまと歌はひとの心を種としてよろづの言の葉となれりける』と提言してある。この序の眞偽を疑ふものは別として、これを金科玉條と仰ぐ人々の間に於ても、部分的には古來種々の説がある。六條家(後に詳説する)の定本には、『ひとつ心を種として』とあつて、顯昭法橋はひとのはひとつの誤寫で、一と萬と上下相對したものだといひ、近世に於ても六人部是查、近藤芳樹などもその説を奉じ、特に芳樹はひとつ心と

いふは物のあはれを知つて歌を詠む心だと近代的な解釋をしてゐるが、一般には京極定家卿の校本に據つて人の心と見做してゐる。次に貫之は歌の發生に關して『世の中にある人ことわざしげきものなれば、心に思ふことを見るもの聞くものにつけていひ出せるなり』と述べてゐる。物心二界に就ては幾多の議論もあるが、この文によると心が主で外界はそれに附隨したものと觀た説のやうである。貫之は歌を主觀的なものと思惟してゐた。同時の人も客觀的より主觀的の歌を多く詠んだ。そこでこの序文にこれを發表したものと見える。千餘年の昔のことであるから單に心といふだけで細かに感情とか情緒など區別していはふ道理がなく、芳樹の説の如きものではなく極めて大まかなものであつたのであらう。而してその原づくところは詩經の大序から糸を引いてゐる。詩者志之所_レ之也、在_レ心爲_レ志。發_レ言爲_レ詩。情動_ニ於_レ中、而形_ニ於_レ言。といひ、又情發_ニ於_レ聲。聲成_レ文。謂_ニ之_レ音。治世之音安以樂云々、亂世之音怨以怒云々といつてあるに據つたもので、眞字序即ち漢文の序は準據のあとが一層よく分るのである。土佐日記に貫之が子を失つた條に『唐土もこも思ふことに堪へぬ時のわざ云々』と書いてあるのも同じことである。次に和歌の效用に就いては、『力をも入れずして天地を動かし、目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、男女の中を和らげ、猛き武夫の心をも慰む』といつてゐるのは、矢張詩の大序の動_ニ天地、感_ニ鬼神、莫_レ近_ニ於_レ詩。先王以_レ是、

經_ニ夫婦、成_ニ孝敬、厚_ニ人倫、美_ニ教化、移_ニ風俗。といふから出てゐる。次に歌の起原發達に就いて文中所々にいつてある所を綴合して見ると、

『神代には歌の文字も定らず』

『人の世となりて三十一文字は詠みける』

『斯くて花をめで、鳥をうらやみ、霞をあはれみ、露をかなしむ心、詞多くさまざまになりける』

『今の世の中、色に就き、人の心花になりけるより、あだなる歌はかなきことのみ出て來れば、色好みの家にのみ、埋木の人知れぬこと、なりし、まめなるところには花薄ほに出すべきことにもあらずなりにたり。』

このやうで、歌の形式が段々定まり、内容が花鳥の如く優美な自然物を風詠し、それより和歌が男女交際の用にあてられたことを述べたところが、國歌の自然の趨勢を示してある。併し之を匡濟するに萬葉時代に於ける山上憶良などの如く沈痛なる人生を詠ずるとか、家持の中年以降の作に於ける如く、我が武士道を鼓吹し家門を辱しめることのないやうにするとか、人麿のやうに國家成立の所以を諡ふとか、赤人のやうに自然美を諡ふとかいふやうなことは固より論じてない。貫之等の概

いたところは實に當代の風で、天曆寛弘の頃に至つては、それが一層激しくなつて來たのである。次に歌體に就いては『歌のさま六つ』といつて六種類を立て、ゐる。

- 一つには そへ歌。
- 二つには かぞへ歌。
- 三つには なすらへ歌。
- 四つには たとへ歌。
- 五つには たゞごと歌。
- 六つには いはひ歌。

これは詩の六義に據つたもので、六義といふのは風・賦・比・興・雅・頌である。支那人でも六義の説明はいろ／＼なことをいつてゐるが、風雅頌の三つは詩體の性質上から分け、賦比興は修飾上から區別したものである。それを混じてかういふ風に定めたのである。随つてこの區別は古今集を撰む上には全く關係はない。古今の部立ば萬葉の四季雜・四季相聞より四季を分ち、相聞を戀とし、挽歌を哀傷とし、雜の中から釋旅別離及賀を切り放し、形式によつて分けるべき長歌旋頭歌（短歌を除き）に俳諧歌・大歌所歌・東歌を合せて雜體としたのである。吾人の希望を云ふと、今少し吾が國

固有の風に基いて分けたかつたのであるが、時代が古く、且は漢詩に對する上から斯様になつたものと見える。

次に歌聖及六歌仙の批評がある。これは貫之の自發に由るか、或は鐘嶸の詩品などから思ひついたものか、兎に角短いながらにその人々の作風の長短を面白く批評してゐる。一體批評といふこともその頃から次第に盛になつて來たやうだ。而してこの六歌仙といふのは貫之等が定めたのか、或は世間に既にさういふ目があつたのか判然しない。當時貴紳の祝賀に屏風を贈ることが盛んであつて、その屏風は六折のものが流行してゐたから、最初誰かが六人の詠を書付けたのに基いたのではあるまいか。さてその評は中らないものもあるが、中に想の方では『まこと』といふことを標準として説いてある。後世香川景樹などの歌が誠を理想とする説は、これに胚胎してゐるのである。形の方では詞の巧といふこともいつてゐる。所謂技巧を指したのである。新撰和歌の序に花實相兼の語も用ひてあるが、想と形との調和に關しては別に説いてない。併し貫之の作そのものによりて考へるに技巧といふ上に随分骨を折つてゐたことが分る。

一つの勅選集の序文によりて貫之が歌學に於ける全體の思想如何を評するはちと無理かも知らぬが、他の著書や文章などに照合して、その考の大體は知ることが出来る。貫之は又新撰和歌の序に

『雖誠假名於綺靡之下、然復取義於敦誠之中者也』といつてゐる。これも支那の影響を受けたもので、我が邦では賦を教化の具とはしなかつた。又古今序に花の朝月の夕などに群臣に歌を獻らせて、その才の賢愚優劣を擇ぶといふが如きは支那思想にかぶれた言ひ方であつて、我邦には無きことである。以上の如く無理な點もないではないが、大體よりいへば、支那詩學の精神をとつて國風に合せやうと努めた點は多とすべきである。

第四 歌合の判に見えたる歌學思想

嚴肅なる批評に由つて作物が多少動されることは、古今東西ともに同様であらう。古今集の序に於ける六歌仙の批評は既に述べた通りであるが、この批評が一層盛になつたのは歌合の流行に伴つたやうだ。現存せる歌合の中最も古いのは、在民部卿家の歌合であらう。在民部卿といふのは阿保親王の子在原行平のことで、風流の名を一世に流した業平の兄である。この卿家の歌合は多分元慶の終か又は仁和の初め頃のものであらう。それから寛平を経て延喜の頃になると歌合は非常に盛となり、天曆の御代に至つてその儀式作法なども益々整ふに至つた。

一體歌合といふものは、歌を左右に番つてその優劣を定めることとして、その初は支那から傳へて來た草合や花合といふ遊技に附隨して餘興的に加へたのが本で、後にはそれが獨立して行はれるやうになつたのである。番數なども始めは多くも無かつたが、後には段々とふえて來て、近古時代の始には千五百番といふ無比の大數に上るものさへ出來た程である。延喜十三年に行はれた亭子院歌合には、始めて序文が添へられてゐる。又判者の評語即ちこの道でいふ判詞も少しは載せてある。更に天德四年内裡歌合には二十番悉く判詞が備はつてゐる。今延喜から天曆又はそれより少し後に亘つて歌合の判詞中歌學に關係あるものを抽出して見よう。

一、想の面白く情のこもつてゐるのを貴んだこと。

天德四年内裡歌合 二番判 左歌心ばへいとおかし云々

同 十七番判 左歌頗有レ情爲レ勝

同 十四番(郭公)判 左歌(さよふけて、ねざめざりせば時鳥人づてにこそきくべかりけれ)聞かむとも思はて寢覺しけんぞあやしき。云々

二、首尾の一致を大切と考へたこと。

天德四年内裡歌合 十番判 左歌首尾相叶。ふるまひもありておかし。

同 五番 (よと共に散らずもあらなむ、櫻花あかぬ心はいつかたゆべき)の判、右歌は末あはぬ心地ぞする。

三、詞の清くさつぱりとしたのを好いたこと。

天徳歌合十九番判 左右歌いとおかし。されど左の歌は詞きよげなりとて以_レ左爲_レ勝

四、縁語を忽にしてはならないこと。

天徳四年内裡歌合 九番(藤)判 水なくて藤なみといふこと古歌に折々あり。されど尋人なければさてとゞまれる成べし。歌合にはいかゞあらん。ことによせぬはいはれなし云々、右同じ波あるに岸によせたればたよりあり。

同 一番(霞)判 左歌くらはし山に年をつむといへること宜し。又はしに渡るなどいふもさもありなむ。

五、主要な點を忽にするを嫌つたこと。

亭子院歌合四番(いそのかみ布留の社の櫻花ごぞみし春の色やのこれる)判去歲をのみにて今年の心なしとて負く。

天徳四年内裡歌合七番(年ごとにつつ、我見る櫻花霞も今は立ちな隠しそ)判 右歌はいつ

こに來つゝ見るぞ。

六、陳腐を嫌つたこと。

亭子院歌合十三番(足引の山吹の花ちりにけり。井手の蛙は今や鳴くらん)判 右、古めきたりとて負くるなり。

七、祝賀の歌に忌はしいことを避けること。

賀陽院水閣歌合九番(君が代は白雲かゝるつくばねの峯のつゞきの海となるまで)歌判 海も山になり、山も海とならば悪しかりなん、海は海山は山にてあらんこそよからめ。忌ましくして負く。

八、同心病を嫌つたこと。

亭子院歌合二番 左(咲かざらむものとはなしに、櫻花おもかげにのみまだき見ゆらん)右(山櫻咲きぬるときは恒よりも峯の白雲たちまさりけり)判 左はらむ二つあり、右は山峯といふことまた有りとして持になりぬ。

九、聲韻の病を嫌つたこと。

天徳四年内裡歌合 八番(ひとへづ、八重山吹はひらけなん程へて匂ふ花とたのまん)右歌

は八重山吹の一重づ、開けば、一重なる山吹にてこそあらめ。心はあるに似たれども、八重
咲かずば詮なくやあらむ。又下句のはて上の句のはてに同文字あり。仍以左爲勝。

天徳四年内裡歌合（ことならば雲井の月となりなむ。戀しきかげや空に見ゆると）判

右上下句首の字同じ、にくさげに開ゆと、左人申せどさせる難にはあらぬにぞ、仍爲持。

判詞は簡約を旨としてあるから、一々委しい説明もないが、よくこれを味つて見れば、當時の歌
學のどんなものであつたかといふことは分る。

一體歌合に左右に組を分けて互に論難させることは、天台宗で行ふ論義といふことから起つたと
思はれる。彼宗では經文の要義を議論する儀式が嚴かにきまつてゐる。比叡の山では六月會に行は
れる、宮中でも御齋會の時には行はれる。一條院の頃には歌合とは別に歌論議といふことが行はれ
て、當時四納言の一人に數へられた名筆の行成卿がその方の心得が無くて恥をかいたことが大鏡に
見えてゐる。

歌合は互に勝負を競ふ所からして、反對側の歌に對する批評は大體からいへば同情のあらう筈
が無い。いは、穴さがしのことが多い。併し判者には當代の優れた歌人が當つたから、なるべく公
平の判斷を執らうと庶幾したであらう。尤も引き／＼があつて多少どうかと思ふことのあるのは免
れない。（天曆の時禁中の梨壺で、萬葉に訓點をつけた五博士の一人の源順なども、野宮十番歌合に
女の方を多く勝たせたといふので、男方から「霜枯の翁草とは名のれども」と歌を送つて謗つたや
うな話も残つてゐるのである。）

第五 藤原公任の歌學 附 道濟と能因

天曆の御代には歌が段々盛になつて來たが、之を延喜の御代に比べて見ると實に於ては及ばない。
大中臣能宣も清原元輔も貫之や躬恒の壘を摩することが出來ない。源順は博學であるが歌才はさほ
どになかつた。それより後寛弘の頃にかけてひとり異彩を放つてゐたのは曾根好忠である。從來人
の詠まぬ材料を取扱つたり、俗語を自在にのみ入れたりして、大膽で粗放で形式に拘らない人で、
後世では和歌革新の彗星のやうにいはれてゐるが、彼は創作家であつて歌學者ではない。その頃歌
壇の泰斗として諸人より尊敬されてゐたのは四條大納言公任であつた。

公任は關白賴忠の嫡子でその門地が高い。當時四納言の第一に數へられ、多藝な人で詩も作れば
歌も詠む、管絃も出來る。大井河で三舟の譽をあげた逸話は大鏡などに載つてゐて、今に人口に膾

炙してゐる。有職にも明かて北山抄を著し當時の儀式典禮を定めた。筆蹟も中々見事で斷簡零墨も珍重される。かういふ風に聲望が高く、分けても歌壇に於ては當時人麿赤人に配せられる程であつた。併し今日より見ると、作家としての地位は低く、歌學の方は群を抜いてゐたやうである。その著述に新撰髓腦・和歌九品・三十六人撰・深窓秘抄・前後十五番歌合・金玉集・和漢朗詠集がある。

新撰髓腦は小冊子であるが歌學史上逸すべからざるものである。抑も髓腦といふ名稱は唐の元兢の著書に始まるやうである。新撰と冠らせたのは元兢の作に對していつたものか、或はその頃既に和歌の髓腦といふものがあつてそれに對して新と命名したものがよく分らぬ。源氏物語の玉かづらの卷に、『常陸の御子の書置き給へりける上屋紙の草子をこそ見よとておこせ給へりしが、和歌の髓腦いと所せう、病去るべき所多かりしかば、もとより後れたる方のいと中々動きすべきもあらざりしかば、むづかしくて返してき。』などの文句のある所を見ると、當時幾つも下らない髓腦が既にあつたのである。公任の幾歳の作かは分らないが、當時存在せるそれらの髓腦に對して新撰と命名したものと見ても差支は無からう。さてこの書には歌の規範とすべき所を示してゐる。『即ち歌は心深く、姿清げにて、詞にをかしき所あるを優れたりといふべし。事多く添へくさりてと見ゆるがいと悪きなり。一筋にすぐよかになむ詠むべき。』とある。心といふのは想のこと、姿といふのは格

調のこと、詞といふのは措辭のことであらう。三代集時代には言掛けを用ひたり縁語を使つたりする風が盛になつて來て、中には想よりも言葉のあやを生命としただけの歌がある。これを矯正しようと思つて、一筋にすぐよかにと言つたのであらう。これは大に吾人の心を得た點である。次に詠歌法に就て『心・姿相具することかたくば、まづ心を取るべし。終に心深からずば姿をいたはるべし。その姿といふは、うちぎき清げに、故ありて歌と聞え若しは珍しく添へなどしたるなり。共に得ずなりなば、古の人多く本に歌枕を置きて末に思ふ心をあらはす。』と述べて詠む人がその狙ひ所即ち着目すべき點を明かにしてある。大體論ながらも正鶴を得てゐる。次に規範とすべき例歌として、伊勢物語に載つてゐる『風ふけば沖つ白波立田山』の歌以下九首の詠を擧げてゐる。初學には範を垂るることは大に必要である。次に歌の病に就て同心病は去るべしといひ、又初句二句の末に同字あるものと、第一句第三句の末に同字があるのを嫌ふと云つてゐる。これは文鏡秘府論にいつてゐる上尾と鶴膝とに當つてゐる。この他本歌取のこと旋頭歌のことにも言及してゐる。

和歌九品といふのは淨土の九品に象つて古今の名歌を選びて、上品上より下品下に至る九等に配して、每品の主とする所を極簡單に示してゐる。

ほのくくと あかしの浦の 朝霧に 島がくれゆく 舟をしぞおもふ

春たつといふばかりにや み吉野の 山もかすみて けふは見ゆらむ

の二首が上品上で、これは詞が妙に餘情がある歌としてゐる。又三十六歌仙の如きも公任が定めて以來、後世いくつかの三十六歌仙が出来て來た。朗詠集の如き、當時の人が謡つたのを集めたか、或は謡ふに都合のよいのを公任が選りぬいて皆に謡はせたか判断を要する所であるが、兎に角後の人でこれに倣つて朗詠集を編んだ人があるのでも、その勢力は推し量られる。深窓秘抄は古今の秀歌を四季雜羅に部立して百首あまり集めたもので、萬葉集時代では人麿の歌六首、古今では貫之八首、伊勢が五首、後撰集時代の人では平兼盛が七首入つてゐる。作者は五十二人外に無名の作がある。定家の百人一首にはこれの歌をとつたものが少くない。この他拾遺抄でも金玉集でも前十五番歌合でも世にもてはやされた。歌枕は存在しないが髓臈に附屬したものであらう。古今序註などその斷片が顯昭の序註に引用されてあるばかりで、全部ないのは惜しいものである。今日から見ると讚め過ぎた趣があるが、八雲御抄に『公任卿、寛和の頃より天下無双の歌人とて既に二百餘歳を經たり。在世の時は云ふに及ばず、經信俊頼以下近くも俊頼存世までは空の月口の如く仰ぐ。』と記されてゐるのは當時の事實であつたのである。随つて公任の批評が歌人の生殺の權をもつてゐたといふことである。

公任の教を受けた源道濟は文章生から身を起し、筑前守兼太宰少貳に任ぜられた人で、時和歌四天王の一人と稱せられ、藤原長能と歌名を競つてゐた。この人の和歌十體といふものが奥儀抄に載つてゐる。和歌十體はこれより以前に、壬生忠岑が定めたといふことが和歌見在書目録などに見えてゐるが、それは今は傳つてゐない。道濟のは次の

- 一、古體
- 二、神妙
- 三、直體
- 四、餘情
- 五、寫思
- 六、高情
- 七、器量
- 八、比興
- 九、花體
- 十、兩方

である。奥義抄に引いてゐる處によれば、各體に例歌二首づつを載せてゐる。赤人の『和歌の浦』の歌は古體で、『さざれ石の巖となりて』の歌が神妙で、敏行の『風の音にぞ驚かれぬる』の歌が直體の例に擧つてゐる。4體といふことは崔融の新定詩格司空圖の二十四詩品などから思ひ付いたものであらう。固よりその名目は彼我合體してゐないが、崔氏の直置躰・情理躰・形似躰・菁花躰・映帶躰などが道濟の直體・餘情・比興・花體・兩方の諸體に匹敵するやうに思はれる。長恨歌を題として十首の歌を友と詠みかはした程の人で漢學に長じてゐたから、支那の詩學を見た目で斯ういふ風に定めたのではあるまいか。別に各體の説明がないから、委しい批評を下す譯にはゆかね。

序に能因法師のことを附け加へて置く。能因は長能に學び出藍の譽があつた歌人で、秀歌を詠むには『すきたまへ』といふことをモットーとして勸めたといふことである。歌學書としては歌枕・題抄各一卷を著したが、題抄は佚して傳らない。歌枕も現存のものかどうかと思ふが、河海抄に引用したところに合つてゐると夙く伴信友なども云つてゐる。この歌枕には和歌に詠み入れる名所とか、枕詞とか、物の異名なども載せてある。つまり詠歌の参考書である。當時幾多の歌人の懐にされたものであらう。この頃物の異名といふことも漸次多くなつたやうだ。躬恒の作だと傳へられた秘藏抄三巻も異名を詠んだ歌を集めてあるが、能因の歌枕などより後に出來たものだ。八雲御抄

にはこの歌枕を五家髓の一として擧げてゐる。併しこれらは歌學書としては重要な地位を占めるものではない。

等六 六條源家

茲に六條源家といふのは敦實親王の二男左大臣重信公から起つた家筋を指すのである。その孫に大納言經信卿（承德元年太宰府で薨去、年八十二）といふ人があつた。孟母のやうに教育に熱心でその上和歌の天才があつた母の感化を受け、才學共に秀でて、いろいろの技藝にも通じてゐたが、とりわけ歌と琵琶とに堪能で、琵琶は桂流の祖、歌は當世第一と呼ばれてゐた。後鳥羽院御口傳に『近き世の上手の中に大納言經信ことにたけあり、美しくしかも心たくみに見ゆ。』と評せられた程の人である。公任以後勅選集の選者にはこの人が當らねばならないのに、中納言藤原通俊が白河法皇の寵を恃みて、自分が選者になつて、後拾遺集（應徳三年）を選した。當時いろ／＼と其不備の點を辯難するものがあつた。經信は選者に對して質問を試みたりして、頓てその中の歌八十三首を抜き出して批評を加へた。之が難後拾遺抄といつて、歌道に於ける辯難書の最初のものである。概

括した論がないから、一寸その要を撮る譯にゆかないが、條項を立て、見ると、

- 一、作者が間違つてゐるのがあるては無いか。(郭公いづれの里も同じ卯の花の歌)
- 二、作者の原作を改悪してゐないか。(大江嘉言の梅が香を夜半の嵐の吹ためての歌)
- 三、古人の作を剽竊したり又は模倣した歌が交つてゐるではないか。(藤原節信の八重の汐路におく網の歌、藤原長能の瓦屋の下たく煙の歌の類)
- 四、修飾もない平言から成つた作が多い。(懷壽僧都の玉昭君をよめる歌の類)
- 五、語呂の悪いものがある。(板間あらみの歌)(人は皆子の日の松を引きにゆくの類)
- 六、表出が不確實で、意味がはつきりしなくて、どちらにもとれる歌が多い。

この中には人物の動作がいつれの事をいつてゐるか分らないもの(齋宮女御のかくれ沼に生ふる菖浦の歌の類よんだ場所が判きりしないもの。(鶯の初音き、つとの歌の類)時節がないもの。(春たちてふる白雪をの歌の類)がある。

斯ういふやうな事を論じてゐる。特に表現の判きりしない點を駁した類が甚だ多い。その中に肯綮に中つたものもあるし、又無理に難辭を付けたものも少しは交つてゐる。てにはの名稱はまだ起らないが、その細かい用法を説いてある所がある。又云々の詞は歌に詠むべき詞でないといふやうな

説も見える。用語説、擇詞説の胚芽は既に存してゐる。その他歌合の判の條に述べた同心病や憚忌の類に關したこともある。要するにこの書によつて經信の所考を察すると、作家が言はうとする思想感情と表現との關係に重きを置いて、随分細かいところにも突込み、斯う言つたならば情が一層優になるとか、語勢はすべらかなのが善いとか、たゞ言はよくない、古人のいつたことでも表出の如何によつては採用しても差支がないといふやうな見識であつたらしい。後拾遺の選者の通俊が經信の質問に對して答へた一書があつて、その名を後拾遺問答といつたといふことが袋草子や玉葉などに見えてゐるが、その書は夙く佚して傳らない。この家筋には随分歌人が少くない。次に略系圖を擧げて見やう。



中でも父經信の後を受けて斯壇に傑出したのは俊賴である。その生歿の年時は分らないが、堀河・鳥羽・崇徳三朝に事へ、木工權頭左京太夫などになった。趣味の豊富な人、筆筆の名手、入木道の達人、とりわけ歌は命世の天才であつた。藤原顯季が始めて人麿供養を行ひ、一時の名流が集まつて來た時、主人が俊賴に向つて卿は當世の宗匠であるから、どうそ初獻を奠めて下さいと言つたのも、この人の位置が推想される。天治の初め頃に第五番目の勅選である金葉集を選んだ。金葉集には大分新しい歌が多い。一體俊賴の父の經信は古體の歌もよく詠んだが、又新しい風も好んで面白い風景の歌などを遣した。百人一首に載つてゐる『芦の丸屋に秋風ぞ吹く』の歌でも『引板はへてもるしめなはのたわむまで』の歌でも、『風さえて浮寝の床』の歌でも景致が眼前に浮んで來る。俊賴もその後を受け、更に革新家の曾丹後の風を庶幾し、新舊二體を巧によんだ。勅選のことであるから家集とは趣を異にしてゐるけれども、一派の人には大に變つて見えたのであらう。源顯仲は大治元年良玉集を著してこれを難じたといふことであるが、その書は佚して傳らない。

俊賴が嘗て高陽院の爲に和歌を詠むべき心得を記して奉つたといふことは今鏡にも載つてゐる。俊賴口傳又は俊秘抄といふものはその稿本だといふことである。

その發端に大和みことの歌は我が蜻蛉島のたはぶれ遊びなれば云々とあるのは文學を遊技と同様

に考へてゐたのであらうか。然らばそれは大なる謬見である。次に歌の進歩する否とは情のあるとないに依ると説いてゐる。これは至言である。氏は歌體を分ちて長歌・短歌・旋頭歌・混本歌・折句・杵冠・回文・俳諧歌・連歌・隱題の十となしてゐる。長短歌の名稱は古今集に引かれて轉倒してゐる。旋頭歌は三十一文字に五字或は七字の一句の加はつたもの、混本歌は三十一文字の歌より一句少い歌であると説いてある。混本歌といふものが、あつたのか無かつたのは議論のあるところであるが、當時はかう云ふ考は認められてゐたものと見える。又旋頭歌の如きもその形式が昔と變つてゐる。この外別に性質によりて歌を二十類に分けてある。その名目は、ひとへに優なる歌、けだかく面白き歌、よき節に優なる心詞具へたる歌、心を先として詞を求めざる歌、よき歌にこはき詞ある歌、風情あまり過ぎたるやうなる歌、等である。これは唐の齊巳が風騷旨格に見えた詩の二十式や司空圖の二十四詩品などから暗示を得たものでは無からうか。併しその分類の名稱などから考へて見ると、支那風から離れて御國風になつて來たやうな傾向が多い。又作歌の標準に就ては新撰髓腦の説に基いて、『歌の善きといふは心を先として、珍しき節を求め、詞をかざり詠むべきなり。心あれども詞飾らざれば歌おもてめてたしとも聞えず。詞飾りたれどもさせる節なければよしとも聞えず。めてたき節あれども優なる心詞具せねばまた悪し。』と説いてゐる。節といふのは他に

變つて一角めづらしい趣向を指したものらしい。この時代の歌にはそれが多い。又題詠の心得に就ては、「歌よまむにはよく題を心得べきなり。題の文字に三文字四文字若くば五文字ある題もあるを、必ず詠むべき字必ずしも詠むべからざる文字、まはして心を詠むべき文字、ささへて詠む字あるをよく心得べきなり。心を廻して詠むべき文字あるをあらはに詠みたるも悪し、ただあらはに詠むべき文字を回して詠みたるも碎けて悪く聞ゆとぞ。」と古人の説を引いてある。これは誰の説であるか出所が明かでないが、公任以後の相當斯道にゆるされた人の説であらう。俊賴は次に比喻法に關して、

「歌には似せ物といふことあり。山櫻をば白雲によせ、散る花をば雪にたぐへ、梅の花をば妹が衣によせ、卯の花をば籬の鳥の波かと疑ひ、紅葉をば錦に比べ、草叢の露とおぼめき云々などするは四方山のふることなれば、今めかしきさまによみなすべきやうもなければいかがすべき」といつてゐる。

辯新を庶幾してゐた俊賴も、一面には斯く古人の跡を踏襲した所もある。歌の病犯に關してはむしろ寛大の考を懐いてゐた。この書には以上の外は和歌の訓釋に關することが多い。

古語深秘抄の中に莫傳抄といふ一冊がある。草木生類の異名を四季雜に分け、終に月の異名を舉

げ、證歌を載せてある。そしてこれも俊賴の作としてあるが、確かでない。俊賴は新しき歌の天地を開かうと志して、古言俗談何でも意にとめて、思想と用語とを豊富にしようと考へ、郭公を時つ鳥だの、くきらだのと詠んだりするくらゐであつたから、多少異名を自作もし、また集めたかとも考へられるが、併し莫傳抄は恐らくは後人の作であらう。

俊賴と同時に歌界にその名を揚げてゐたのは藤原基俊であつた。俊賴と相競つてゐたことは鴨長名の無名抄などに見えてゐる。元永元年内大臣（忠通）家の歌合に俊賴基俊兩人が判をした。その判詞をみても新舊二傾向が多少認められるやうに思ふ。歌は俊賴が優り、歌學は基俊が勝れてゐたとの評は的外れてゐないやうだ。

若狭阿闍梨といへば、後拾遺集の撰者藤原通俊の兄通宗朝臣の子である。隆源口傳といふ一書を遺した。これは萬葉から後拾遺までの歌を抽出し語の意義などを考證したものである。經信が通俊の撰をもどいたり、隆源が俊賴の判を非議したりする。家と家との軋轢といふことは無かつたであらうか、その關係は面白い。

俊賴の子は皆歌を詠んだが、中でも俊憲は名高い歌人で、歌林苑を營み同人を會して、頻に歌を詠んだり歌學を教へなどした。歌苑抄を著した。鴨長明はその教を受けた一人である。俊憲の説は

無名抄を通じて窺ふことが出来る。

第七 藤原基俊及其前後の歌學

藤原基俊は大宮右大臣俊宗の子、御堂關白の曾孫である。性驕慢て躬から才學を恃み、あまり人好きがしなかつた爲か、或は何か失敗のあつた爲か、その兄弟は皆昇進してゐるのに、ひとり従五位下左衛門佐で終つた。悦目抄に『一度の咎あればとて重き罪を行ふことよく慮りあるべし。麒麟といふ賢き獸も自ら一躍の誤なきにあらず』云々の文がある。麒麟はどうか知らないが、或はその境遇にあてはまることがあつたのか知らぬ。博覽にして萬葉訓點者の一人である。學問の系統は公任を引いてゐる。悦目抄・三十六歌仙・新撰朗詠等の著がある。現存の悦目抄は可なり整つた歌學書である、尤も仁安の和歌現在書目録には抄集家の部に悦目抄を入れてある。抄集家といふのは古歌を抄出した集て歌學書類ではないらしい。して見ると今の悦目抄は少し怪しくなつてくる。三條西三光院も悦目抄は用捨あるべきものだといはれたと鳥丸光廣卿の耳底記に見えてゐる。故藤岡博士や佐々木博士など既に偽書説を立てられた。今この書と關繋があると見える俊秘抄八雲御抄俊成の日

吉歌合の判詞十訓抄箴川上などとその内容を對比して愚見を加へて見る。

- 一、俊秘抄との類似。歌の標準に關して、心深く姿清げに云々と公任の説を引いたるの可いとし、題詠に關し、『必詠むべき文字、詠むべからざる文字』云々の文字は俊秘抄と全く同一の文である。俊秘抄のも古人がいつたとあるから、これより前に誰れかの髓腦があつたのを兩方が引いたと見れば差支はないが、疑へば疑へるのである。更に『結題をば一句にはこめ詠むべからず』とある下に、心とふしと詞との關係を述べてあるところは全く俊秘抄と同じ文である。同時に對抗してゐた人の著をさながら取ることはあるまい。一方が正しければ他方はそれをとつたものと考えねばならぬ。
- 二、日吉歌合の判詞との關繋。公任卿抄云大方歌は云々『よき歌になりぬれば、その詞・姿の外に景氣の添ひたるさまのあるにや』云々といへるあたりは、新撰髓腦にはない。八雲御抄卷六を見ると同文があつて俊成のかけるものに曰くとある。これは日吉歌合の判詞に見えてゐるのを八雲御抄にとられたと見える。俊成は基俊の教を受けたが、文章そつくりを歌合の判に用ふるといふのはをかしい。或は後人が俊成の説をとつて、古い時代のものとする爲に、公任卿云々としたものと考へる方が正しいかと思はれる。

三、十訓抄との關繫。野宮歌合の判の中に『俊賴は十徳なからん人判者に能はずとぞ申されける。』云々、源中納言國信家の歌合に俊賴の判者たりしを、『人々多くおこつきさまん』のこともかきつけたり』とある文を十訓抄に比べてみると、人々多くとある所が、十訓抄には若狭阿闍梨隆源、左衛門佐基俊おこつき云々とある。十訓抄をそのまま引いては不都合であるから人々と改めたのではあるまいか。それとも十訓抄の方が人々とあるのを委しく書いたものか。

四、八雲御抄との關繫。歌を詠まんと思はゞ萬葉集より始めて三代集を見得てあるところ、又古歌をとること第一の大事なりといふ條、その他にも八雲御抄と同文のところがある。併し八雲御抄には悦目抄にいつた所は一ヶ所もない。又その一卷學書の部には、和歌現在書目録と同じやうに、悦目抄は抄集に入れてあつて、髓腦に入れてない。その當時並にそれより少し下つた頃に基俊の口傳だの髓腦だのといふものが見えない所から考へると、前書は八雲御抄から取つたものと見える。

五、簸川上との關繫。歌枕の置き所のことや、老楓病のことや、本歌取の方法に關することや、日本紀・風土記・樂府・朗詠などを参考とすべきと云つてあるあたりは、藤原光俊の簸川上とそつくり同じことである。その他それを改作したやうに見えるところもある。併し簸川上にもこち

らから取つたのではないかと思ふ様な所も一ヶ所あるが、大體から見ても悦目の方が折しい様だ。六、その他の關繫。假字や休め字や縁の詞に關することは餘りにその説きぶりが細か過ぎる。これもこの時代よりも少し後に出来るべき説かと思はれる。

以上の諸點から考へて見ると悦目抄は假託の書であると謂はねばならぬ。然らばいつ時分に出来たかといふに、鎌倉の末から足利の中頃の間かと思はれる。正保板本には悦目抄とあるが、寛文本には更科記と外題してある。又和歌心撰抄と表題せる古寫本もある。かういふ名は何うして起つたか、宮内省圖書寮のには、冷泉院家傳書と外題した古寫の一本がある。もし冷泉家のものとすれば、誰が作つたか。書中に師説に云々といふことが多い。ことによるとその門人の作かも知れない。冷泉門下で優れた人は勝田長清か今川貞世などを推さねばならない。かういふ武人の仕業でもあるまい。或は二條京極兩家確執の頃に出来たものと見るが正當かも知れない。併しよく見るとこの書中にも極く古い所と後に加つた部分と書入を挿入せる部分とがあるやうだ。摺入の部を所々小書にした本もある。烏丸家の舊藏悦目抄異本の如きはさういふ部分を缺いだ極めて簡單なものである。それは古き形のものかと思はれる。基俊が歌學に優れてゐたことは既に定説があり、その家にこの異本の如き形ものがあつて俊成などに傳へたが別に題簽が無かつたのを後人が他書を見合せて題

を入れたものかも知れぬ。尙後考を俟つ。

次には歌合の判の中に述べてゐる基俊の歌學説を抽いて見る。長承三年中宮亮顯輔家歌合の判の中に、十番の右『秋の山峯のあらしに雲はれて空すみわたる有明の月』の歌に關し、『右歌は一首中帶三巨病。一者蜂腰病^レ之。二者鶴膝病^レ之。和歌作式准^レ詩門病立^レ八病云。一首の中同字三あるを蜂腰、同四字あるをば爲^レ鶴膝者。今于勘^レ此歌。あ^レの字四あり。又の字三あり。己犯^レ蜂腰鶴膝^レ者也此巨病也。』云々といつて歌病の規定を遵奉してゐる。大治三年西宮歌合には三番の判に『歌合の歌には一文字を違ふだに大なる難にぞし侍る。』といつて、典據といふことを非常に八釜しく述べてある。同四番の『紅葉ばに日影うつらふ天のかご山』の評には『所々に名聞えたる山共の多かる中に、天のかご山まで思ひよられけむも、萬葉集などのやうにふるめかしくぞ覺え侍る。』といつて、名所と景物の一致といふことを可なり八釜しく説いてゐる。關白内大臣家歌合の五番右『風ふきとよむ宮城野にふするの床も荒れやしぬらん』の判にも『宮城野にとよむらん風こそいとおどろくしう、山や林の風こそさは吹きとよめ、小萩が上吹かん風は露ばかりやみだれ侍らん。又宮城野は妻こふる鹿こそ住むと知りて侍るに、臥猪の床も聞き習はずぞ覺え侍る。』と評してゐる。又上下の句に於て連絡もなく思想の突如として起るのを斥けてゐる。同關白家歌合二番左に、

「風吹けば上野の尾花おきふすを須磨の浦波立つかとぞ見る」の判に『風吹けば上野の尾花おきふすをなどまては末いかなることかあらんずらんと思ふ程に、須磨の浦波立つかとぞ見るとよめる、』と思はずなり。卯の花さける玉川の里などこそ波のしがらみかゝるもげにと覺え侍れ。』云々といふやうな類を集めて見ると、歌合に關するこの人の考は察せられる。鴨長明の無名抄に琳賢が後撰集の歌二十首を合せて、自作のやうに詐り判を乞ふた後、これを罵倒したことが見えてゐる。琳賢は俊頼の方人であつた關繫もあり、歌合で彼の作が歌になつてゐないと基俊から酷評を浴せられた悔しさも加つて、いろ／＼と細作を弄したものであらう。長明も基俊のことは事實以上に悪しざまにいつてゐるやうだ。

この他基俊の著と名を冠した二部の歌學書がある。一つは和歌無底抄で、他の一つは和歌懐見秘抄である。無底抄は延寶四年に上木した十卷本で一名を一子傳とも名づけ、一卷より四卷までは四季さまざまの題を文に綴つて擧げ、そのよみやうを説いて證歌を列ね、五卷より七卷までは悦目抄と同じものを載せ、八卷には和歌の灌頂を、十九の二卷には伊勢物語極秘抄、古今序問答を擧げ、末に正安元年の大納言爲世の起證を麗々と加へてある。この四季の題を詠むべきやうを説いた文は堀河百首題を基として作つたもので、自分の歌をよそ／＼しくいつてゐるのは基俊の作でないこと

を證するものである。清水光房は承安四年以後のものと和歌無底抄考に論じてゐる。次に懷見秘抄は凡河内躬恒の作と稱せられる秘藏抄と悦目抄とを寄せ合せたもので、共に基俊の作でない。無底抄は二條家又はその流を斟んでゐた人の作かも知らぬ。爲世なども京極家との軋轢上僞作しないとも測られない。

公任から經信、經信から俊賴、俊賴より俊成の頃にかけて、歌合は次第々々に盛になり、百首詠も漸次行はれるやうになつて、歌の巧拙を論ずるに典據といふことを八釜しくいふやうになつた。隨つて古歌集の研究といふことが起るのは當然の事である。萬葉集は天曆の五年に源順等五人が禁中の梨壺に集まつて訓點を附けてから、凡そ七八十年はそのままであつたやうであるが、御堂關白の極盛時代を経て、院政の始まつた頃から復その研究が行はれ、大江佐國だの、惟宗孝言だの、大江匡房などその他の人々も更に訓點を加へることに拮据した。それから源國信、藤原師頼、藤原基俊、藤原清輔、顯昭などがその事業を續けていつた。天曆の古點と佐國以下の人々の點との關係は分らないが、既にこれが讀めるやうになると、次にはこれを抄出して參考にしたり、又これを利用して便利な形式に改めることも起つて來る。和歌六人黨の魁であつた藤原範永は萬葉抄を作つた。又俊賴の先輩たる藤原敦隆は萬葉の全歌を四季・天地・山水・草木・人倫・慶賀・禱旅等の部門に分類し

た。これが名高い類聚古集である。建久二年の寫本が現存してゐる古葉略類聚抄（五卷）なども當時出來たものかと思はれる。萬葉は時代が古いから難解の語も少くない。そこでそれを注釋したのも自ら出て來る譯である。當時は古歌難義を明かにするのが一の大な歌學であつた。下に述べやうと思つてゐる和歌童蒙抄でも袖中抄でもかういふ爲に出來たものだ。俊賴の口傳に和歌の難詞解釋が多いのも同じ理由である。又古集を取扱ふにつけ、その目錄を作り搜索に便にすることも起つて來る。佐國の拾遺集の目錄や仲實の古今集の目錄や敦隆の萬葉目錄は即ちそれである。これらの目錄には作家の官歴や詠出の歌數などを書つてあつて、つまり簡單な一種の歌人傳である。藤原盛房の三十六人傳の如きは仲實の古今集目錄と殆ど同じ型に出來てゐる。歌詞の注釋や歌人傳などは今日の歌學の範圍には屬しないが、當時に於てはその大切な部分となつてゐたのである。

此等の著作と共に歌人に必要なのは歌詞の字典である。藤原仲實の綺語抄三卷は之が最初のものであらう。而してその排列の方法は源順の和名鈔などに倣つて事項分にしてある。即ち上卷には天象・時節・坤儀・水・海の五門に、中卷は神佛・人倫・官位・人行・言詞・居處・舟車・珍寶・布帛の九門に、下卷は動物植物の二門に分けて、解釋には公任や能因の歌枕や又多田賴綱、藤原家經などの説を引いてある。今日から見ればその解釋は餘程變なものも交つてゐる。例へばしの、めといふは家經は

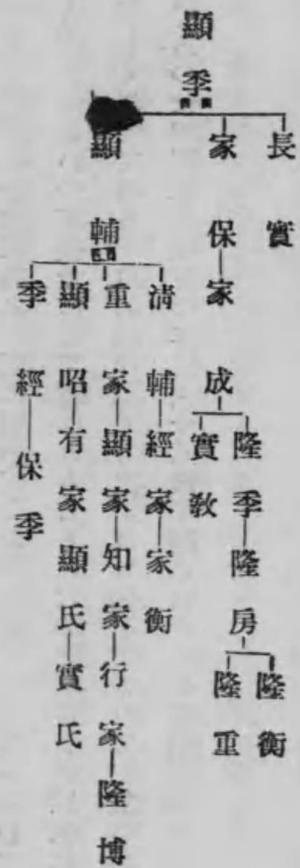
夜の義といひ、能因は曉のこと、いつてゐるとか、山かつらといふは古き歌枕には曉に立つ雲であるといひ、又一説には神を祭る爲に椎柴折りにゆく人の木棉かけたのをいふと説いてある。別に歌學といふ程のことは無いが、人詞部の中に今いふ枕詞を數種擧げて上下の接續の狀を示し、歌の風趣を添へるものと見做し、長いことには菅の根又栲繩或は山鳥の尾などと説いた所がある。この書は八雲御抄には、公任の新撰髓腦、能因の歌枕、俊頼の無名抄、清輔の奥儀抄と共に五髓腦の一に數へられてある。仲實は元永五年に六十三歳で歿した。

俊頼の後輩に刑部卿範兼といふものがあつて和歌童蒙抄十卷を著した。童蒙抄は一巻より九卷までは綺語抄のやうに事項分にして古歌の詞を釋してある。その部門は、天・時節・地・人・居處・寶貨・文武・技藝・飲食・音樂・漁獵・服飾・資用・佛神・草木・鳥獸・魚蟲等二十二門に分け、更に各部に幾多の題を擧げ、證歌を載せ、その義を釋してある。綺語抄よりは大分詳しくなつてゐる。卷十は氏の歌學と見るべきもので歌體・歌病・歌合例を論じてある。歌體に關しては俊頼口傳と大同少異で、歌病は七病四病八病を明かに説き、歌合例には御製勝例・一番左勝例・病難例・詞難例・文字病不難例・題心難例・所名難例の七つに分けて説いてある。俊頼俊基等の先輩の説に基いたもので、獨創の説は無いやうであるが大に歌學上の參考となるものである。應保二年三月に高倉殿に於て歌會のあつた時

藤原清輔にやりこめられたことが袋草子に見えてゐる。清輔は範兼よりは若輩ではあつたが、父祖の家學を受けて古歌や歌の式などよく誦んじてゐた。範兼は永萬元年五十九歳で歿した。

第八 六條 藤家

平安朝の末期から鎌倉時代の始にかけて、數代の間歌人が打續いて出て、歌學の研究を積み、終に世上から斯道の家筋のやうに認められたのは六條(藤原)家である。六條家は修理太夫顯季から始まつた。顯季は歌聖人麿を欽慕することが篤く畫人をしてその肖像を描かせ、元永元年六月十六日天下の歌詠みを六條烏丸の邸に招いてこの像を掲げて祭典を行ひ、その影前で獻詠を行つた。之が人麿影供といつて後世にまで行はれることになつた。當日の狀況は大學頭藤原敦光の柿本影供記に委しく見えてゐる。白河院は恭くも之が爲に勅を下されて、讃岐の海士邑を祭田に賜つた程の盛事であつた。顯季は保安四年に六十八歳で薨じた。その著明月抄は夙く佚して傳はらない。



六條家の二代目は左京大夫顯輔である。人麿の像を父より傳へ、斯道の宗匠となり、崇徳天皇の勅を奉じて第六代目の撰集詞華和歌集を撰んだ。嘗ては

家の風吹かぬものゆゑはづかしの杜のこの葉ちらしはてつる

と嘆いたが、金葉集の後二十年にして勅選集の撰者となり、久壽二年六十六歳で歿した。その子清輔・重家・顯昭・季經皆歌人であつて、中にも清輔と顯昭とは六條家の歌學を大成した。藤原爲經が詞華集に懐らないで後葉集を撰んだ時、清輔は父に代つて牧笛記を著しこれに酬いたといふことであるが、その書今は佚して傳らない。

清輔は二條天皇の勅を奉じて續詞花集を撰んだが、奏覽に至らない中に御崩御になり、そのまゝになつた。承安二年に尙齒會を白河の寶莊殿院に開いたことは文壇の一佳話である。又石上の柿本寺に人麿の卒塔婆を建てたことが家集に見えてゐる。藤原兼實は之に師事し、彼を貫之や公任に比し、その世を去つた時には和歌之道忽以滅といつて歎じ、勝命阿闍梨もその弘才に感じたことが無名抄に載つてゐる。

清輔は古來の髓腦や和歌式や口傳などの類を蒐集し、その要を摘んで彙類した。これが即ち奥儀抄三卷である。その内容を擧げて見れば、古今序に基き六義を説き、喜撰式によつて六體を明にし、演成式によりて三體を擧げ、又喜撰式の諸詠八階を探り、各歌式に見えた四病七病八病を釋し、公任の九品、道濟の十體を載せ、異名六十二種を擧げ、次に萬葉から後拾遺までの難歌二百七十四首を解釋し、卷末に問答の一章を設けて、かびや、常陸帶、神風等の難語を説明し、俳諧歌・譬喩歌・長短歌・反歌・旋頭歌・混本歌に就き、或問を説いて一々之が解答を與へてゐる。新しい考は少いがその類聚の効は多しとせねばならぬ。そうして各體の歌の釋義に關しては他と異なるものがある。まづ長短歌の區別は韻脚の性質に基づくものと考へてゐた。一體長短歌の別は古今集以降中世に於ては全く轉倒してゐる。そしてその説明も區々である。俊賴は三十一文字歌は初にいひ出せることを

終までいひ通し、中間にて切れざるが故に長歌で、五七を重ねた方は初に言出したことを中間にうち捨て、縁に引かれ詞に引かれて切つてゆくから、短歌であるといひ、範兼は之を詩の序と絶句とに比べた。清輔は『三十一字歌は第三句の終字を初韻となし、第五句の終字を終韻となす。韻を取ることに（間をいふ）長き故之を長歌と名づく。五七の歌は第二句の終字を一韻となし、第四句の終字を二韻となし、如此轉々韻を取ること短き故之を短歌と名づく』といつてゐる。この考は歌經標式に基いたもので、唐詩の聲韻論にかぶれた説である。混本歌は本にひた、くと訓して、その意趣は旋頭歌と同じく昔に返るといふ義となし、『音韻不叶後悔病と稱へ、又僅に三四句の中に志盡きて、もしは一句、もしは二句を捨て、詠之、往昔の體に似たる故、之を混本歌と名づく』と釋してゐる。俳諧歌に關しては史記の滑稽傳を引き今案を加へ『辯説利口にあるもの、言語の如く、火をも水にいひなすなり。或は狂言にして義妙をあらはすなり』と説いてゐる。

次に詠歌法に關しては和歌初學抄の著がある。初に萬葉より後拾遺までの佳句三百有餘を摘出し冠するに古歌詞の部としてある。願ふに規範として抄出したものであらう。次に由緒詞を擧げて所々註釋を下してある。此の頃の歌人がいかに擇詞に骨を折つたかといふことはこれによつても察せられる。次にはよせの詞即ち縁語を天象から始めて動植に至るまで題目を掲げて一々示してゐる、例へば

る、例へば

日 いづ くる ひかる かげさす てらす
かゞやく まばゆし いる ひかげ

に於けるやうに。而して所々に證歌まで挾んである。次には秀句即ち掛詞を説いてゐる。浪華に何はを掛け、鳥羽に常をかけ、着しに岸をかけた類を擧げ、次に似物の法を説いて、花を錦と見たり、雪を花と詠んだり、螢を星になしたり、雁を空ゆく船と見立てる類を説き、次には定まりて續け詠むもの、茜さす日、久方の月、足引の山、青丹よし奈良等の枕詞の類二十餘例を擧げ、次には喩來物として『數知らぬことには、濱の眞砂とか、空の星とか、ちりひぢとかいふ』比喩の類四十餘條を擧げ、次には物名といつて

天 あまのはら あまのうみ ひさかた 等
星 ひこぼし たなばた すばる ゆふづつ あかほし

の類を示し、次に名所を國分にして出してゐる。當時は未だ見知らぬ國に旅し又今まで詠まない題材をあつかふことは少くて、花はいつでも吉野、紅葉は龍田といふやうな調子であるから、姿、形の上に心を凝すことは一通りてなかつた。随つて、縁語・秀句・擬人・比喩・歌枕・名所などの使用が

盛になつて來たから、それらの扱方を示したもので、今日より見れば啓蒙的のものであるが、詠歌法を説くことが細かにして、時の歌人を益したことが少くなかつたであらう。後世の和歌八重垣などの類はこれに倣つたもので、詞よせの本もこの書を祖とするのである。

初學一字抄といふ書も著した。現在書目によれば諸の句題を集めたもののやうである。八雲御抄には範兼の童蒙抄、清輔の初學一字と俊成の古來風體等、世皆以爲明鏡と評してある。併し夙くより佚して傳らない。又題林といふ書も編んだ。これは二條院の勅命によつて撰したもので、歌會・百首・雑々合せて百廿卷あつたと現在書目には載つてゐるがこれも今はない。この他に袋草紙の著がある。この書には歌會の次第、勅選集の故實子細、及歌壇の逸話などを記してある。貞享の板本四卷、外に遺編が二卷ある。遺篇には和歌合、故人和歌雜等を集めてある。

和歌會式の次第作法といふものは嚴かなもので、一々古くから定まりがある。歌人は公私の會に於て、その作法に通曉しないときは大きな恥辱である。それゆゑこれらの事は昔時に於ては歌學の大切な部分となつてゐた。歌を書いて出すにも、題はどう書くべきか、位署はどうするか、歌の書きやうはいかにとか、又既に認めたのを披講する時差出す順序・作法は如何にすべきか、又それが兼題即ち前から題が出てゐる類の時はどういふ風にし、採題即ちその座で各自が題をとる時はどうい

ふ趣にするとか、又講師或は讀師などといふ當役の人がこれらの懐紙短冊をどういふ風に扱つて、どういふ方式で詠じあげるとか、普通の會にはいかにし、御賀の時とか、最も重く大切なるべき大嘗會の時ならば如何にするといふやうな、故實作法に通じてゐなければならぬ。この書にはさういふ實例などを集めて委しく示してある。

又一般の人には必要はないが、選者になる人は選集の故實や又古からの撰集の歴史・由來等も知らなくてはならない。そこでこの書には歌書及その選者などの研究が大分ある。集の歌數・卷數・選者・奏覽及選に關する褒貶なども記してある。後に出來た二十一代集概覽歴代和歌勅選考などの基礎は夙くもこの書にあるのである。又作家の姓名のよみやうや珍しき歌までも記してある。

又雜談と題した歌壇の逸話は興味津々たるもので、和歌學の資料として尊い。從來の和歌式や髓腦や口傳は形式に關したものが多く、この雜談は具象的實例的であつて、歌人の性格もほの見え、創作的態度もその方面の研究資料として窺はれるから面白い。抑も和歌はいかにして發生するかといふ問題に對しては作家の創作的態度や性癖を規則立て、集めて考へる必要がある。一體天才には奇矯な性癖が多いものであるが、平安朝の中葉以降の歌人には異つた人が多い。能因法師は歌に因みのある長柄橋を造つた時の鉤屑を錦の小袋に入れて大切にしたり、藤原節信は山吹と共に歌に

よまれる井出の蛙の干したのを懐中してゐるとか、源俊賴は良暹が大原の舊宅の前を過ぎる時俄に馬から下りたとか、竹田國行は白河關を通る時、能因の歌をよんだ所だといつて裝束を引つくりつたなどの例話が澤山にこの中に收めてある。又作家の創作的態度も少しづつは見えてゐる。例へば平兼盛は沈思して歌をよんだとか、歌を口ずさみする時には必ず鹽噉したといふ能因法師が、歌をむ頃には粉のやうなものを飯に加へて食ひ、普通の食事は取らなかつたとか、東宮太夫公實はよく額を抑へて沈思したとか、基俊は沈思し、感氣にしみて高聲に知らず／＼詠つたとか、源賴實は住吉明神に參つて命がけの願を立て、歌を詠んだとかいふやうな事實も載せてある。斯ういふ材料は、創作的氣分を調べる上には大切なものである。

清輔の弟の顯昭も歌學に遼く最も考證に長じてゐた。注釋も多く遺してゐる。即ち古今序註を始め、古今集註・拾遺抄注・後拾遺抄註・詞花集註・散木集註・日本紀集註・及袖中抄がある。その中袖中抄二十卷には萬葉以下堀川百首までの難解の語ある歌を考證的に注釋してある。その題目を舉げて見ると、ひおりの日、鬼のしこ草、あぢむら駒、ひぢかさ雨、もすの草莖と云つたやうな類で、仲實の綺語抄や、範兼の童蒙抄や、俊賴の無名物、清輔の奥儀抄などを引いて、自家の案を加へてゐる。その説に就ては可もあり否もあらうが諸異説を湊合して意見を述べた點は多とすべきである。

古今序註は彼が歌學の一端を見るべきもので、公任の註を引いたり、藤原教長の説も引いて今案を加へてある。古今集註に於ては、奥儀抄に注釋してある歌を除いて、宰相入道觀運即ち教長の抄を多く引いて邪正を示してある。詞華集に對し教長が拾遺古今といふ批評を書いのに酬いる爲か、教長の抄を引きながらも隨分手ひどく攻撃を加へてゐる。

顯昭は又萬葉時代難事二卷を著した。これは古今眞字序に『昔平城天子詔ニ侍臣、令選萬葉集・自爾以來、時歷三十代・數過三百年』とある文に基いて、道因法師や勝命阿闍梨が平城天子といふのは大同帝でなくて、寧樂朝の天皇で、聖武天皇にあたりと説いた説を駁したものだ。顯昭は古今集の眞名序を信奉し假名序を信用しなかつた。

萬葉作家の中、傳記について論のある人麿の事もよく研究した。之より先に兄清輔も袋舂子の中に人麿勘文といふものを書いた。顯昭も亦柿本人麿朝臣勘文といふものを著して、種姓・官位・時代歌仙・家集・渡唐・妻妾・墓所の八項に分けて考證してゐる。流布本の人麿集は眞の人麿の集でないことを明言してゐる。

最後に六百番陳狀に就て述べる。建久四年の秋、後京極左大將良經邸で六百番歌合の催があつて、藤原俊成が判者になつた時、顯昭の歌を多く負とした。顯昭はその判の宜しからざることを指斥す

る爲にこの書を著したのだ。自家の辨駁に急なところもあるがその信條としてゐる所はほとんども窺知される。

一、元日宴を詠んだ顯昭の『むつきたつ、けふのまとるや百敷の豊のあかりの始なるらん』の判に俊成が『歌の意趣常の習はまると見ては梓弓を引きよせ、豊明など詠まん時はくもりなき世など詠みならひたる云々』といへるに對し、『和歌は風情に引かれてよりくる所をとにかくも詠み侍れば、必ずしもその詞のすぢをよみ通さぬ事のみ多く侍るめり』云々といつてゐる。これは歌合には一語又は一句でも詞に縁があつて他と離れないのを規模とするといふに對しての異論である。

二、餘寒といふ題『信樂の外山は雪も消えにしを冬を残すや谷の夕風』の歌の判に『谷の夕風としもさしたるこそ朝は今少しも冴ゆらんものを、これはただ谷の風と云ふべかりけるが文字の足らはて夕を添へて』とあるに對し、『餘寒といふ題にては朝にも暮にも夜にても晝にても、その心だにあらばさても侍なん。猶朝の寒事は常のことなり。暮風は春の空ながらさすがに冬の名殘覺ゆ』云々。といつてゐる。これは歌境を廣く見るべしとの考を述べたものである。

三、雲雀といふ題の『春日には空にのみこそあがるめれ雲雀の床は荒やしぬらん』の判に『雲雀が己が心ならず空に上がりて、床をあらすなどするにあらざるべし云々。されば床を荒しやしつらんなど云ふべからぬ事なるべし』とあるに對し、『やまと歌の習は風情を先として實儀をたゞさぬ事多し。春は空にのみ上がりて見ゆれば、雲雀の床やあるらんと詠める、あらましごとはさのみこそ侍れ。さのみ實事を正さば云々、和歌に法令難するは口惜きこととぞ法性寺殿は常に告られ候由傳承侍りし。』これは想像を斥けて實事實境ばかりを詠むべきものでないことを主張したものである。

四、鶉といふ題の『鶉の子を手にはすゑねど鶉なく粟津の原にけふも暮しつ』の歌の判に『催馬樂の鶉の子の歌の心をよまば、たゞ手にも居ゑ侍れかし。是は手には居ねどといつて、粟津の原にけふも暮しつとは鶉を取らばやとのみ思ひくらせるにや侍らん、又風體も無下に、たゞ詞にや侍らむ』とあるに對し、『狩せんとても來ねば、鶉の子も手に居ゑねど、鶉の聲を身にしめて、粟津の原を過ぎもやらず、日をくらす心を仕れり。古歌の心を思ひながらかやうに讀みかへたる歌の風情始て不可_レ申盡_レか。云々。和歌の風情は折に従ひ志に任せて蘭菊のみをほしきままに詠み來れるにや、云々。今より後は鶉の音を心にしむる事は思ひ改めて、偏に鶉とらばやとのみに心を入れて歌を詠すべきか。』とこれは古歌や古事にすがりて型の如く詠まねばなら

ぬといふ趣意に反對し、歌の材料や境地に制限をおきすぎることを難じて皮肉を述べたものがある。

五、野分の歌『萩が枝をしがらむ鹿もあらかりし風のねたさに猶しかずけり』の判に、『猶しかずけりなどいへる古風の體にやと見ゆるを、上句より風のねたさまでは只近き歌の體なり。布衣の人靴を着したらん心地し侍る』とあるに對し、『濱成式に頭古腰新、頭新腰古などいへり。上下句古き新き詞も心も相交はれる悪しからぬ事にや。云々。萬葉の詞とて皆古體と定め果つべきにあらず。云々。是より後にこそは五句ながら古語をとり集めて一首ながら今様の姿にのみはつらね侍らめ。古き上手の歌必ずしもさしも見え侍らず、云々。とこれは用語の採擇は自由なるべきことを主張し、一首中新古相交るを強ひて禁ずべからずとする考である。以上は自分の歌に就きて辨護である。次には人の歌に對して下した顯昭が判詞を照合して見る必要もある。若宮社歌合判を通讀して見ると、『心詞あひ兼ね。』『巧にては侍れど心ゆかず。』『聞き馴れたるさまにや。』『今少しく珍しく。』『おかしきものから耳だちて。』『なだらかに聞え侍る。』『委まさりて。』『古歌のふしばかりを思ひつるにやあなづらはしく。』『詩歌は一文字と昔の人も申されける。』『詞少なに強からぬ。』『和歌の今様姿を見るに國々の風俗も尋ねず歌枕の有様も知らず、い

まはいかなる野にも山にも花を咲かせ月をもて遊ぶことになり侍りにたれ。』斯ういふ語句が見える。これでも顯昭の歌に對する考は大凡は的み知られる。桑門集といふ書は今は傳らないが、自分が僧侶であるから、その方の人々の作ばかりを選してその色を見せやうとしたものと思はれる。併し顯昭は考證家であつて、歌學に關しては別に纏つた説は立ててゐない。

この六條家の人々と俊成の子孫とは歌の方で互に相争つてゐた。俊成の養子の寂蓮と顯昭とが歌の議論を闘はしたことは有名なもので、寂蓮は録首を立て顯昭は獨銛を持つて之に應じたので、當時獨銛録首の評があつた程である。その論の有様は六百番歌合の「かびや」の條を見るとよく分る。顯昭は歌は易きものだ、寂蓮ほど無學のものでもあの通りよく歌を詠むといへば、寂蓮は又歌は大事のものだ。顯昭ほどの學問があつてもよく詠めないと言ひあつたといふことが、兼載雜談などに出てゐる。俊成の嫡子道家が顯昭の古今註に對し、顯註密勘三卷を著し、その説をもどいてゐる。それら學術上以外に多少相互の間に感情問題も加つて來たやうだ。顯昭が官位がないのを憂へて日本紀歌註を上つて法橋に叙せられた時、定家はひどくそれを悪口をしてゐる。そのことは明月記を續いて見れば分る。併し顯昭の勤學博覽な點は定家も認めてゐたやうだ。徳川時代に於ける古學派の開山である圓珠庵契沖の學風は之に似てゐる。そのことは伴蒿蹊も夙く閑田耕筆の中に辨じてゐる。

清輔の弟で顯昭の兄であつた重家（承久三年歿す年九十一）は萬葉を筆寫して六條家定本を傳へた。その弟の季經は千五百番歌合には判者の一人に加へられた。定家とは不仲であつて、正治二年四月の歌合に季經が判者になつた時には、定家は作者を辭して季經を誹謗した。明月記に季經の事を彼是と屢々書いてゐる。重家の子の有家は新古今選者の一人であつた。顯家の子の知家は曆仁元年五十七歳で入道し運性といつた。後嵯峨院の寶治二年仙洞御歌合に定家の子爲家の判が無稽のことがあるといつて、陳狀を上つた。それを運性陳狀といふ。顯昭陳狀に倣つて作つたであらうが、その内容ば同日に論すべきものではない。六條家の歌學は終に衰へ御子左家の歌學が天下を靡かせるやうになつた。

六條家の學派を襲ふた人に田邊といふ上人があつて、建久の初年に和歌色葉集三卷を著した。大鏡の序に似せて、北山隱士が雲林院の菩提講に詣でて佛法聽問の始まる前に、冠者の爲に歌の話をしてゐる老翁の言を聞き書した體に序を綴つてある。その目次を擧げて見れば、上卷は和歌緣起、種々名體、避病次第、詠作旨趣、選抄時代、名譽歌仙、通用名言の七部に分け、中下の卷は雜歌の解釋である。まづ和歌緣起部には和歌の起原より六義等を説いてある。萬葉集の選を大同帝の御宇にきめた所などは顯昭の説により、六義は清輔の奥儀抄によつてゐるが、唯賦の體即ちかぞへ歌は、秀句

のことと解してゐる。種々の名體の部も大抵奥儀抄の説に基いてあるが、只短歌長歌の區別だけは清輔の説を奉じてゐない。次に詠作旨趣に關しては『歌を詠まむと思はば、心をまづとりふせて、その趣を言はむ時寄り來む詞を飾るべし。五尺のかつらに水を以てゆう／＼と詠みながし、五句の姿すくやかに腰を離れすづくべし。』といつてある。創作にはまづ沈思して表現上に技巧を凝らし、その風體を長高くするといふ第二義的の考らしい。各事物につき詠む心ばえを述べ『花は色も香もやさしく、時鳥は驚き珍しく、紅葉はこがね色こく、鹿はすこく哀に』といつたやうに大分コンヴェンションに囚はれてゐる傾がある。又當時流行してゐた新派即ち一部の人から達磨宗と斥けられてゐた幽玄調を好むのは天才のある人でなくては宜しくないと制してゐる。歌の姿は公任などの説に基いて三等に分けてゐる。歌會の儀式歌合の故實などに關しても大體は袋草紙に由つてゐて、歌の優劣などを決定すべき標準などを説いてゐるに過ぎない。

選抄時代の部には私集口傳及物語類の名までを數多く蒐めて擧げてある。八雲御抄の學書の篇はこの書を粉本とされたものであらう。次に名譽歌仙の部には、帝王・貴女・大臣・俗・女房・僧・入道に分ち、四百五十七人の歌人を擧げ、小傳といふ程ではないが、入選の集名や、家系などを簡單に書いてある。これは集の作者目録や歌人傳などから段々にまとめたもので、後の作者部類の基をなし

てゐる。通用名言の部には、天象・地儀・海・水・時節・神祇・人倫・資具・居所・畜類と十門に分けて異名を擧げ、次に働き等に關する詞を事項分にして出し、次に名所を部類して出してある。これは綺語抄奥儀抄などの影響を受けたもので一種の和歌辭典の趣がある。

最後に萬葉より百首に至る中より約三百首の難歌を引き出して秘事口傳を釋明してある。その初に『五代集の難儀は近頃の奥儀抄初學抄等に見えたるを是に存略を加へて最要をいだし』といつてある。勿論これが草本は顯昭法橋に一閱を乞ふたもので、顯昭は『三卷髓腦六義肝心也。扇喜撰之風追能因之跡不堪感』と跋文に記してゐる。公任・俊賴・俊成の説も引用してあるが、大體六條家類聚の跡に倣つたもので、創見はあまりしないにしても、斯學に關する種々の材料を廣く集めて部類を分けた點は多とすべく、順徳院の八雲御抄は實にこの書に負ふところが少くないと信ずる。

第九 御子左家の歌學 その一 俊成 附西行

御子左といふのは御堂關白道長の六男大納言長家から始まつた家であるが、歌の家筋となつたのは五條三位俊成卿以來の事である。俊成は俊忠の子で、幼時葉室顯頼の養子となり、名を顯廣と稱

へてゐるが、中年に至り本姓に復した。廿五歳の時、時の歌學の大家藤原基俊に就き古今集を始めとして歌學の蘊奥を究めた。又源俊賴の歌才に推服し修養を重ね藤原清輔及西行と歌名を齊しくしてゐた。師の基俊とは性格が違ひ謙退で、判者となつて自歌の番へられてゐるときは、一方だけを褒貶し、自分の方は拙歌であると卑下し、餘程の差がない以上は、自分のを負とするか、又は持にしたといふことである。文治三年に後白河院の勅を奉じて千載集を選んだ。口頃から調子のよい綺麗な歌を狙つてゐた選者のこととて、その集は優麗典雅な歌が多い。

俊成は佛門に入つて歌に隠れた一人であるが、性質が物靜かなのを好んで、殊に創作するときには、夜間人靜まつて後沈思冥想して工夫を凝した。心敬のさざめことに、彼の創作時に設ける態度を委しく述べてある。『深更にとの油細く有るか無きかに對ひ、直衣の煤けたるうちかけ、古き烏帽子耳まで引入れ給ひ、脇息により火桶を抱き、吟詠の聲忍びやかにして、夜闌け人靜まるにつけてうち傾き、よよと泣き給へる』といふ有様で、幽玄にして餘情のある歌を庶幾してゐたのである。彼の歌學思想は歌合の判詞やその跋などに見えてゐる。又古來風躰抄や、萬時の中にも多少は載つてゐる。蓋し幽玄といひ餘情といふことは、何も俊成の發明ではない。その師の基俊も唱へた。長承三年中宮亮顯輔家歌合の基俊の判にも『幽玄之境に通ず』とか『餘情猶薄きに似たり』など見えてゐる。

る。俊頼の子俊恵なども幽玄の歌を多く詠んだ。併しその代表的人物と見るべきは實にこの入道釋阿である。まだ顯廣といつた時代、永萬二年に書いた中宮亮重家朝臣家の歌合の判にも、二番の「磯邊の波の白ゆふは花ちる里のとほめなりけり」の歌に對して「風躰は幽玄調、義非凡俗云々」と評してゐる。又建久六年民部卿家歌合跋文に「歌は必ずしも繪所のもの色々の丹のかずをつくし造物司の工のさまざま木のみちをえりすゑたるやうにのみ詠むにはあらざることなり。ただよみもあげ、うちも詠めたるに、艶にもをかしくも聞ゆる姿のあるるべし。例へば在五中將業平臣の「月や。あらぬ」といひ、紀氏の「雫に濁る山の井の」などいへるやうに詠むべきなるべし」といつてゐる。歌は如何によむべきかといふ問題に對する俊成の解答である。古來風躰抄は壹齋院式子内親王の仰により建久八年に選んだもので、萬葉から古今・千載までの撰集中の佳歌を抄出したもので、その中に歌學に關することを説いてある。即ちその始に佛道の爲に和歌を所縁とすることより始め、和歌の深き道は空假中三諦に似てゐることを説いてゐる。徹書記の物語には、俊成が老年に住吉神に一七日參籠して『もし歌がいたづらごとならば、今より此道をさしおきて一向に後生の勤をすべしと祈念した』といふ記事がある。和歌が佛道を修める爲の所縁になるか否かを、俊成は心から信じてゐたかどうかは分らぬが、千載集の撰を見てもその家集長秋詠藻を繕いて見ても佛敎の感化を受け

てゐることが著しいことを知る。風躰抄の中に又萬葉より千載和歌集までの諸集につきて大體の沿革を述べてある。これは和歌の史的記述の始といふべきものである。中に「歌の本體に就き古今集を仰ぎ信ずべきことなり」といつて、自古今の信者たることを諱つてゐる。近代の人は多く拾遺集の風體を庶幾してゐるといひ、又後拾遺集の頃から歌の道が少しづつ變つたと説き、金葉は歌はよいが、少し當時の花を折る心が進んだ方であるとか、詞華集はあまりにおかしきさまのふりて、され歌も多いとか、千載には歌を見て人を見なかつたなどと自家の態度をも述べてゐる。

歌の病に就いては極めて寛大の意見を採つてゐた。歌式に擧げてあるものは詩の病から起つたもので、同心病や文字病はせん方がないとしても、他は拘泥せぬがよいといふ意見を抱いてゐた。併し永萬頃の歌合の判詞を見ると、ての文字が重るとか、上句と下句との始の文字が同じくして善くないなどと細かいことを縷々と述べてある、恐らくは最初基俊の説を受けてさういふ考を持してゐたらしく、後に一家を成すに至つて變つたやうだ。

俊成は溫和の人柄であつたが、門地を争ふ爲か六條藤家に對しては多少相軋つてゐた趣が見える。應保二年中宮御歌合の時、範兼卿の臀馬に乗つて清輔を抑へやうとしたのを始として、六百番歌合には顯昭の歌を多く負とした。萬葉撰輯時代に關しては、顯昭が古今の眞字序をつよく守つて、大

同の御門の御撰だといつた説を否定し、聖武天皇の御時とはつきりは分らないが、人々の官司や、世間の有様から推して橋諸兄の撰としてゐる。家持の官位の書振などから考へて延喜以降のものでないことを證據立てた説などは、さすがに見識が高い。長短歌の區別に關して、清輔の説を大分ひどく攻撃してゐる。『清輔朝臣と申しものの奥儀とかいひて、髓腦とて書いて侍るなるものには、偏に長きを短歌と定めて書きて侍るとかや。大方はかやうのこと萬葉集をぞ證據とはすべき云々。萬葉集のことをいひながら、偏に三十一字の反歌短歌を長歌といふらむ髓腦は萬葉集を委しく見ざるに似たり。』とさへいつてある。又川社とか鹿火屋などの解釋についても顯昭の説を難じてゐる。五條の邸内に玉津島明神を勸請して、

和歌の浦の 道をば捨てぬ 神なれば

あはれをかけよ 住吉の波

など詠んだのも、或は六條家で人丸影供を行ひ來れるのに對したものと考へられる。御子左家と六條家との關係は、尙定家を論ずる條に更に説き加へる。古語深秘抄の中に收めてある和歌肝要といふ一冊子も俊成の作といはれてゐる。詠歌法と歌體と歌病とを説いたものであつて、歌の分け方や歌の病などは、古の髓腦に見えたところと變りがない。詠法に關しては、『詞をば古きを求め、

風情は新しきを尋ぬべきものなり』とか、『歌は人さまに従ひてよみかふべきなり。兒と女との歌はあまりに強きもはしたなし』とか『僧俗の歌は胸腰裳をつづけてよみて上下をなり合せて、而も姿をたをやかによむべきなり』とか『胸腰裾この三所に縁の字を置かずば歌といふべからず』などと説いてある。建保二年歌林末學隱士といふ奥書があるが、俊成の死んでから十年後の日附である。蓋し假托の書であらう。

法躰の俊成が大宮人と睦びて歌をよみかはしてゐた間、一笠一簑、杖にすがつて諸國を行脚し、山紫水明の境にさまよひ、自然の懷に入つて、心のまゝに歌を詠んだ天才西行は、歌學に關する意見は残し置かなかつた。唯上人に従つてゐた蓮阿法師が聞書にしたといふ西公談抄といふ一書がある。その中に和歌はいか様に讀むべきかといふ問に對し、『うるはしく詠むべきなり。古今集の歌の風體を本として讀むべし。中にも雜の部を常に見るべし』といひ、又『大かた歌は數寄の源なり。心のすきて詠むべきなり』『貫之の歌のやうにさせる詞のよせもなくいひながすべし。尤よむべき詞のよせはよまぬは心不足なる程みえてわろきなり』などと説き、次に興ある歌、遠白き歌、さびたる歌、うらがへりたる心の歌など擧げてある。これも假托の書か。もし眞の聞書ならば、西行の心の鐘をたたく力が少くて、大きな響を聞かなかつたのであらう。

第十 歌林苑一派の歌學

五條三位が當世の上手と評した俊慧法師は、その歌林苑に毎月人を集めて歌會の催をした程であるが、歌學書は遺さなかつた。唯門人鴨長明の無名抄の中に多少その説を載せてある。まづ歌體に關し、世の常のよき歌はたとへば堅紋の織物の如し。よく艶にすぐれぬる歌は浮紋の織物などを見るが如く、そらの景色の浮べるなり」と比喻を假りて幽玄體を説いてゐる。俊成の『夕ざれば野邊の秋風身にしみて』の秀歌を難じて、身にしみてといふ腰の句がこの歌の詮とすべきところをあまりに言ひ過ぎて、淺はかに聞えると評し、又よき歌の根本となるべきは「秀句もなく飾れる言葉もなければ、姿美はしく、清げに言ひくだして、たけ高く遠白きなり。例へば白き色の異なる句もなければ、もろくの色に優れたるが如し」と説いてある。あまりにこてく塗つたやうな飾よりも淡泊でさつぱりとした詠み口を庶幾してゐたやうである。又詞の續けがらて歌がよくなることの例を擧げて細説してゐる。長明が『歌はたゞ同じ詞なれど、つゞけがらいひがらにて、よくも悪しくも聞ゆるなり』といつてゐるのは、師の説を受けたもので、俊惠は斯ういふ類を故實の體と稱してゐる。又名所を取るに故實があるといひ『國々の歌枕數も知らず多かれどその歌の姿に隨ひてよむ

べき所のあるなり。例へば山水を作るに、松を植うべき所には、岩をたて池を掘り、花をさかすべき地には山をつき眺望をなすが如く、その所の名によりて歌の姿をかざるべし。」と説き、遠白き歌にはどういふ山がよいとか、詞つかひがやさしい歌にはどういふ野原がよいとか、寂しい姿の歌にはどういふ里が適合するといふやうなことを説示し、又後世に所謂枕詞の使用に就ての注意を述べた。『月といはんとて久方とおき、山と云はんとて足引といふは常のことなり。されど始の五文字にてはさせる興なし。腰の句(第三句をいふ)によく續けて言葉の休めに置きたるは甚しく歌のしなも出て來、ふるまひかけすらひとなる。古き人之を半臂句とぞいひ侍りける。』云々。半臂句の名に由つて、俊惠が枕詞をいかに見たかといふことが分る。

定家の毎月抄に俊惠はただ歌は幼かれといつたと記してある。無名抄にも長明が始めて師弟の契を結んだ時、歌には極めたる故實があるといつて、人からも歌詠みと許されるやうになつても我は顔になつてはいけない。自分は「たゞ初の心の如く案じ侍る」と告げてゐる。これは歌人に對する一つの警告である。之を要するに、俊惠は歌はいかに詠むかといふことと、どんな歌はよいかといふことを説示してゐる。林葉集の歌を見ると、彼の意見がよく體現されてゐるやうである。歌苑抄は今佚して傳らない。

賀茂の神官の家に生れて佛門に歸し、方丈の室を日野山に築いて閑居してゐた長明が無名抄は歌人の逸話などを面白く書き集めたもので、袋草子の雜談に倣つたらしい。俊惠の歌談を録した外に當時歌壇の二派をよく説明してゐる。即ち當時の舊派である所の中古派と新派である所の幽玄派との由來を説いてゐる。氏は俊成と同じやうに『歌のさまは世々に異なる』といふ意見であつて、まづ萬葉から千載までの選集の特徴を述べ、一轉して近世は想の枯涸と詞の陳套に墮してきたことを説き、新派の起れることを告げてゐる。今その説より主要なるものを抽いて見る。『拾遺より後そのさま一つにして久しくなりける故に、風情やう／＼竭き、詞代々に舊りて、この道時に從ひて衰へゆく』といひ、『昔はただ花を雲にまがへ、月を氷によせ、紅葉を錦によする類ををかしきことにせしかど、今はその心いひつくして雲の中にさま／＼の雲を求め、氷にとりて珍しき心をそへ、錦に異なるふしを尋ぬ。かやうに安からず嗜みて思ひ得れば珍しき風情もかたくなりゆく。』といひ、『言葉に至りては言ひつくしてければ、珍しき詞もなく、目とまるふしもなし。殊なる秀逸ならねば、五七五をよみて七々の句は、空におしはからるるやうなり。』といつてある如く、歌よむ人は多くなつても、様によつて胡蘆を描くといふ風で、殆ど行詰まつて居た所から、革新派は幽玄調といふことを標榜して起つたのである。長明の兩派に對する意見はどうかといふに、革新派を是認すると、

同時に舊派も排斥しない。要はその作品の如何にあるとしてゐた。即ち中世派の清輔並に頼政や登蓮などの作は新派の人でもこれを捨てない。新派の人の作でも、よきものは誰でも誇るまいといつてゐる。併し思ひ切つて新派を賞揚することは控へたやうである。舊慣を重んじる時世には致し方はないのである。随つてこの幽玄の調といふものは、古今集から出たものであるといつてゐる。この派を非難する人は古今の歌をよく見分けぬから起ると辯じてゐる。そして歌よみは固陋て世に流行つてもはやらなくても構はないやうな人も多いが、『歌は志を述べ耳を喜ばしめん爲なれば、時の人のもてあそび好まんに過ぎたる事やは侍るべき。』といつて、俊成などのやうに歌を佛法の方便とせず、娛樂の享受にありとし、且これを現世と交渉せねばならぬやうに云つて居るのは近代的の考のやうで面白い。

さて又幽玄體といふのは如何なるものであるかとの間に對しては、先輩の説を引いて、『ただ言蕪にあらはれぬ餘情、姿に見えぬけしきなるべし』といつてゐる。月を隈なしといつたり、花を妙なりと賞めるのは何でもないことである。秋の夕の空の景色は色もなく聲もないが何となく身に沁みて涙がこぼれる。この境が歌として善いのである。『霧の絶間より秋の山を眺むれば見ゆる所はほのかなれど奥ゆかしく、いかばかりもみぢ渡りて面白からん。隈もなくおしはからるる面影は、殆ど

さだかに見んよりも優れたるべし』といつてあるのは、よくこの體の歌境を示してゐるものである。兼好法師の『花は盛りに、月は隈なきをのみ見るものかは』といつてある趣味は、既にここに見えてゐるのである。併し幽玄とか神韻縹渺などいふことは、兎もすれば朦朧とか晦澁といふことになり易いが、當時の人はそこには行かずに、却つて一節面白いやうに詞を飾つたのである。俊惠は花麗を先とするといつたが、長明は幽玄體は餘情を旨とするといふと同時に、『心にもことわり深く、言葉にも艶極りぬれば、この徳自ら備る』といつて、言葉の艶といふことを斥けない。かういふ考が新古今の花麗をつくつた譯で、この體の本領は「一言葉に多くのことわりをこめ、あらはさずして深き志をつくし、見ぬ世のことを佛に浮べ、いやしきを語りて優をあらはし、恐なるやうにてたへなることわりを極む』と述べてゐる。尙この兩派の比較に關し、『中古の體は學び易くして、然も秀歌は難かるべし。詞ばかりを詮とすべきゆゑなり。今の體は習ひがたくて、よく心得れば詠み易し。そのさま珍しきによりて姿と心とにわたりて興あるべき故なり』と附加してゐる。又別に古歌を取る法を述べて、『古歌にとりて異なる秀句をば取るべからず。何となくかくろへたる詞のをかしくとりなしつべきを見はからふにあるなり』とも又『句をおきかへて上の句を下になしなど改めたるこそよけれ』云々といつてある。

尙長明の作と傳ふる書に瑩玉集がある。未完の稿本らしく見える。世には假託の書と疑つてゐるものもあるが、自分はさうは認めない、俊惠よりの聞書かとも思ふ。始に姿・詞・意・故實・病・諸難を擧げてゐるが、姿のことが特に委しい。そして『歌は必ず姿を先とすべし。』といひ、本末の相應すべきことを説いては、『清見鴻月すむ夜半のうき雲はふじの高根のけぶりなりけり』の歌の如く、清けに美しく滯る所もなくいひ下してゐるのを、總べての姿の中の最も優れたるものとしてある。そして次に歌の種類を擧げて、

- | | |
|----------------|---------|
| たをやかにしてたへなる歌 | 丈高く遠白き歌 |
| 詞續すぐよかに勢ゆたかなる歌 | 句深くしめる歌 |
| 面影ある歌 | 景氣ある歌 |
| 幽玄を姿とする歌 | 優しく花なる歌 |
| 艶なる歌 | 詞續き妙なる歌 |

の體を説いてゐる。唐の司空圖の詩式にいつてある典雅・高古・雄渾・飄逸・實境・清奇・濃艶等の諸體と似通つたものがある。併し彼の諸式などの影響を幾分でも受けたのか、又は俊頼の無名抄に擧げてある分類などから考へ付いたものか判然しない。而してこれらの歌體は皆比喻を用ひて説明して

ある。一例を擧げて見ると、句深くしめる歌の條には、『たとへば沈のすぐれて迅き句なけれども、け近くなつかしきがごとし。』といった風に。これは歌風を説くに比喩を以てした落書露顯などの先驅をなしてゐる。又歌詞の注釋に文字鏤といふものが二卷ある。詞の排列が俗にいふ後とり即ち文字ぐさりになつてゐる。例へば伊勢の濱萩といふ語を釋し、次には萩の終の音きから始まる北の藤波といふ語を出してある。この書は果して長明の作か否かは疑問である。

第十一 雲上の歌學

九重の奥深いあたりのことは委しくは分らないが、歴代天皇又は皇后宮にて歌を遊ばされない方は殆ど無い位であらう。併し親ら撰集を遊ばしたのは華山院を始とする。歌合の時には女房といふ名義で御製を御出しになる例は久しく行はれてゐたが、親らその判者の一人に立たせられたのは後鳥羽院を初とする。建仁の千五百歌合には、和歌で勅判を遊ばしたなどは他に類例があるのを聞かない。畏多いことであるが、各般の藝術に堪能であらせられた後鳥羽院は、實に歌人としても當時の第一流の人と優に匹敵あらせられたのである。元久の詩歌合には、左馬頭親定の御假名にて水郷春望の

御製を遊ばしたことは増鏡などにも載つてゐる。建仁二年三月には後京極良經・慈圓・長明・寂蓮・定家・家隆の六人に仰せられて、大にふとき體・からびたる體・艶なる體の三體和歌を詠ませられた。隱岐に御播遷の後は遠島百首の外一部の抄をお遣し遊ばされた。これを後鳥羽院御抄とも御口傳抄とも、隱岐院御消息ともいふのである。

その冒頭に、歌を詠ずるには、人の教にもよらず、又自ら嗜むにもよらず、唯天性に得たるところを以て自ら風情の妙なるところを誦ふべきことや、歌の姿には種々あつて一體を株守するは宜しからぬことを記されてある。個性の發揮とか自己の目覺めといふことが、歌の上にも大切なことを御認めになつたやうで忝ないことである。次に初學の徒も一わたり萬葉集を讀んでおくことや、古集又名人の歌を讀んで自詠がその丸うつしにならぬことや、百首の練習や、歌合及歌會の詠みやう、又難題をよむことなど、須く心得ねばならぬことを七ヶ條に説き示されてある。それから近世より當代に至るまでの知名の歌人の作風に就いての御批評が最後に載つてある。月旦が一々肯綮に中つてゐて、そぞろに御見識の高くあらせられたのに感じ奉るのである。その一端を擧げて見ると、『近き世の上手の中に大納言經信ことにたけあり、うるはしく而も詞巧に見ゆ俊頼堪能のものなり。歌姿二様によめり、美しきやうもことに多く、又もみ／＼と人はえ詠みおほせぬ姿もあり。この一

様は定家が庶幾する姿なり。道を執したることも深かりけり。』俊賴が後には釋阿・西行・清輔・俊惠なり。姿けにあらぬ體なり。釋阿は優しく艶に、心も深くあはれなる所もあり。殊に愚意に庶幾する姿なり。西行は面白く、而も心も殊に深く、あはれなるあり。ありがたく出て來がたき方も共に相兼ねて見ゆ。生得の歌人と覺ゆ。清輔はさることなけれど、さすがに古めかしきことま見ゆ。俊惠法師はおだしきやうに侍り。五尺のあやめ草に水をかけたるやうに歌はよむべしと申しけり。』近き世にとりては大炊御門前齋院・故中御門攝政・吉水大僧正これら殊勝なり。』云々とこれらの評語は人々の長短優劣を十分に洞察された上てなくては出來ないものである。和歌史の資料として價値の大なるものと思ふ。

梨木三位祐爲が大村商全の秘藏本によりて寫した水無瀬玉藻には、後鳥羽院が都近き水無瀬の御殿で、後京極攝政・後久我通光・吉水僧正・定家・家隆等の歌人を御召になつて、上は文武天皇の御時から下は堀河天皇の御代に至る間の歌仙三十六人を選び、歌合に番ひて各自の意見をのべさせられたことや萬葉集に就いての批評や、又歌人の品階など遊ばされたことを録してある。その制作年代は分らないが、當時の歌壇の消息が面白く描かれてある。

院の第二皇子順徳院は英發なる父御門の性質を受けさせられて金玉の什を遺されたばかりでなく

浩瀚なる歌學書を著はされた。それは即ち八雲御抄である。八雲御抄は和歌色葉集の如き前驅のものがあつたにしても、その體裁の整つてよく諸説を網羅してある點に於て、中古の歌學書中最も優れてあるものであらう。御製作の年代は明かでないが、承久以前のもものと拜察する。まづその大體をいつて見れば、一部六卷が次の六つに分けてある。

- 正義部
- 作法部
- 枝葉部
- 言語部
- 名所部
- 用意部

正義部には、歌の六義より歌の種類・歌の病及學書などを説いてある。六義は宋の王昭禹が周禮訂義に風雅頌は詩の體で、賦比興は詩の用であると説いた説と多少似たところがあるやうに思はれる。長歌に就いては『萬葉にはわざと同じ事をいひつがへたるも多く、近代はさやうのことはよくも聞えず』とあつて、長歌の對句を必要と見做されてない。諸體の中、挽歌・相聞・譬喩・問答の次に

相歌といふ一名目を立てられてある。これは物に寄せて人を思ふ類をいつてあるやうだ。又連歌の方則もこの書によりて始めて見られる。今その要を摘んで見れば、

- 一、發句は必ずいひ切るべし。
- 一、初三句中は賦物たしものをあらはずべし。
- 一、三句が中には病を去るべし。
- 一、百韻の中いひきらぬ句の五六句などにあまりたらんは、連歌の面惡かるべきなり。
- 一、構へて連歌をばあらぬ様にひきなし／＼つくるなり。
- 一、一字あるものの名はあらはしてはいづくにもす。
- 一、傍の賦物たしものをすることは惡く聞ゆるなり。
- 一、兩方に兼ねたる賦物は一方にまづしつれば又することなし。
- 一、風情なきものを二方にする尤止むべし。又隠したるにてはなくて、名物をあらぬものになすこと惡しきなり。

といふやうな類である。足利時代に連歌の式が何かと定まつてきたのもこの書に基づくのである。又歌病については、歌合子細などの項を設けて、歌の式に載せてある以外のものを集められ、學書

には百十數部の書目を擧げてある。その中今日に傳らないものが随分少くない。

作法部は歌會・歌合・選集の故實を記してある。歌合は禁中に於けるものと臣下の宅にて行はれたものに分け、歌會は中殿に於てのと尋常のものと二つにし、中右記・江記・宗俊卿記・無名記などの如き日記をも抄出して、準據とすべきものを提記し、又判者・序者・講師・讀師・作者等の項を設けて、その任務・作法・古例等を示してある。選集については萬葉より新古今に至るまでの各集の卷數・歌員・選者・序者・部立・子細及作家の官氏名記載のことまでも落なく記してある。

枝葉部は萬物とか現象とか人事などを天象・時節・地儀・居所・草・木・鳥・獸・蟲・魚・人倫・人事・衣食・雜物・異名・權化の十六門に分け、各門に屬する名稱を擧げて一々それに類語を載せてある。一種の詠歌辭典のやうなものだ。綺語抄や童蒙抄や初學抄を始めとして種々のものから抄出されたものである。言語部は歌語の註釋であつて、始に世俗言二百十八を解説し、次に山緒言八十七を解明し、終には斷簡言として解しがたい語句を含んだ古歌五十二首を詳解してある。名所部は山とか嶺とか池とを沼とかいふ如く五十目に分けて、所在の國名や詠みならつてゐる景物又は言詞などを簡単に書き入れてある。

最後の用意部といふのは作歌法や和歌史に關することが説かれてある。まづその首に詠歌の才は

自發自得にあることを述べ、『歌を詠まんことは心の起るところなり。更に人の教によらず、されば父堪能なりといへども子必ずしもその心をつがず、師匠風骨あれども弟子またその體をうつすことなし』とある。これは作家に對する第一の警告であつて、父皇の御口傳抄に基いた御説のやうである。既に自得のものである以上これを口舌で説明するは難事である。而して作物を味ふには歌の心得のある人と無い人によつて非常な違がある。随つて歌を鑑賞することは斯道に携るもの重要な事である。そこで『歌を心得ることはよむことよりは大事なり』とか、又『歌を見知り心得ることこの道の至極なり』とも仰せられてある。作家と批評家とを相兼ねることは今日では普通にはむづかしいが、當時では二者そろはなければならなかつたのだ。それは『深き心を知らずして深き心をよまんと難かるべし。』との歸結に至るからである。そしてこの關係をばその姉妹藝術の一つである音楽に比してあるのは面白く感じられる。

次に標準とすべき歌體に就ては、素より革新派であらせられ、『まことによくよく幽玄を旨としてよむべきなり』と仰せられてある。この目的に合せん爲には擇詞の必要が起つて来る。そこで優美で華麗な詞を擇むべしとせられた。寂蓮が猪といふ恐ろしき獸も伏猪の床といへばやさしく聞える。これは歌の徳である。やさしきものを恐しげにいひなすのは無下のことであるといふ説を引かれ、

又安阿清行が式に花の中に花を求め玉の中に玉を探るべしといふ説も採られてある。名所の如きも花には幾度も吉野、紅葉には龍州、月には更科、嫉捨て足りると仰せられてある。尤も心のないものに心をもたせ、物をいはぬものに物をいはせる類はあまりに好んではならないが、時宜によりては捨てられないとしてある。詮する所は長明が無名抄にもいつてあるやうに、『只續けがらによりて善惡のある』との説に歸する。次に革新派のあるものに至つては、横道にはいつて教ふことの出來ないものも少くないのを慨かせられ、その弊を矯正すべきことを力説され、若しこれを正さない、獅子身中の蟲のやうなもので、反つて幽玄派を毒するとの御考から、六項に分けて一々指斥された。

- 第一 近き人の歌の詞を盗み取ること。
- 第二 あらぬやうなる秀句を好むこと。
- 第三 詞のいりほが。
- 第四 風情のいりほが。
- 第五 心えさせぬこと。
- 第六 にくいげを好むこと。

(一) 剽竊は文學上忌むべきこと云はずものことであるが、中世には本歌取といふことが行はれ、

古歌を自詠の中にとり入れ、或はその詞句を句はせることを一種の技巧として尙んだが、その弊は近世人は勿論同時の人の歌まで盗むものが出来た。新古今撰者の一人の飛鳥井雅經の如きも能く之をやつたとのことである。それゆゑ「一文字二文字といふとも耳に立つやうなるを」とるは悪し」と制止されてある。定家も詠歌大概の中にこれを止めるやうにといつてゐる。爲家の詞詞といふのもかういふ所から起つたのである。

(二) 秀句は古今集時代から用ひられたが、新古今時代には盛になつて來て、歌は秀句の爲に存するやうな傾もあつた。その流行のはては假名遣は勿論、滑稽に陥るものもあつて、山鳥の尾のしだり櫻だの、さけやき月のかけまくだの、衣をうぢの橋姫だのいふやうな句も出て來た。そこで『ふつと事たがひたることを悪しくひきよするが大きな難』と警められてある。

(三) 詞のいりほがといふのは詞を弄んだ弊をいふので、晴るるか雲の、思ひて物を、消えねただ、霧の有明、風の夕ぐれ、露ふけて、又雲たけてなどいふ類で、あまりに極端に走せてゐるのを制されてある。

(四) 風情のいりほがといふのはあまりに珍しきことをよまうとして、をがしくなつたのを指したもので、遙な沖の帆影から月のさし昇るやうな景色を、舟より月いだしと云つたり、女郎花

に露の置いてゐるのを、花には黄玉・葉には青玉と詠んだり、嫌われ月の水に映るを見て、

雲間ゆくかたわれ月のかたわれはおちても水にありけるものを

と詠んだ類は、奇矯に馳せ、或は理窟に墮したもので、斯道の障礙である。

(五) 心得させぬといふのは、一筋に優しさを好んだり詞を飾つたりする程に、分らない歌を詠んで得意になつてゐるのを指す。

(六) にくいげを好むといふのは、巧を弄して反つて嫌味のあるのを戒められたので、例へば

惜しからぬみ山おろしのさむしろになにと命のいく夜ひとりね

の如きは惜しからぬ身を深山にうつし、寒しをさ席にうつし、命の生くを幾夜にうつしたもので、あまりに鎖りつゞけて厭味がさしてゐる。名人にもこの失はあり易い。ましてその以下では尙更である。

以上は斯道に於ける破邪の方面で、次には顯正の方面を説かれてある。これも亦六つに分けてある。

第一 風情を先とすべきこと。

第二 心を先とすべきこと。

第十一 雲上の歌學

第三 詞を先とすべきこと。

第四 古歌を取ることに。

第五 てにをはといふこと。

第六 よく／＼思惟すべきこと。

(一) 風情を求めて詠むことは誰も皆同じやうであるが、心の至ると至らざるとに由て差異があること、又餘りに思索に過ぎて奇矯に陥るのは善くないこと、又古歌の風情をとるのは最もよくないことを述べられてゐる。

(二) 近代の人があまりに詞を優しくしようとして、一向無意味の歌を詠むのは平懐の歌にも及ばぬことである。中世風の歌の悪いといふのは心を先として詞を飾つてないから、上古の歌のよいのは兩方を兼ねてゐるからであるといふ説かれてある。

(三) 心があつても詞の聞えにくいのは面白くないことを述べ、詞一つて眼のあるなしが定まることや、弱い詞や、だびた詞は返す／＼よくないことなどを示されてある。

(四) 本歌を取るのに二つの取りやうがある。一には詞をとりて心を換へ、二には心ながらとりて物をかへるのである。詞をとりて風情をかへたのは善いが、風情をとるのは最も見苦しい。

近代は古歌をとることが盛になつて來たが、その中にわざとめかしく耳に立つて、それを取つただけが詮のやうにしたのは、此道の魔であると記されてある。

(五) てにをはの事といふのは詞の上からの見方で、同じことも一文字で善くも悪しくもなる。又続け方が悪いと、文字うつりが耳に立つといふやうな御考から、てにをはにも注意を拂ふ必要がある。併しててにをはの少しの差合を嫌つて、それを矯めやうとして却つて調子が緩んでかきな歌になるのは善くないと呉々も説かれてある。

(六) 人には速吟に長けたものも遅く詠み出すものもあるが、一體からいへばよく推敲するのが必要である。當座によいと思つても、翌日見れば見ざめがするから、よく工夫するが善いことを例を引いて説かれてある。又當代の弊を矯正すべきことを述べて、『さて第一歌のよきやうは、ただすぐに艶なるべきなり。然るをこの體心に任せて云ひがたき故に、心こもりて艶なるは第一なり。艶ならむとすれば必ず心足らず、心すぐならんとすれば又艶ならざるなり。ただ艶ならずといふとも心をたしかに詠むべし。返々やさしきを好むべからず』と歌の標準を示し、この道を知らぬ人は優しくて心なき歌を好むことを戒め、『させることなきことをもよくいひ續け、珍しからぬことも新しくいひなすべきなり。』と續け方の上に工夫すべきことを説き、『上

句くだけたらば、下句は構へてすぐに、下句ことがましくば、上句をすぐに詠むべし。上下共にすぐなるは本なり」と説かれ、同じ幽玄體を理想と遊ばされながら、時弊を覽そなはして誠あり力あるすぐなる體を貴ばれた。

次に萬葉以降當代までの著名な歌人を時代の順を追ひて月旦してある。先皇の口傳抄に比べると一層委しいもので、作者を經として見たる和歌史といつて差支がない。その中に公任卿は天下無双とか、西行は誠にこの道の權者とか云つて賞讃されてある。最後に歌人が明け暮れ必讀すべき三部の書をあげてある。即ち『歌の仔細を深く知らむには、萬葉集に過ぎたるものあるべからず。歌の樣を廣く心得ん爲には古今第一なり。詞につきて不審をも開くかたには源氏物語に過ぎたるはなし。』とこの御説は近古並に近世の斯壇の式目の如くに遵奉されていつた。後世和歌の三部書などいふものは實にこの書に始まつてゐる。

第十二 御子左家の歌學 その二 定家

清岩和尚は『歌道に於て定家を難ぜん輩は冥加もあるべからず、罰を蒙るべきなり』と褒めた。

へ、又例年八月二十日はその忌日であるといつて、その道に志す人が歌の會を催したりする程貴はれた京極中納言定家は、俊成卿の愛子であつて、幼い時から歌の稽古を怠らなかつた。二十歳の時に詠んだ養和の百首を始として詠百首だけでも随分少くない。元來が執拗で負けずきらひで、一旦の怒に乗じて癩癩を起して失敗したこともあるが、父の執成で出仕も出來、それに後京極攝政の援護も絶えずあつて、官位も滞らなかつた。夙から藤原家隆と並べ稱せられてゐた。元來家隆は天才の人、定家は修養の人で、定家自身もそれを認めて、家隆は歌よみ我は歌作りといつた程であつたが、光榮な歌人の後といひ、權門の推輓はある、修養は絶えず努める所から、その名は次第に重く、わけて三上皇が播遷遊ばされた後、家隆の心は常に浪風の吹き荒ぶ沖の小島へ趁せ、遙に仙院を慕つて意氣銷沈してゐるに、定家は攝家の門に趨り、大樹の蔭に身を寄せて、いよく元氣を加へ、老後にも歌書やこれに關係ある物語などの異本を作つたりして、遂に一世の大宗匠となりすまし、箕裘の業を續いて、愈々これを光らし、子孫にその説を繼承させ、遂には和歌所の所領さへその家筋のものにするやうになつたのである。斯ういふ風であるから歌學の書も多からうと思ふが、その名を冒つたものは多くても、眞に定家の作と定むべきものは割合少い。詠歌大概とか、毎月抄や秀歌之體大略などはその慥かなものである。

詠歌大概は梶井宮尊快法親王の爲に作つたものだといふ。漢文で書いた僅か二枚ばかりのものである。その全文は七條の大綱から成つてゐる。

- 一、情以レ新爲レ先
- 一、詞以レ舊可レ用。詞不レ可レ出三三集。
- 一、風體倣三堪能先達之秀歌。

近代之人所詠出之之心詞雖三一句三謹而可レ除三棄之。

- 一、於三古人之歌三多以三其同詞三詠レ之已爲三流例。

但取三古歌三詠三新歌三事、五句之中及三三句三者、頗過分無三珍氣。二句之上三四字免レ之。

- 一、常觀三念古歌之景氣三可レ染レ心。誠可三見習三者、古今三伊勢物語、後拾遺、三十六人集之内殊上手之歌可レ掛レ心。

- 一、雖レ非三和歌先達三時節之景氣世間之盛衰爲レ知三物由、白氏文集第一第二帙常可三攝三。
- 一、和歌無三師匠、唯以三舊歌三爲レ師、染三心古風、習三於先達三者誰人不三詠レ之哉。

これは定家が如何に歌むべきかを示した法典であり、信條である。固よりこれは大綱に止まつてゐるが、別に註解や口傳がその當時に於てもあつたであらう。後世歌をよむものはこの法典を金科

玉條としてゐた。随つて公卿の家には一本を備へてゐないのは無かつたであらう。この僅かばかりのものにどれくらゐる註釋書があるか。之を調べて見ても定家卿の勢力の範圍をトすることが出来る。私の調べて歌書綜覽に挙げたものが三十種ある。宗祇、一條冬良、三條西實隆、兼載、三條西公條、紐巴、近衛信尹、三條西實枝、細川幽齋、後陽成院、後水尾院、加藤馨齋、中院通茂、望月長好、玉手貞直、荒井堯民、金谷興詩、齋藤彦麿等で、この中には一人で二部書いた人もある程である。今私どもの眼から見ると、第五條の如きは創作的氣分を發作せしめやうとする修養法を説いたものと考へる。第一條から第三條までは構想するに當りその標準となるべきものを示したもので、一は想に、二三は形に屬するものである。その他は禁制的のもので後に制詞の立てられる基である。大體が消極的に傾いてゐるは時世の影響であらう。最後の和歌に師匠なしといふのは自發に基くことを示した金言であつて、後に師承傳授がことごとしくなつた世には、尙更ききめのある詞であるが、舊歌を主とするといへば、矢張歌學が入用になつて來る譯で、實際とは矛盾がある。創作的氣分を振作するにしても、西行がやつたやうに、旅行を爲して自然に親しく接するといふことを説かず、又その信仰してゐた俊賴のやうに、新しい場合を新しい詞てあらはすといふまでは行かなくて萬事が控目である。

次に秀歌之體大略又略しては秀歌大略は頓阿の説によると後堀河院に奉つたものだといふ。詠歌大概に附屬したもので、古歌の中善い歌を抜いた集である。別に部立はしてないやうであるが、四季から始めて神祇・釋教・離別・戀の次第によりて、古今の秀歌を百あまり列ねてあつて、その作家は古い所は天智天皇、柿本人麿から、新しい所は後京極攝政、壬生家隆まで四十三人を選び、一人に一首から多きは四五首まで採つてある。これに似たものに正風體抄といふ書があつて、優雅な歌八十首を擧げてある。これも同じく定家の作といひ來つてゐるが誤である。その歌は千載・新勅選・續後選の中から採つたもので、續後選は建長三年の奏覽であるから、定家の歿後より十二年も後のもので、恐らくはその孫の爲氏あたりの作つたものと思はれる。

次にこれと同じやうに問題になつてゐるのは小倉百人一首である。定家の子孫の二條家では、詠歌大概・秀歌大略・百人一首を家傳の三部抄として、歌學の一に數へてゐる。今日からいへばただ選歌の集であつて、別に歌學書ではない。この書の創作につき昔から種々の説があるが、本據になるのは定家の日記である。即ち明月記の嘉禎元年五月二十七日の條に、「予本不知書文字事、嵯峨中院障子色紙形故、予可書由彼入道懇切、雖極見苦事、整染筆送之。古來人歌各一首、自天智天皇以來及家隆雅經」とある。この入道は誰であるかといふに、安藤年山は卿の夫人の父、

宇都宮賴綱入道蓮生のことであらうといつてゐる。そしてこれを選んだのはこの入道で、定家はただ書いたばかりであらうといふ説もあるが、自分は定家を選んで書いたといふ説を取つてゐる。而して今傳つてゐるものは家隆の次に後鳥羽順德兩院の御製があるからおかしいといふ説も起つてゐるが、始め定家は新勅選を選んだ時に兩上皇の御歌をとらなかつたと同じ筆法であつたのを、後その子孫がこれは和歌の上であれ程堪能におはしました兩上皇の御製をあげないのは面白くないから、中程の二人を削つて、最後に兩院のを加へたものと想像する。

次に承元の初に鎌倉右大臣に贈つたといふ近代秀歌には始に貫之以來の歌の變遷をざつと述べてある。中に『貫之歌、心巧に、たけ及びがたく、言葉つよく、姿面白きさまを好みて餘情妖艶の體をよまず』と評してある。その流を酌むものが後になつてたけも及ばず言葉も賤しくなつていつたのを、桂大納言經信を始め、俊賴、顯輔、基俊及俊成がよくその弊を去つて古き姿の歌を庶幾したことを述べ、又近世少し趣向をかへて、花山僧正や在五中將などの詠んだ風を復活させたことを述べ、次に歌の標準としては、『言葉は古きを慕ひ、心は新しきを求め、及ばぬ高き姿を願ひて寛平以後の歌にならば、自ら宜しきこともなか侍らざらむ』といつてある。次に本歌取のことなどを説き、末に前記の六人の秀歌を二首より十首まで載せてある。始の書出しが將軍に送つた體ではな

くて手控の趣がある。又寛平以後の歌を手本とするところも詠歌大概とは少し矛盾する。この邊は少し首を傾けられるが、餘情のことや、心新しく詞古くなどいつてあるところは詠歌大機の説と符合してゐて、又井蛙抄の風體の部に京極被進右府將軍抄云と引川してゐるものに一致するから、多分定家の作であらう。續群書類從本には定家卿和歌式と外題してある。又承元和歌式と題した寫本もある。これは爲家の奥書に承元の頃將軍から尋ねられて、先人が註したといふことがあるから起つた名である。實朝が和歌の教を請うたり、定家が歌文書を送つたことは東鑑の建曆二年及三年の條や明月記に見えてゐる。新見正路が冷泉爲廣日筆本によつて校合した寫本にはその終に和歌十體を添へてある。定家の作か、子孫の所爲か分らない。

定家の歌學説の詳しいものは毎月抄である。これは承久元年七月に衣笠内府家良に送つたもので、一に定家卿消息とも和歌庭訓ともいふ。徵書記物語にこれを鎌倉右府へ遺された抄だといつてあるのは誤である。今川了俊の無言抄に擧げてあるものは近代秀歌ではなくて、この毎月抄のことであるらしい。この消息には歌體・詠歌法を主として、想と詞との關係・詠歌教授法の事まで説いてあつて、定家の歌學に關する全般の意見を包容してある。まづ詠歌法から説いて見る。詠作する時の心理狀態に關して、『歌にはまづ心をよくすまはす一の習にて侍るなり』とも又『とざまかうざまにては、

つや／＼續けらるべからず。』とも、『よく／＼心をすましてその一境に入りふして』云云ともある如く、語は簡單であるが、雜念を去つて精神を純一にする必要を述べてある。創作するには精神集注といふことが大切である。若しそうでないと眞に作氣といふものは起らないのである。併し定家は西行などと違つて自然派の分子は殆ど見られない。全くの技巧派である。在野派でなくて廟堂派である。この間の消息は徵書記の物語がよく示してある。即ち『西行が一期行脚に出てて歌をよみしゆゑ、行道して案じ、或は北面の戸を細目にあけて月の影を見、定家は南面をとりはらひて眞中にゐて、南をはるかに見はらして衣文正しく着て案じ給ひき』とあるが如く、その創作時の態度に於いてもこれを證してゐる。随つて『歌はかまへて正しく坐て詠みならふべく候。或は立ちながら案じ、うつぶして詠みなど、身を自由にしてよみつけぬれば、晴の時法式たがひたるやうに覺えてよまれぬ事に候』と氣分ばかりでなく、坐作の態度までを注意してゐるのである。次に構想するには、古歌や詩などで立意するが善いといひ、已に試作したものは幾度も補正する必要を述べてゐる。『我心に日頃面白しと思ひ得たらむ詩にても、又歌にても、心におきてそれを力にてよむべし』『兼日も當座も歌をばよく／＼吟詠してこしらへて出すべきなり。疎忽のことは後難侍べし。』と述べてある。そうしてもし心底が亂りがはしく臆氣がさして來て、究竟の目的たるべき有心體の歌の詠ま

れないときは、方便として景氣の歌といつて、何といふ意味はなくても、姿や詞がさらりとした歌を四五首連ねて見るがよい。その中には濃氣も去つて機分も美はしくなり、本體によまれるやうになると説いてある。又場合によりては白氏文集などを密かに心の中で口ずさんだり、又差支のない席ならば高吟するが善い。詩は心をけだかくするものであるからといつてゐる。又初心に對しては、次の如く丁寧に説示してある。初心の程はあながちに案すまじきにて候。間斷なく案じ候へば、性もほれ、かへりて退く心の出で來候。唯口なれん爲に柔かに詠み習ひ侍るべし。さて又時々しめやかに案じてよめ。初心の時はひとり歌を常に早くも遅くも自在にうちよみ習はすべく候。未練の程は日頃よみ馴れたる題にてよむべきにて候よし申事にて候。曲名題などはちと詠口なれて後、今と覺えむ時又よみ習ふべく候。』と構想並に試作に方りて種々と細かい注意をしてある。又本歌取の詠みやう並に題詠の仕方を説き、次に歌體を十にわけてある。その名目は

幽立様 事可然様

麗様 有心體

長高様 見様

面白様 有一節様

濃様 鬼拉體

であつて、その名義は道濟の十體などと變つて、鎌倉色といはうか、和臭といはうか、いづれも固くらしくない名である。その中、始の四つは基本の姿である。すなほにやさしい姿が自在に出来るやうになつたならば、次の長高様以下の五つは學び易い。最後の鬼拉體は初心のものは詠みにくい體である。十體の中歌の本意とするは有心體である。この有心體は他の九體にも亘つてある。幽立にも、長高にも、その他にも、心のないものは歌ではないが、特にここに擧げてある有心體は他とは違つて、ひたすら心の深いことを旨とするのを指したのである。特に戀や述懐などの題はこの體でなくてはよくないと説いてある。この十體には解釋や例歌が別に添へて有つたかと考へられる。三五記などはそれに基いて出來たものであらう。今この十體を分類して見ると、互に相交つてゐるものもあるが、大略次のやうになる。

有心體 情意の深くこもれるもの
事可然様 最もと思はれるもの
面白様 趣向の面白いもの

見 様 實況の見るやうなもの
描寫を主とするもの 花 様 花の如く立派なもの

濃 様 こまやかに描いたやうなもの

聲調を主とするもの 長高様 調子とのつてゐるもの
鬼拉體 強い調のもの

表現の趣に 幽立様 奥ゆかしく餘情のこもれるもの
由るもの 有一節様 一かど珍しい所のあるもの

又詞に就きては多大の注意を拂ひ、心と詞の二つを鳥の兩翅に比し、歌の上に花實といふのは詞と心とを指すので、古歌の實を存して花を忘れといふのは心を主とし、詞とする義であるといつてある。又詞の續け方が大事で、幽立の詞に鬼拉の詞を連ねたりするのはよくない。と説き、又「歌の大事は詞の用捨にて侍るべし。詞につきて強弱大小候ふべし、それをよく見認めて強き詞を一向にこれをつげ弱き辭をば又一向にこれを連ね、かくの如く案じかへし、太み細みもなく、なびらかに聞にくからぬやうによみなすが、極めて重事にて侍るなり。」と示してある。又「歌にうけられぬは秀句にて候」と秀句の弊を極言し、病犯に關しては聲韻病のみを嫌つて、「天性病に犯さ

れぬ程の歌になれば、何れの病もいたづらに候べし」といひ、次に歌の教授に關しては、個人性を認め、それによりて適當な體を授けるが宜しいとし、「十體をば人の趣をみて授くべきにて候。器量も器ならぬも稟けたるその體あるべし、或は幽立の體を受けたらむに人に鬼拉の體をよめと教へ、又長高様を得たる輩に濃體をよめと教へむことは何かはよかるべき。」とも「その人のよめらむ歌をよく見認めて後風體を授くべきにて候」とも又「一體に入ふして餘體を捨てよとは候はず。得たる體を地盤として正體によみすすんで餘の體をよむは苦しく候ふまじ」とも述べてある。定家は又長歌短歌の名稱に關し、古今集以來の謬説を正さうといふ考から、萬葉の端書などを考へ、喜撰・孫姬等の諸式を引いて、五七の連續してゐるのを長歌とし、三十一字のを短歌と決定した。その考證を書いたものを長歌短歌古今相違之事と名づけてある。これはその父俊成の考に基いたものである。

又歌合の判詞の中、「詞は古き歌にならひ、心は我心より思ひよれるや、歌の本意には侍らん。三代集に入らぬ歌は本歌ともせずなど立て申す人も侍れど、さるべきことにも侍らず」など千五百番歌合の判にかきつけてゐるが格別のものはない。定家は新古今集の選者の一人に加つたが、更に後堀河天皇の御宇に勅を奉じて一人て新勅選集を選んだ。併しこの集にはあの通り和歌に堪能であら

せられた後鳥羽順徳兩院の御歌を一首も入れなかつたので、その同胞の越部禪尼は大に憤慨して、京極中納言の選てなかつたら手にも取つて見たくなかつたと消息中に述べてゐる。

定家は六條家に對して相争つた。長歌短歌古今相違之事の如きも、顯昭に當つた書である。顯昭が日本紀歌註を奉つて法橋に叙せられたのを、定家は排斥してゐる。又顯昭の弟の季經とは一層仲が悪くて、正治二年四月仙洞の歌合に季經が判者になつた時には、定家は作者を辭して季經を誹謗した。同じ年の八月の院の百首に召されなかつた時も季經の仕業といつて悪口した。尤も父俊成の奏狀によりて、やうやくその人數に加へられた。又慶融上人がまとめて本にした顯註密勘は、顯昭の古今註に對し、定家の異存をこれに書き加へたものである。その後六條家では唯有家ばかりがのこつてゐたが、終にこれは定家の下風になつてしまつたのである。

定家の歌學書と銘を打つたものがまだ外に少くない。桐火桶、三五記、愚秘抄、愚見抄、未來記、雨中吟、和歌いろは、和歌書様並會之次第、定家卿相語、定家卿物語、辭案抄、古今六義定家註解などは皆それである。併しその多くは假託か間違かである。この外に寛文四年の板本に和歌手習といふものがある。それは後鳥院御抄を抜いたもので、元祿板の定家和歌風體抄といふのは久我通光風體抄と同じものである。かういふ風に何でもかても定家の作とするくらゐ、後世にはその聲望が

盛であつた。これらの書中主なるものは、二條冷泉京極三家の對峙したことを述べる所に更に評論する。

これとは別で、吾人が定家を徳とするのは、晩年に至り歌集や物語や日記などを校合したり書寫したりして、定本を作つたことである。その日記の明月記を繕いて見るとその様子が分る。元仁二年に源氏を寫して校合し、天福二年には大和物語や後撰集を寫したとか、土佐日記は二日間で、千載集は五日間で寫したなどといふ記事がある。老來鏗鏘として斯道に努めたことが分る。この定本の幾種は前田侯爵家に珍襲せられてゐる。此の歌學界の偉人は仁治二年に薨去した。中世の歌學はこの卿を境として振はなくなつた。それはその子孫が和歌所を預つてこの文學の萎靡沈滞を來たしたからである。嵯峨二尊院のあたりこの偉人の奥城は今や篁のかけに哀を留めてゐる。

附

俊成卿が未來の歌仙と評し、後京極の攝政が當世の人麿とたたへ、その詠んだ歌數が六萬首に上つたといふ壬生二位家隆（嘉禎三年薨す年八十）にも何か歌學上の考があつただらうと想像される。後鳥羽院自歌合の判詞は家隆のつけたものであるが、それには格別のこともない。その子中納言隆祐の家集の終に、父の言を引いて『歌をよまんには心を新しく詞は古かるべし』云々と擧げてあるが、

それは定家と同じく當時一般の考であつたであらう。別に家隆卿口傳抄といふものが一卷あつて、建久三年大中臣忠光の奥書があるが、恐らくは假託の書であらう。その高妙體の例に出してある『調の渡すやいつこ』の歌は家隆の作である。これはよき歌ではあるが、當時は自詠を例に引くことはあるまい。試にその内容をいへば、『歌は花鳥風月に寄せてよむとも必ず心にあつる所専一か』と主觀的に詠むべきこと、又歌體を秀句・譬喩・對揚の三つに分け、更に五品四品の區別を立ててゐる。五品とは高妙・豪逸・皎潔・沖淡・藻麗をさし、四品とは芙蓉・寒松病枝・轉石千仞・賢卑同笑とに分けてある。舊來の分け方とは名も變つてゐる。或は風體旨格などについてゐる詩の十勢などから思付いた名かも知らない。又三十一文字の五句に色々の名を付けて説明してゐる。

頭 肩 腰 尾 足
冠 衣 帶 裳 沓
五 七 五 七 七
標 流 與 曲 隱又證
遍 序 題 曲 流
序 體 腰 偏 流

登蓮が傳
如願法師が傳

冠は頭にあるから氣高く、衣のかゝりはたをやかに、帯はつめよ、腰は切らないやうに、裳はゆるがせよ、沓は上に向へよなどと説いてある。又標は題をあらはしてよみ、流はいひ流せ、與は思ひ合せていひきるな、曲は題をほめ、證は上下の句にかけ合ふやうに詠めなど、各句の詠方を委しく指示してある。(後、標・流・與・曲・證を歌の五義と稱へてゐる歌學者もある。)又句に親句疎句正句の別などを説いてゐる。句毎に斯ういふことを説くのは二條良基公時代か、或はもう少し下つた時代よりのことかと考へられる。この他に自筆の和歌作法などいふ古寫本もあるが、眞偽が分らない。

中古六歌仙の一に數へられ、一條院門主に『人ごとに一つの癖はあるものを我にはゆるせ敷島の道』と答へた、吉水僧正慈圓(嘉祿元年七十一にて寂)の作と傳へられてゐる色葉和雜抄(十卷)は萬葉以下金葉詞華千載の諸集から難解の詞を抄出し、いろは順に連ねて解釋したもので、云はば一種の歌詞字典である。契沖阿闍梨は慈鎮和尚の作ではなくて、足利時代の始頃に天台の僧の作つたものだと説いたと安藤氏の年山紀聞に載せてある。果してさうかはまだ斷言が出来ない。

土御門右大臣通親の子で、後久我太政大臣と云はれた源通光(寶治二年六十二歳で薨じた)にも一二の歌書がある。その一つは歌仙落書、又一名を通光風體抄ともいふ。近世の歌人二十人の秀逸各數首を選び、その始に物に譬へて各自の作風を優美な筆で批評してある。定家の毎月抄に『歌を

よく見分けて善惡を定むることは殊に大事のことには候』といつてある如く、歌の批評といふことが段々重んぜられ盛になつて終に斯の如き書を生ずるに至つたであらう。殊に著者俊惠法師の歌苑抄の選み方が腑に落ちないといふので、古今の序の六歌仙の評に基き讃辭を作つたのである。俊成、清輔、實定、頼政、寂蓮、二條院讃岐などは採つてあるが西行は入れてない。尙一つの著作は續歌仙落書である。これは外題の示す如く前書の續篇であつて、大納言良平以下二十五人の作を一人數首づつ選出し、同じく首に歌風を品評してある。定家・家隆・雅經・有家・秀能・宮内卿・俊成卿女などもその中にある。著者が東山に世を遁れたといふことがその序中に書いてあるが通光がさういふ經歷をもつてゐたかは不明である。類從本の歌仙落書には外題の下に俊成卿亭と附記してある。これが通光と何の關係があるかは疑はしい。或は別の人の作であるかも知れない。歌風を批評した書は尙他にもある。建長二年に小野春雄の選んだ秋風抄もその一つである。この書にはその序に定家・家隆以後の名家、爲家・知家・信實・行能・俊成の女隆祐の六人の歌風を支那の上陽人や賣茶翁のやうな人物に比べて批評してある。それで當時の流行を見るべしである。

第十三 御子左家の歌學 その三 爲家

普通の家でも相當のものが三代續くと基礎が固まる。御子左家も俊成定家二代で高く築き上げた歌の家筋が三代目の民部卿大納言爲家（建治元年薨す。年七十八）の守成に由つて、歌道の門戸が一層確くなつて來た。歌風は個性によりて異なるべきのみならず、時代によつて移る。技巧を重んじた花やかな新古今風は絢爛の頂上に達し終に行詰りとなつた。京極中納言が二度目の撰者となつて新勅選集を選んだときには大に實質な風を帯びて來た。大納言爲家は父のこの一面を理想として穩健な歌風を庶幾した。常々門下に諭していふやう、『歌をば一橋をわたるやうによむべし。左へも右へも落ちぬやうに斟酌すべきなり。心のまゝに詠むべからず。』（井蛙抄）と、消極的なのは爲家の個性に基き、時代の趨勢にも由る。爲家はこの主義で第十番目の勅選の續後撰集を選んだ。故人の中、急進派の源俊賴の歌は僅々三首しか取らないのに、保守派の藤原基俊の歌は十四首も收めてあるので、その間の消息を知るべきである。此の集は喩へて見れば、平田に沿つてゆくすぐい道のやうである。忽にして山、忽にして水の變態を賞することは出來ない。辨入道眞觀は難續後撰を書いたことが井蛙抄に見えてゐる。この大納言の著に八雲口傳がある。この書は一名を詠歌一體ともいふ。寫本には三賢秘訣また小點和歌と題したのものもある。委しく詠歌法を説いたもので、細々したる點を小供に含めるやうに説き示してある。まづ題をよく／＼心得おくべきことの條には、題の字

を詠まずにおとすは重い難である、落題である、題の字の多いときはその中で詮とすべき字を見極めてよむがよい。題の字を始の五文字に入れるは無念である。題を上句にいひつくしたのは悪い。難題は本歌にすがりて詠め、風情の廻しにくいときは證歌を求めて案するがよい、花の題に落花を詠むのは連歌の傍題のやうて面白くない。異名をことさらに求めてよむは善くない。尤も牡丹の紫苑のやうな聲のよみ物は深見草とか鬼の醜草といふやうに異名がなくて叶はない。名所を詠むには聞なれた所をよむが宜しい。百首を詠むときは地歌とてあまり案じない歌をよむがよい。三十首とか二十首とかの歌では歌ごとによく詠んで地歌の交るのはよくないなどと説いてある。次に歌の姿に關しては、『詞なだらかに、いひ下し清げなるは姿のよきなり。同じ風情なれども、悪く續くれば、あはれよかりぬべき材木をあたることかなと難するなり。優しからんとて、そぞろになへくとよみたるも悪し。したたかならんとてあまりに慥かなるも品なし。』『ゆうゆうと詠み流しつべき歌に、物をいくらもいはんとすれば、あそこもここもひぢ入りて悪きなり。すべて少しさびしきやうなるは面白くよき歌と聞ゆるなり』などと説いてある。どこまでも穩健主義で、その極は着想に何等の奇抜もなく清新もなく、平調に了るのである。歌の修辭に關しては寄せがあるのが善いとか、文字餘りや重句は殊更に好むべきでないといつてあるに過ぎない。

尙歌詞のことといふ條には詠歌大概の所説を遵奉し、近世の人の詠んで珍しい語句、例へば霞みかねたる、うつるも曇る、花の宿かせ、嵐ぞ霞むの如き主ある詞は決して取つてはならない。又一音の詮となつてゐる詞をとつてはならない。大淀の浦には今は松は無く、住吉の松には今は波はかからないけれども、即興の歌でない以上は尙古のまゝによむが善いといつた風である。制詞といふことは古くよりいつて來たが爲家に至つて大に殖えて來た。次に『歌は心を珍しく案じ出して我物ともつべしと申せど、さのみ新しからんことはあるまじければ、同じ古ごとなれども詞のつゞきしなしやうなど珍しく聞きなざる、體をはからふべし』と説いてゐる。爲家の如上の考は、河合社歌合や寶治二年院歌合の判にも見えてゐる。歌の徳に關しては院歌合の中に『大和歌は古も今も人の心より出て、世のことわりをあらはし、神の教に従ひて、君の政を助くるにもこの道著しかるべし』といつてある。爲家は二代の選者の後を承けてゐても、才學は父祖には迎も及ばなかつたから、六條家の知家にも大分やられた。彼の寶治二年院歌合の時には爲家の判が善くないといつて、蓮性は陳狀を奉つた。餘の人の先例ではうけがはないだらうといつて、その父定家の判などを引いて來て、わづかのことを散々に攻撃した。又前にも記した辨入道とは互に反對の地位に立つてゐた。爲家が續後撰を選んだ後、正元の初め頃に第十一番目の勅選集を仕るべき仰を受けてゐたのに、その後弘

長二年に至り少し模様がへとなり、鶴内府以下四人の選者を加へ、新古今の例にならひ五人の選者となり、ことに反對派の辨入道も加へられたので、爲家の失望は一方でなかつた。

玉津島あはれと見ずや我が方は

ふきたえぬべき和歌の浦風

など詠んで嘆息してゐた。辨入道眞觀（建治二年歿す。年六十七）は本名を光俊といひ光親卿の子で、もとは京極家の教を奉じてゐたが、爲家と歌風が合はないので物別れとなつてゐたが、鶴内大臣とも仲が善く、鎌倉將軍宗尊親王の歌道師範にとりたてられた所から、爲家と對抗した。癸寛前に眞觀がきりまはしたので爲家が『仙人のわたましのやうに鶴に物を負はするは』と誹つたりした消息は井蛙抄に見えてゐる。また開闔の役を務めてゐた日向守兼氏が眞觀に心を寄せてゐたかと疑つて、兼氏の歌三首を削つたといふことや、續拾遺集の成つた後、爲家は所存相違のことを父の門人である常磐井入道相國に狀を以て申出た話も傳つてゐる。

眞觀は爲氏の平調を喜ばないで、むしろ強直な風を好んでゐた。一橋を渡るやうに詠むとか塔を組むやうに詠むとか教へてゐた爲家から見れば異端である。随つて爲家は眞觀を評して単人の薩摩の瀬戸など詠みて人ををどすといつてゐた。眞觀は鞍川上といふ歌書を著した。その所説は公任の

新選髓腦を骨子とし、題詠に關しては俊賴口傳によつてゐる。その末に歌の委さまぐにあるが、長け高く遠白き體を第一と考へると説いてゐる。爲家對眞觀の争は爲家の子爲氏にも及んだと見え、爲氏は和歌用意條々の中に爲家と眞觀との歌を比較し、眞觀の作の淺薄露骨なことを指摘してゐる。この用意條々は作者不明のやうに云はれてあつたが、その内容を檢して爲氏の作たることが明であると自分は信ずる。又爲氏の弟の源承法眼の和歌口傳にも反對派の眞觀のことをいろ／＼と書いてある。

第十四 二條京極冷泉家の分立

御子左家は爲家に至り二條と稱し、その後三家に分れ、爲氏は二條と稱し、爲教は京極又は毘沙門堂と稱し、爲相は冷泉と稱した。

御子左家が和歌の家筋となつてから三代、爲家に對し知家・眞觀の反對があつたが、その後は他家との争止んで、宗族間に於ての争を生じた。その種を蒔いたのは爲家である、その争は遺産相續争から起つて、終には歌の流派の争にもなつた。